

令和5年度

# 岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の子どもに関する補助金」

概要版

令和6年3月19日

岐阜県包括外部監査人

弁護士 尾藤 望

## 目 次

序章 監査総論 .....	9
第1 包括外部監査の概要 .....	9
1 選定した特定の事件 .....	9
2 監査対象期間 .....	9
3 事件を選定した理由 .....	9
4 包括外部監査の方法 .....	10
5 主な監査の視点 .....	10
6 包括外部監査の期間 .....	10
7 包括外部監査人及び補助者 .....	10
8 利害関係 .....	11
第2 報告書の構成 .....	11
第3 財務監査の範囲等（包括外部監査の対象範囲） .....	11
第1章 岐阜県の補助金・子ども政策の概要 .....	12
第1 本章の概要 .....	12
第2 岐阜県の補助金 .....	12
1 「補助金」について .....	12
2 岐阜県の補助金の額（過去の推移） .....	12
3 補助金に関する監査及び県の取り組み .....	13
4 補助金全般に関する指摘・意見 .....	13
第3 岐阜県の子どもに関する施策 .....	15
1 こども基本法の成立及びこども家庭庁の発足 .....	15
2 第4次岐阜県青少年健全育成計画 .....	15
3 第4次岐阜県少子化対策基本計画 .....	16
4 岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン .....	16
5 子どもに関する補助金 .....	17
第4 私学助成金・就学支援制度 .....	17
1 私学助成金とは .....	17
2 就学支援制度とは .....	18
3 私学助成・就学支援制度の歴史 .....	19
4 私立学校法人に関する県の監督 .....	21
第5 子どもに関する補助金の評価の視点 .....	22
1 子どもに関する補助金の範囲 .....	22
2 本監査における評価方法 .....	23
第2章 各部局における補助金の監査結果 .....	24

第2章の1	環境生活部	24
第1	私学振興・青少年課	24
1	私立高等学校等教育振興費	24
2	私立幼稚園教育振興費	24
3	私立学校耐震整備事業費補助金	25
4	私立高等学校等就学支援補助金	25
5	授業料軽減補助金	25
6	私立高等学校等入学金軽減補助金	25
7	私立学校等給食費緊急支援補助金	25
8	私立学校等スクールバス利用料支援補助金	25
9	授業料減免事業臨時特別経費	25
10	授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫）	25
11	私立学校授業料軽減補助金（被災児童生徒支援関連）（国補）	26
12	岐阜県私学教職員退職金社団補助金	26
13	子どもの安全対策支援事業費補助金	26
14	日本私立学校振興・共済事業団補助金	26
15	幼児教育環境整備事業費補助金	26
16	地域子ども・子育て支援事業費補助金（未移行幼稚園分）	27
17	認定こども園施設整備事業費補助金（公共）	27
18	私学団体等補助金（補助金）	27
19	青少年育成県民会議運営費県単補助金	27
20	岐阜県青少年育成事業補助金	27
21	地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金	27
第2	文化創造課	28
1	芸術文化振興事業費補助金	28
2	清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（アート体験 国補）	28
3	ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金	28
第3	文化伝承課	28
1	県立高等学校文化部活動振興費補助金	28
2	全国高等学校総合文化祭派遣費	29
第4	環境生活政策課	29
1	地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金	29
2	家庭教育支援推進事業費補助金	29
3	県子ども会育成事業費補助金	29
4	第18回日本スカウトジャンボリー派遣事業費補助金	29
5	岐阜県ボーイスカウト・ガールスカウト事業費補助金	29
第2章の2	健康福祉部	30
第1	子育て支援課	30

1	子育て世帯負担軽減事業費補助金	30
2	地域子ども・子育て支援事業費補助金	30
3	地域子ども・子育て支援事業費補助金（新型コロナ分）	30
4	地域子ども・子育て支援事業費補助金（重層支援事業分）	30
5	岐阜県施設型給付費等補助金	31
6	出産・子育て応援事業費補助金	31
7	保育補助者雇上強化事業費補助金	31
8	私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金	31
9	地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金	31
10	療育支援体制強化事業費補助金	31
11	低年齢児保育促進事業費補助金	32
12	第3子以降保育料等無償化事業費補助金	32
13	岐阜県特定不妊治療助成費補助金	32
14	保育環境改善等事業費補助金	32
15	医療的ケア児支援事業費補助金	32
16	保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金	32
17	一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金	33
18	放課後児童クラブ施設整備費補助金	33
19	児童館等整備費補助金（単建）	33
20	私立保育所等送迎バス利用料支援事業費補助金	33
21	子ども・子育て支援事業費市町村補助金	34
22	保育士修学資金貸付事業費	34
23	産休等代替職員設置事業費補助金	34
24	不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助金	34
25	第2子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金	34
26	多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金	34
27	保育所ふれあい活動推進事業費補助金	34
28	小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金	35
29	地域子育て支援拠点環境改善事業費補助金	35
30	保育所等緊急整備事業費補助金	35
31	ファミリー・サポート・センター事業費補助金	35
32	子育て体験活動活性化促進補助金	35
33	保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費	35
34	岐阜県保育研究協議会運営費補助金	36
35	保育対策等促進事業費	36
36	乳幼児保育特別対策事業費補助金	36
37	保育士資格取得支援事業費補助金	36
第2	子ども家庭課	36

1	児童家庭支援センター運営費補助金	36
2	児童養護施設等施設整備費補助金	36
3	母子家庭等援護事業費	37
4	児童養護施設等従事者処遇改善事業費補助金	37
5	児童養護施設等感染症拡大防止対策事業費補助金	37
6	児童養護施設等体制強化事業費補助金	37
7	児童福祉施設退所者等アフターケア事業費	37
8	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費	38
9	子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金	38
10	児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金	38
11	育児指導機能強化事業費補助金	38
12	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費	38
13	里親への委託前養育支援事業費補助金	38
14	児童養護施設等におけるICT機器導入支援事業費補助金	39
15	医療機関等連携強化事業費補助金	39
16	子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金（ひとり親世帯）	39
17	民間シェルター確保等事業費補助金	39
18	児童養護施設等職員資質向上事業費	39
19	県母子寡婦福祉連合会補助金	39
20	児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金	39
21	児童養護施設等職員人材確保事業費補助金	40
22	身元保証人確保対策事業費	40
23	県里親連合会補助金	40
24	DV被害者支援者資質向上事業費補助金	40
25	中部地区母子寡婦福祉研修会大会開催費補助金	40
26	困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金	40
27	生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金	41
第3	国民健康保険課	41
1	乳幼児医療費負担金助成費	41
2	父母子家庭等医療費負担金助成費	41
第4	医療整備課	41
1	小児救急医療拠点病院運営費補助金（基金）	41
2	地域周産期母子医療センター運営事業費補助金	41
3	小児医療施設・周産期医療施設設備整備事業費補助金	42
4	産科医療機関確保事業費補助金	42
5	総合周産期母子医療センター運営事業費補助金	42
6	地域周産期医療体制強化事業費	42
7	小児集中治療室設備整備事業費補助金	42

第5	医療福祉連携推進課	42
1	地域医療確保事業費補助金	42
2	病院内保育所運営費補助金（基金）	43
3	病院内保育所運営費補助金（自治体立分）	43
4	病院内保育所運営費補助金（公的施設分）	43
5	病院内保育所夜間運営費補助金	43
6	女性医師等就労環境改善事業費補助金（基金）	43
7	医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金）	43
8	産科医等育成・確保支援事業費補助金	44
9	小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金	44
10	三次周産期医療機関分娩体制整備臨時支援事業費補助金	44
11	要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金	44
12	病院内保育所施設整備事業費補助金（基金）	44
13	小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費補助金	44
14	医師派遣支援事業費補助金（基金）	45
第6	高齢福祉課	45
1	介護人材育成事業者認定制度実施事業費	45
2	介護事業所内保育施設運営費補助金	45
第7	保健医療課	45
1	地域自殺対策強化事業費（新型コロナ分）	45
2	地域自殺対策強化事業費	46
3	小児がん患者ワクチン再接種費用補助金	46
第8	感染症対策推進課	46
1	私立学校等結核予防費補助金	46
2	リアルタイム感染症サーベイランスシステム運営事業費	46
第9	生活衛生課	46
1	公衆浴場活性化対策事業費補助金	46
第2章の3	教育委員会	47
第1	教職員課	47
1	スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金（コロナ分）	47
2	スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金	47
3	学習指導員配置事業費補助金（コロナ分）	47
4	特別支援学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分）	47
5	高等学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分）	47
第2	学校安全課	47
1	子供の安全対策強化支援事業費補助金	47
第3	体育健康課	47
1	部活動指導員配置促進事業費補助金	47

2	全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金	47
3	県立高等学校運動部活動振興費補助金	48
4	県立特別支援学校・定時制高等学校給食費緊急支援事業費	48
5	部活動地域移行推進事業費補助金	48
6	県高等学校体育大会補助金	48
7	夜間定時制高等学校給食費補助金	48
8	中学校体育大会補助金	48
9	特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金	48
第4	学校支援課	49
1	外国人児童生徒支援体制整備事業費補助金	49
2	エネルギー教育支援事業費補助金	49
3	教育支援体制整備事業費（認定こども園設置促進事業）補助金	49
4	海外交流支援事業費補助金	49
5	外国人児童生徒キャリア支援事業費（補助金）	49
6	人権教育推進事業費補助金	49
7	県PTA連合会事業費補助金	49
8	岐阜県産業教育振興会補助金	50
9	岐阜県定時制通信制教育振興会補助金	50
10	高等学校PTA連合会事業費補助金	50
11	定時制通信制教科書等給与費補助金	50
12	コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金	50
13	へき地教育振興会補助金	50
第5	教育研修課	51
1	自ら学ぶ教職員応援事業費補助金	51
第6	教育財務課	51
1	被災幼児児童生徒就学支援等補助金	51
第7	特別支援教育課	51
1	就学奨励費（大規模災害関連 特別支援学級分）	51
第2章の4	商工労働部	52
第1	企業誘致課	52
1	企業立地促進事業補助金	52
2	大規模空き工場企業誘致補助金	52
3	本社機能移転促進事業補助金	52
第2	商工・エネルギー政策課	52
1	商工会及び商工会議所補助金（人件費等）	52
第3	商業・金融課	52
1	中小企業振興支援資金信用保証料補給金（旧年度保証分）	52
2	中小企業振興支援資金信用保証料補給金（新年度保証分）	53

3	地域課題解決型創業支援事業費補助金 .....	53
第4	産業デジタル推進課 .....	53
1	公益財団法人ソフトピアジャパン事業運営補助金 .....	53
第5	労働雇用課.....	53
1	認定職業訓練校運営費補助金 .....	53
第6	航空宇宙産業課 .....	53
1	ぎふ宇宙プロジェクト研究会推進事業費補助金 .....	53
第2章の5	農政部 .....	54
第1	農業経営課.....	54
1	新規就農者育成総合対策事業費補助金 .....	54
2	就農・就業相談窓口事業費補助金 .....	54
3	新規就農サポート事業費補助金 .....	54
4	中山間地域等担い手育成支援事業費補助金 .....	54
5	ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金 .....	54
6	女性が変わる未来の農業整備事業費補助金.....	55
第2	農産物流通課 .....	55
1	学校給食地産地消推進事業費補助金.....	55
2	地域の魅力再発見食育推進事業費補助金 .....	55
第2章の6	林政部 .....	56
第1	県産材流通課 .....	56
1	ぎふの木で家づくり支援事業費補助金（社会資本整備交付金） .....	56
2	木の香る快適な公共施設等整備事業費補助金 .....	56
3	ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業費補助金 .....	56
第2	森林活用推進課 .....	56
1	森と木と水の環境教育推進事業費補助金 .....	56
2	ぎふの木育教材導入支援事業費補助金 .....	57
第3	森林経営課.....	57
1	林業担い手育成事業費補助金 .....	57
2	森のしごと普及啓発事業費補助金 .....	57
3	林業事業体 I C T 技術等導入支援事業費補助金 .....	58
4	新規就業者等定着支援事業費補助金.....	58
5	岐阜県林業就業移住支援事業費補助金 .....	58
第2章の7	都市建築部.....	59
第1	住宅課 .....	59
1	空家対策支援補助金 .....	59
2	岐阜県個人住宅建設資金利子補給金、岐阜県住宅リフォームローン利子補給金.....	59
3	現年度分利子補給金.....	59



4	リフォームローン利子補給金 .....	59
第2	水道企業課.....	59
1	児童手当補助金 .....	59
第2章の8	県土整備部.....	60
第1	技術検査課.....	60
1	ぎふ建設人材育成事業費補助金 .....	60
第2章の9	清流の国推進部 .....	61
第1	地域スポーツ課 .....	61
1	岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金 .....	61
2	総合型地域スポーツクラブ支援事業費補助金 .....	61
3	県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金 .....	61
4	県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金（コロナ対策） .....	61
第2	競技スポーツ課 .....	61
1	パラアスリート育成支援費補助金 .....	61
第3	外国人活躍・共生社会推進課 .....	61
1	国際交流センター事業費補助金（多文化共生） .....	61
2	外国籍の子どもへの進学支援事業費補助金 .....	61
3	多文化共生推進補助金 .....	62
4	国際交流センター事業費補助金（国補） .....	62
終章	課題と提言.....	63
第1	現状の課題.....	63
第2	提言 .....	63
1	普段の業務の意味内容について見直し、情報共有を行うこと .....	63
2	監督権限を適切に行使すること .....	63
3	時代の変遷等に合わせて公益上の必要性を、繰り返し確認すること .....	64
第3	最後に .....	64
	指摘及び意見の一覧 .....	65
	参考報告一覧 .....	96

# 序章 監査総論

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 選定した特定の事件

岐阜県の子どもに関する補助金

### 2 監査対象期間

原則として、令和4年度。ただし、必要に応じて他年度。

### 3 事件を選定した理由

以下の4点が事件選定の主な理由である。

(1) 岐阜県は、様々な政策課題に対応するため様々な補助金を交付しており、令和4年度においては、全体で858件の補助金が交付され、その最終予算額は総額1,064億2,000万円となっている。これは岐阜県の最終予算総額である1兆192億円からしても10%を占めるほどの大きな支出である。

補助金に関しては、支出において公益上の必要性が求められるだけでなく（地方自治法第232条の2）、補助金事務の適切な運営が求められる中で、対価のない無償譲渡であり、これを規律する法令も僅かであることから、既得権化されやすく、見直しがなされないまま継続する傾向が指摘されるなどしており、これまでも監査対象としても選ばれている。

(2) 岐阜県においては、平成15年度と平成26年度に補助金に対する監査が行われているが、直近の監査からは9年ほど経過し、この間に、人口減少・少子高齢化に加え、近年の大型災害や感染症拡大等を原因として、収入が減少する一方で、新たな行政課題に対応するため様々な補助金の支出が行われ、支出額も増大しており、補助金の適切な運用がより一層求められている状況と考えられる。

このように補助金に対する監査については、過去の2回の監査をふまえて、特定の行政課題を意識したより具体的な補助金の監査を行うことで、具体的事象に沿った評価につながり、ひいては他の補助金に関する見直しの視点を得られると考えた。

(3) 近時の行政課題の一つとしては少子高齢化が挙げられるが、その中でも、国においては、子どもに関する福祉行政の見直しが進められており、令和5年4月1日より、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が施行され、合わせてこども家庭庁が設置されるに至っている。

このような子どもに対する福祉については、岐阜県においても重要な課題であり、今後、より一層子どもの福祉のために、多くの補助金が支出されることが考えられることから、これまでの子どもに関する補助金を見直すことは、今後の適切な運営の参考になると考えた。

(4) 子どもに関する補助金について概観すると、私立高等学校等教育振興費県単独補助金は、42億1,786万円と単体の補助事業としての補助金額が、特に大きな補助金が存在し、その他、予備調査の段階で確認された5,000万円以上の補助金のうち、子どもに関連すると考えられる補助金額は、合計205億円以上となり、補助金全体の19%にあたることから、子どもに関する補助金の割合は大きく、監査を行う意義は大きいと判断した。

## 4 包括外部監査の方法

### (1) 外部監査の対象部署等

- 1 環境生活部：私学振興・青少年課、環境生活政策課、文化創造課、文化伝承課
- 2 健康福祉部：子育て支援課、子ども家庭課、医療整備課、医療福祉連携推進課、高齢福祉課、保健医療課、感染症対策推進課、国民健康保険課、障害福祉課、生活衛生課
- 3 商工労働部：企業誘致課、商工・エネルギー政策課、商業・金融課、産業デジタル推進課、労働雇用課、航空宇宙産業課
- 4 農政部：農業経営課、農産物流通課
- 5 都市建築部：住宅課、水道企業課
- 6 教育委員会<sup>1</sup>：教職員課、学校安全課、体育健康課、学校支援課、教育研修課、教育財務課、特別支援教育課
- 7 林政部：県産材流通課、森林活用推進課、森林経営課
- 8 県土整備部：技術検査課
- 9 清流の国推進部：地域スポーツ課、競技スポーツ課、外国人活躍・共生社会推進課
- 10 財政援助団体：学校法人、市町村

### (2) 監査手続の概要

以下の監査手続の流れを経て本報告書は作成されている。

- ・子育て支援課、私学振興・青少年課、財政課に対する予備調査
- ・子どもに関する補助金の監査対象の確認
- ・子どもに関する補助金の監査方針の確認
- ・監査の重点及び監査手続の決定
- ・全補助金の調査
- ・調査結果を踏まえた担当課ヒアリング
- ・学識経験者に対する関係人調査
- ・過去の包括外部監査における措置状況の検証

## 5 主な監査の視点

本監査における主な監査の視点は、次のとおりである。

- ・適法性：事務執行が、適法になされているか
- ・有効性：事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか
- ・経済性：事務執行が、より少ない費用で実施できないか
- ・効率性：事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか
- ・公平性：事務執行（申請手続等）において、公平な取扱をしているか。
- ・透明性：事務執行（予算編成過程等）について、具体的に説明しているか。

## 6 包括外部監査の期間

令和5年4月1日～令和6年3月19日

## 7 包括外部監査人及び補助者

外部監査人	弁護士	尾 藤	望
補助者	弁護士	鈴 木	友 美

---

<sup>1</sup> 令和5年度においては、教職員課と学校支援課は、高校教育課と義務教育課に組織再編が行われている。

補助者	弁護士	渡	部	智	也
補助者	弁護士	黒	宮	崇	宏
補助者	弁護士	高	橋	博	志
補助者	弁護士	藤	田	聖	典
補助者	弁護士	奥	田	啓	祐
補助者	公認会計士	川	合	浩	介
補助者	公認会計士	木	村	太	哉
補助者	公認会計士	久	保	真	平
補助者	税理士	米	津	覚	登
補助者	税理士	高	井	真	司
補助者	学識経験者	足	立		淳

## 8 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 報告書の構成

序章から始まり、第 1 章、第 2 章、終章の 4 章構成である。

第 1 章では、岐阜県における補助金の概要及び子どもに関する各種計画と特に大きな補助金額となっている私学助成金について報告する。

第 2 章は、監査した各種補助金について担当部局毎の報告である。本監査のメインとなる部分である。補助金の概要のほか、監査結果を踏まえた報告をする。

終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

## 第 3 財務監査の範囲等（包括外部監査の対象範囲）

監査人は、①適法性の観点から、違法又は不当であると考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性の 3 E 監査の観点から問題があると考えられる事務事業、③公平性・透明性の観点から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

具体的な事実認定に基づき、適法性を基本としながら、3 E 監査を実施することに努め、補助金に関する、内容、目的、対象経費の範囲・種類、補助金交付先団体等の性質・運営状況、要綱、要領、申請・変更・交付手続、事業実績、事業評価、書類管理・保存など各論点について調査・検討した。

他方、監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかも検討する必要があるため、できる限り、対象課（私学振興・青少年課、子育て支援課、子ども家庭課、学校安全課、義務教育課、体育健康課等）、財政援助団体（学校法人、市町村）の意見を聞いて、協議することに努めた。

# 第1章 岐阜県の補助金・子ども政策の概要

## 第1 本章の概要

本章では、岐阜県の補助金に関する概要を説明し、本監査において対象としている子どもの補助金に関し選定の参考とした各種計画について報告する。

この中で、本年度の監査にあたり特に検討を要することとなった、私学助成金と財政援助団体となる各学校法人との関係について報告し、監査の視点について述べる。

## 第2 岐阜県の補助金

### 1 「補助金」について

補助金とは、特定の事業や研究を行うものに対し、その事業や研究の遂行を育成助長するために交付するもの、あるいは一定の事業、行為等の保護、奨励のため交付する経費で、民法による条件付き贈与契約である<sup>2</sup>。

補助金については、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、公益上の必要性が求められている。

岐阜県においては、岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱について（H17. 2. 28 出第506号）に基づき、運用されることが求められている。国の補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものは、間接補助金として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用をうける。

本監査では、補助金が、「公益上必要がある場合」（地方自治法第232条の2）であれば、法律や条例に基づくことなく行政目的に従って交付できる裁量性の高い給付であることから、その内容の適法性等を精査する必要性が高いと判断したことや、これまで岐阜県に対する平成15年度、平成26年度包括外部監査が、補助金のみをテーマに監査対象としたことを踏まえたこととの関係で、負担金や交付金は監査対象から除外している。

### 2 岐阜県の補助金の額（過去の推移）

補助金の監査を行うにあたり、補助金の全体予算の占める割合を確認した。平成30年度からの5年間の予算額の推移は以下のとおりである。

（百万円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	内示補正後額	内示補正後額	内示補正後額	内示補正後額	内示補正後額
一般会計総額	827,234	833,864	1,091,522	1,066,389	1,019,231
補助金の総額	50,825	53,867	86,965	94,401	106,419
こども補助金総額	22,897	23,495	24,984	25,442	28,689
補助金の割合	6%	6%	8%	9%	10%
こども補助金の割合	3%	3%	2%	2%	3%

過去の監査時の状況と比較すると明らかなのは、県全体の予算総額全体は、平成15年度や平成26年度の監査時と比較しても、特にコロナ対策を行ってきた令和2年度以

<sup>2</sup> 補助金の定義については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律には規定がない。当該定義は、岐阜県における出納管理課における節別審査の参考資料の定義である。

降大きな金額となっている。

また、平成 25 年度の情報（歳出額）と比較すると、補助金の全体予算額に占める割合は、平成 25 年度は 7%、令和 4 年度は、10%とより補助金の占める割合は大きくなり、子どもの補助金に関する総額は、増加傾向にあることが分かる。

### 3 補助金に関する監査及び県の取り組み

岐阜県の補助金については、これまで平成 15 年度の包括外部監査では「補助金事務の執行」、平成 26 年度の包括外部監査では「補助金に係る事務の執行」をテーマに監査が実施されている。

平成 15 年度包括外部監査においては、長期間継続して交付されている補助金などを中心に監査対象を選定し、42 件の補助事業に対する監査が行われ、補助金の必要性、内容、検証体制に関連する指摘・意見が述べられている。

平成 26 年度包括外部監査においては、「予算要求資料」及び「事業評価調書」の記載等を参考に、重点プロジェクトに係る県単独補助金から 32 件、関連が深いと考えられる 12 の補助金グループから 80 件、3 月補正により予算がゼロとなった補助金 5 件を抽出し、監査が実施され、補助金全般に関する指摘・意見としては、補助金の要否の検証実施と検討結果を始めとする、13 項目の指摘・意見が述べられている。

岐阜県は、平成 26 年度の包括外部監査以降において、補助金全体に対する包括外部監査は実施されておらず、県の補助金の見直し等の取り組みについては、補助金のみに特化した取り組みは存在しない。

ただし、岐阜県では、財政改革の取り組みとしては、平成 18 年 3 月に、行財政改革大綱を策定して以降、財政の見直しを続けており、令和 5 年 3 月には、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大や、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の悪化など、社会経済情勢が大きく変化、複雑化している状況を踏まえて、岐阜県行政改革指針 2023 を策定し、社会情勢にも合わせた財政改革への取り組みを続けている。

これらの行財政改革を進める中で、県は、補助金に限らず、各事業について終期を定めて、定期的な見直しに取り組んでいる。直近の 5 年間の事業見直しの状況としては以下のとおりである。

#### 過去 5 年間における事業見直しの状況

No.	内容	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
①	事業見直し対象事業数	223	309	—	280	302
②	①のうち見直し実施事業数	69	72	130	104	97
③	②のうち補助金	4	22	32	36	39

※令和 2 年度は、コロナの影響による事業廃止・中止を事業見直しと整理

5 月補正 見直し実施事業数 60（うち補助金 14）

9 月補正 見直し実施事業数 70（うち補助金 18）

### 4 補助金全般に関する指摘・意見

各補助金を監査した結果、監査人が確認した補助金全般の取り組みに関する指摘・意見については以下のとおりである。

(1) 事業評価調書は、補助金の必要性や効果検証に役立てるために作成する資料であるとともに、県民への情報公開を行う意味でも重要な資料である。本来的には、作成した担当課が責任を負うべき資料ではあるが、誤字脱字が複数認められては、資料作成に対する担当課の姿勢が疑われかねない。県民への説明責任を果たす意味でも、審査を行う財政課においても、適切な記載がなされているかを確認の上、表記の誤りがないよう指導するのが望ましい。

(2) 事業評価調書が、同じような内容となる原因としては、作成を行うのが事業評価を受ける担当課であり、同じ担当課が毎年作成することに原因があると考えられる。5年に1度の事業見直しなど、定期的な点検の際に、事業評価調書を財政課が改めて見直すか、第三者評価の機会を設けるなど、担当課以外が事業評価について、確認する機会を設けるのが望ましい。

(3) 事業評価調書の作成は、予算要求を行う担当課が責任を負うべきところではあるが、提出を受ける財政課としても、県単独予算の事業の予算要求に際しては、予算の中に補助金が混入している事がないか担当課に確認し、補助金が存在する場合は、事業評価調書を区分することを求めるのが望ましい。

(4) 国の予算措置との関係でスケジュール的な問題があるにせよ、私学振興補助金を始めとする私学助成金は、補助金の中でも非常に大きな金額を占めるだけでなく、私立高校の運営の主体は県が主管として担う存在であることから、県民の関心も高く県民への公開の必要性も高い補助金である。特に、その補助単価の設定が、国からの補助金とは異なる岐阜県独自の単価計算に基づくことからしても県民に公表する必要性が高い。

このような重要な補助金については、他の補助金や事業と同様に、その予算編成過程の公表を行うべきであり、予算要求資料及び事業評価調書の作成をし、公表を行うべきである。(改善報告)

(5) 要綱の規定の仕方については、各課での工夫が存在しており、横断的にその取り組みを紹介することが、より緻密な要綱の作成と誤った事務処理を防ぐことに繋がると考えられる。特に、年度末の会計処理については、会計年度区分にも影響を与えることになるため、予算編成業務担当者研修等で適切な要綱の定めと運用を周知することが望ましい。

(6) 申請者が、交付申請期限を徒過した際に、補助金交付決定を行うことそのものは、行政裁量の逸脱濫用にあたらぬ限り違法とはならないと考えられるが、公平性の観点からは、妥当な判断ではなく、行政裁量の逸脱濫用と評価されないように担当課としても期限徒過の受付を控えるべきであり、財政課や出納管理課においても、注意喚起を行うことが望ましい。

(7) 補助金の支出が当該年度の支出として認められるためには、3月31日までに補助対象事業の完了が確認される必要があるところ、補助事業の完了を実績報告書で行う場合、年度末まで事業が継続されている事案では、実績報告書の不備が存在した場合、事業完了の確認が行えない場合が想定される。この点、事業完了確認は、必ずしも実績報告書により行う必要はなく、課によっては、事業完了報告書の運用などで、事業完了を、実績報告書とは別の書面で行っていることが確認された。

補助金の運用に関しては、各課の責任において行う面があるが、完了報告書が存在せず、電話等で事業完了を確認した文書も存在せず、実績報告書と完了確認を同一に行っていると考えられる課も存在している。

このような運用を行っている課に対しては、3月31日を経過しての実績報告書の提出により、会計年度内の事業完了確認が出来ない事態にもなりかねないことから、完了報告書の運用の仕方などを紹介し、年度内の事業完了の確認についても記録化するよう

指導するのが望ましい。

(8) 補助金を管理する各課の中で、出納管理課の事務連絡を十分理解していないと思われる状況が確認されている。適切な補助金の運用となるべく、改めて補助金の運用について各課に周知し、誤った運用となっている場合は、要綱の訂正や運用面の訂正を行うよう指導するのが望ましい。

(9) どのような理由であるにせよ、実際の作成日付と異なる文書の作成は認められない。実際の作成日に合わせた報告書の記載を徹底すべきである。

### 第3 岐阜県の子どもに関する施策

本項においては、本監査の監査対象を選定する根拠とした、国のこども基本法とこども家庭庁の概要を紹介し、補助金の抽出の参考とした各計画について概要を述べる。なお、岐阜県子ども貧困対策計画は、第4次岐阜県少子化対策基本計画と一体とされているが、貧困対策に対応するアクションプランとして、「岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン」が存在し、同プランについても概要を紹介する。

#### 1 こども基本法の成立及びこども家庭庁の発足

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした法律である。

同法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されている。

同法においては、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについても定められている。

こども基本法は、地方自治体の責務を定め（同法第5条）、「当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」として、県に対するこども計画の策定を努力義務として定めている（同法第10条第1項）。

当該計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画や、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画、その他のこども施策に関する事項を定めるものと一体として定めることができる（こども基本法第10条第4項）。

一体として定めることができる各計画に対応する現在の岐阜県の計画は、「第4次岐阜県青少年健全育成計画」と「第4次岐阜県少子化対策基本計画」である。

また、令和5年4月に発足したこども家庭庁の使命は、「こどもまんなか社会」の構築とされ、常にこどもや若者の最善の利益を考えながら政策立案を行うとともに、立案過程において、こどもや若者自身の声を聴き政策に反映させていく、というこれまでの行政にはなかった新しい課題にも取り組んでいくとされている。

#### 2 第4次岐阜県青少年健全育成計画

本計画は、令和3年3月に策定されており、「子ども・若者育成支援推進法」及び「岐阜県青少年健全育成条例」に基づき、令和3年度から5年間の青少年育成支援施策の指針を定めた計画である。

本計画と関連する補助金の数は39存在し、その総額は99億4,054万9千円（令和4年度最終予算合計、巻末補助金一覧参照<sup>3</sup>）であるが、その多くは、私立高等学校等教育

<sup>3</sup> 当該数と金額は、第5、1で監査対象から除外した補助金も含む。



振興費補助金（49億4,904万8千円）、私立高等学校等就学支援補助金（28億8,030万8千円）、私立専修学校等教育振興費補助金（1億2,775万3千円）といった、私学助成金が全体の80%を占めている。

その次に、多くの比率を占めるのが、地域子ども・子育て支援事業費補助金（15億5,933万円）となっている。

### 3 第4次岐阜県少子化対策基本計画

本計画は、令和2年3月に策定されており、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」に基づき、令和2年度から5年間の岐阜県の少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である。

本計画と関連する補助金の数は127存在し、その総額は187億4,083万1千円（令和4年度最終予算合計、巻末補助金一覧参照）であるが、金額が大きな補助金としては、私立高等学校等就学支援補助金（28億8,030万8千円）、私立幼稚園教育振興費補助金（39億7,811万9千円）、私学助成金と私立幼稚園の補助に全体の36%を占めている。

その次に、多くの比率を占めるのが、企業立地促進事業補助金（25億1,957万5千円）、商工会及び商工会議所補助金（人件費等）（18億5,981万円）、地域子ども・子育て支援事業費補助金（15億5,933万円）、乳幼児医療負担金助成費（14億7,838万5千円）となっている。

（1）商工会及び商工会議所補助金は、「岐阜県少子化対策総合プログラム」に位置付けられているが、事業承継対策をすることで、若者の定着率向上につながることは合理的であるが、このような理屈であるすると経済対策全般が、少子化対策につながるということとなるが、あまり少子化対策と直接関わりがなくとも全てが関連することになりかねない。少子化対策に位置付ける施策と、通常の経済対策とを分ける基準を設定するのが望ましい。

（2）少子化対策関係事業一覧として、県民に示しながら、少子化対策としての効果を検証しないのでは単なるパフォーマンスと受け取られかねない。少子化対策については必ずしも有効な手段が見いだされているわけではないものの、関係事業として位置付ける以上は、少子化対策への有効性の評価は施策の計画的な推進には必要不可欠である。

そもそも当該関係事業というだけの位置付けのため、他課では具体的に評価をすることも行っていないため、担当課において、定期的な評価を行うなどして、少子化対策としての有効性も評価できる手法を検討すべきである。

### 4 岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン

岐阜県では、岐阜県子どもの貧困対策計画は、第4次岐阜県少子化対策基本計画と一体で策定されているが、岐阜県子どもの貧困対策計画を補完するものとして、令和2年3月に令和2年度から5年間のアクションプランが策定されている。

監査人において本プランと関連すると判断した補助金の数は、41存在し、その総額は64億2,318万1千円（令和4年度最終予算合計、巻末補助金一覧参照）であるが、金額が大きな補助金としては、私立高等学校等就学支援補助金（28億8,030万8千円）、乳幼児医療費負担金助成費（14億7,838万5千円）、父母子家庭等医療費負担金助成費（6億589万7千円）である。

（1）貧困に悩む子どもの教育の機会確保は重要であるところ、他の補助金と比較しても非常に少額で、執行率が低く活用されていない補助金が存在する。子どもの貧困は、貧困に悩む子ども自らが補助を求めることは難しく、私学助成金のように多くの

意見が届くものとは異なることから、貧困に悩む子どもの実情を把握し、補助金の有効な支出がなされるように努めることが望ましい。

## 5 子どもに関する補助金

以上のこども施策や県のこどもに関する各種計画を踏まえ、財政課等の協力を得て、上記計画に関する補助金を選別し、その他、子どもに関すると考えられる補助金を抽出した結果、岐阜県のこどもに関する補助金としては、合計 222 項目、予算総額として合計 287 億 638 万円の補助金の抽出をするに至った<sup>4</sup>。

監査人としては、抽出された補助金を全て監査することも検討したが、こども基本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者と定義されているため（同法第 2 条第 1 項）、成人年齢を超えても施策の対象とされることとなり、概念的には広汎になりすぎるきらいがあった。

そのため、本監査については、こどもについては、民法第 4 条に定める成人年齢を基準に、18 歳以下を対象とする補助金を前提とすることとした。

なお、少子化対策事業については、主には成人に対する補助がなされることとなるが、国におけるこどもの施策や岐阜県の第 4 次少子化対策基本計画においても少子化対策が施策の中核の一つと位置付けられていることから監査対象とした。また、子どもの貧困対策に関する補助金については、全体的に数が少なかったこともあり、児童養護施設退所者に関する補助金については、実際は 18 歳を超えるものに対する補助金であるが、監査対象とした。

以上の結果、本報告書においては、合計 214 項目、予算総額として合計 279 億 9,909 万 9 千円の補助金について報告を行う<sup>5</sup>。

## 第 4 私学助成金・就学支援制度

### 1 私学助成金とは

私学助成金とは、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律 61 号）に基づく私立学校の教育研究活動に対する財政的支援金のことであり、国の補助としては、私立高等学校等経常費助成費補助や施設整備補助が存在する。

経常費助成費補助のうち、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対しては国が直接補助を行い（同法第 4 条）、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対しては、都道府県が補助を行い、都道府県が補助を行う場合に、国がその一部を補助することとされている（同法第 9 条）。

都道府県は、その区域内に存在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対する第一時的な監督機関であり、学校法人に対する助成に関しては、都道府県が独自に判断することとなる。

岐阜県における私学助成金としては、下記の補助金が存在する（金額は、令和 4 年度

<sup>4</sup> 当該項目数は、岐阜県の予算区分における細々事業ベースでの項目数であり、予算額においても、補助金以外の事業予算が混在していることから、実際の補助金の項目数と予算額とは異なる部分がある。

<sup>5</sup> 対象となった補助金の中には、予算が確保されながら執行が存在しない補助金が 14 存在したが、このうち、令和 4 年度において、年度途中に予算措置を行った結果、何ら執行に至らなかった補助金については、本報告書の報告からは除外している。

の当初予算額)。

《小・中・高校を設置する学校法人の経費補助》	
私立高等学校等教育振興費県単独補助金	4,274,882 千円
私立高等学校等教育振興費国庫補助金	759,865 千円
《幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の経費補助》	
私立幼稚園教育振興費県単独補助金（一般分）	2,795,049 千円
私立幼稚園教育振興費国庫補助金（一般分）	497,439 千円
私立幼稚園教育振興費県単独補助金（特別分等）	448,850 千円
私立幼稚園教育振興費国庫補助金（特別分等）	320,199 千円
《大学・専修大学を設置する学校法人の経費補助》	
私立専修学校等教育振興費補助金	139,946 千円
私立大学地方創生推進事業費補助金	50,000 千円
《私立学校法人の施設整備補助》	
私立学校耐震整備事業費補助金	16,666 千円

## 2 就学支援制度とは

就学支援制度とは、高校生等奨学給付金、その他の修学支援策として家計急変への支援、学び直しへの支援、各都道府県が独自に実施する高等学校等奨学金等の事業をいうところ、高校生等奨学給付金は、平成 26 年 4 月 1 日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）」が施行されることに併せて、平成 26 年度から開始されている。

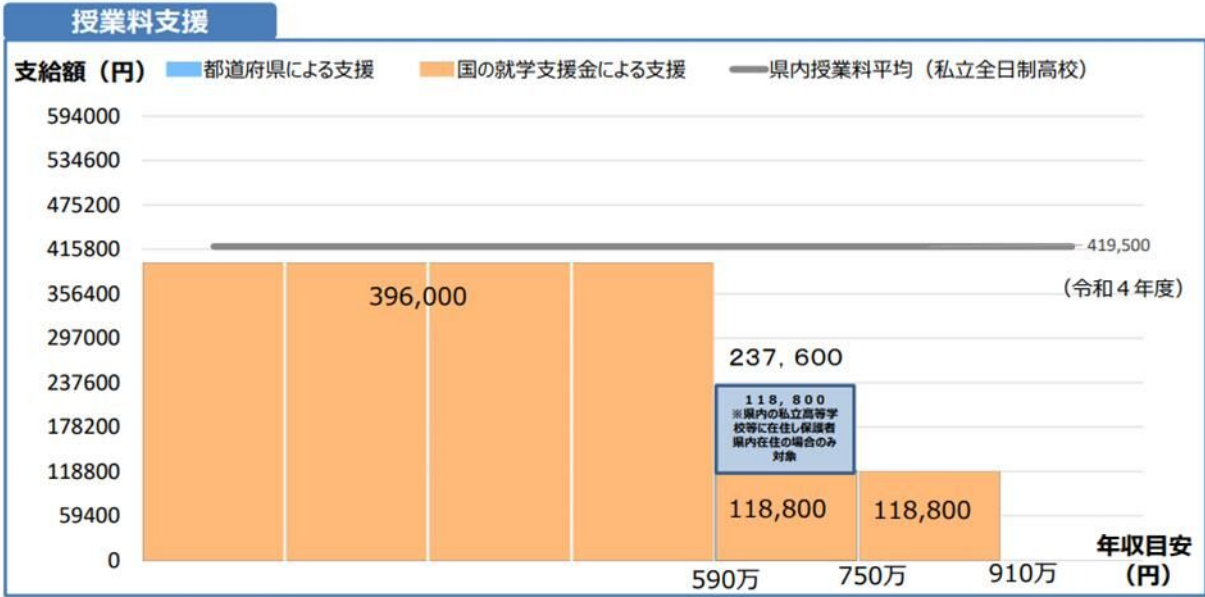
各支援制度は、所得要件を定め、一定所得以下の世帯を対象に補助を行っている。岐阜県の就学支援補助金としては、下記の補助金が存在する（金額は、令和 4 年度の当初予算額）<sup>6</sup>。

私立高等学校等就学支援補助金	3,037,495 千円
授業料軽減補助金	311,316 千円
高等教育修学支援事業費	113,865 千円
私立高等学校等入学金軽減補助金	90,000 千円
私立学校等給食費緊急支援補助金	140,193 千円
私立学校等スクールバス利用料支援補助金	20,513 千円
授業料減免事業臨時特別経費	17,000 千円
私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金	8,976 千円
授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫）	4,190 千円
私立学校授業料軽減補助金（被災児童生徒支援関連）（国補）	1,511 千円

就学支援制度は、国で一律に補助がなされている一方で、都道府県毎でその内容を異にしている。岐阜県における就学支援制度の概要を示す状況は以下のとおりである。

<sup>6</sup> 私立学校等給食費緊急支援補助金、授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫）は、6 月補正額、私立学校等スクールバス利用料支援補助金は、9 月補正額。

## 令和4年度 都道府県別 私立高校生（全日制）への修学支援事業【岐阜県】



**授業料以外の支援**

<p>○施設設備費等補助 : -</p> <p>○入学料補助 : 世帯年収590万円未満の生徒を対象に50,000円を上限に補助</p>	<p>○修業年限超過者等への支援 : -</p> <p>○その他の支援 : -</p>
--	---

(前記図は、文部科学省の「都道府県別私立高校生への修学支援事業に関する調査について」(R4年度調査結果)より引用。)

### 3 私学助成・就学支援制度の歴史

文部科学省のホームページや関係人調査で意見をいただいた小入羽准教授の意見等から、国ないし地方自治体による私学助成・就学支援制度の歴史を概略すると以下のとおりである。

- 昭和27年(1952年)度  
産業教育振興法に基づき、産業教育のための実験・実習設備補助が開始する。
- 昭和29年(1954年)度  
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法に基づき、高等学校定時制及び通信教育設備費補助が開始する。
- 昭和31年(1956年)度  
理科教育設備整備費補助が開始する(昭和32年度より理科教育振興法の改正により法律に基づく補助となる)。
- 昭和39年(1964年)度  
幼稚園教育振興七か年計画に基づき、幼稚園の普及・充実を図るため、幼稚園園具等整備費補助金が開始する。
- 1960年代(昭和35年頃)

いわゆる「団塊の世代」(1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)生まれ)が15歳を迎えた頃、各地で高校進学需要が高まる。この頃、各地で公立高校のみでは満たしきれない需要を、各都道府県において、私立高校の設立を認可することで、進学を受け皿が増大する。

1970年代(昭和45年度)

増加した私立高校においてその維持が課題となり、都道府県毎で財政援助を行う自治体がある一方で、財源が十分ではない自治体も存在した。各地で私学への財政援助の内容が異なる中、全国の知事会等の要望もあり、国が高等学校以下の人件費を含む経費補助について私学助成を行うこととなり、私学関係予算は増加をしていった。

平成22年(2010年)度

私立高等学校等に通う生徒に対して、授業料にあてるため、国において、高等学校等就学支援金の支給を開始する。

令和2年(2020年)度

年収約590万円未満世帯を対象として、それまでの就学支援金の支給上限額が全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準(私立高校(全日制)の場合、39万6,000円)まで引き上げられる。なお、国公立の高等学校については、それまでと同様、年収910万円未満世帯に対して、授業料相当額の就学支援金が支給される。

(1) 県が管理する高校の統廃合の是非については、地域の実情等を考慮した極めて難しい判断を迫られる問題であるが、県立・私立学校ともに生徒数は年々減少し、今後も減少することが確実でありながら、学校の統廃合等に関して方針や計画が存在しないことは、どのような時点で統廃合等を検討するかも分からず、県立高校による経費や私立学校への補助金について、有効性や効率性を検証するための指標すら存在しないこととなる。

県が統廃合を判断するのは県立高校であるが、一方で、私学に関しても、私学助成金は県の補助行政であることから、今後の私立学校の維持のために、どのような私学助成を行うかについては、県の判断によるところが大きい。

そのため、県立高校・私立高校いずれも、今後の社会情勢に合わせて、どのように統廃合等や私学助成を行っていくのかなどについて、今後の方針や計画を策定するのが望ましい。

(2) 重点事項の根拠となる重要な資料である要望については、その根拠資料の有効性に疑念が持たれる場合は、提出代表団体に、その署名を集めた経緯を確認するなど適法な署名が行われているかどうかを確認すべきである。

(3) 請願の署名についての有効性を、議会事務局側で確認する法的な義務は存在しないことではあるが、監査人が2名の補助者とともに、3名で3時間程度の確認で上記のような事例を発見したことから、受け取った時点での一定の確認を行えば、署名の問題性に気づける可能性があったと言える。

現状の請願に関する規定は、提出者に関しては記名のみで請願としての有効性を認めており、署名簿の記載要件等に関する規定が存在しない。

今回のような事例を考慮すると、現在の規定の見直しを含めた、適切な請願の扱いを検討するのが望ましい。

#### 4 私立学校法人に関する県の監督

学校法人は私立学校を設置運営する主体である。学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、文部科学省令で定める手続（私立学校法施行規則第2条等）に従い所轄庁の認可を受けなければならない（私立学校法第30条）。

この場合、所轄庁とは、私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人については文部科学大臣、私立高等学校以下の学校をのみを設置する学校法人については都道府県知事になる。

私立学校は、私立学校振興助成法において、私立学校に対する助成の措置を受ける場合は、学校法人会計基準に従った会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならないが、当該書面については、原則、公認会計士又は監査法人の監査が義務づけられ、所轄庁に届け出る必要がある（同法第14条）。

岐阜県においては、毎年6月30日までに各学校法人からの会計資料の提出を受けている。

(1) 各学校法人においては、提出期限を遵守し、所管課においては、提出期限が守られるよう、各学校法人に提出期限の遵守を求めるべきである。

(2) 担当課は、資料が十分に提出されているかどうかを確認し、提出された資料を十分に確認した上で、不足分があれば提出を促し、第三者の監査報告書に限定的適正意見などが認められる場合の対応方法を定め、必要と判断する場合は具体的な調査を行うべきである。

(3) 指導が繰り返されるばかりで改善がなされなければ指導の意味が失われかねない。補助金交付要綱には各学校法人の法令等に対する違反によって補助金の減額等は可能であることが定められていることから、最終的には、補助金減額等の権限行使も視野に入れつつ、同様の指導が繰り返されないよう、同じ違反を繰り返す場合には、学校法人に改善策を提案するなどしながら、それでも改善されない場合は、補助金の減額などの権限を行使するのが望ましい。

(4) 文書指導は、違反が繰り返された場合などにおいて、指導の違反状況を記録する意味でも重要であり、指導を受ける学校法人においても、改善に向けての強い動機付けに結びつくものである。軽微な違反について、口頭での指導にとどめることもあり得るところであるが、同様の事例が、学校法人によって文書指導になるのか、口頭指導になるのかについて差があることは、平等な取扱いとは言い難く、可能な限り同種事案における同様の処分が行われるべきである。

(5) 過去の指導の結果については、担当課内で事例を集積し、文書指導によるか口頭指導によるかの一定の判断基準を用意するのが望ましい。

(6) 複数の学校法人で同様の指摘事項が確認された場合は、監査を受けなかった他の学校法人に対しても注意喚起を行うなどして、学校法人の適正運営を図る取り組みに繋げるのが望ましい。

(7) 理事会や評議員会の議事録の有無は、適法な学校運営が行われているかどうかを確認する重要な資料であり、速やかに実際の資料を提出させるべきである。

仮に、議事録が全く作られていない事態が確認された場合は、法令に基づいた学校運営が行われていない疑いが生じるため、事実関係を精査した上で、役員への解職の勧告、補助金の減額なども含めた適切な権限を行使して、学校法人の適正運営を実現させるべきである。

特に学校法人Kでは、多額の無利息の貸付金が、理事長に対して行われている。これまで監査人の質問等に対する具体的な回答・反論のない状況にも鑑みれば、その内容は

私立学校法が禁止する特別の利益の供与にあたる可能性が極めて高く、是正の必要性が高い状況が強く推認される。

その額は、令和4年度中に1,244万7,571円も増額するなどの状況が認められ、学校法人Kに対する適切な指導監督が急ぎ必要な状況であるにも関わらず、令和5年度中に具体的な対応がなされていないのは、問題性が高いと言わざるを得ない。

長年の放置に加え、法令違反の可能性を排除できない状況にあり、かつ、本包括外部監査にも協力すらない学校法人の姿勢は到底看過できないものであり、速やかな対応を行うべきである。

(8) 学校法人Kの法令違反の嫌疑及び同法人の監査・回答拒否の姿勢は、法人が運営する園の今後の存続にも関わる重大なものとも考えられる。今後、これまでの他の不適切事案のような事態とならぬよう、早期対処・予防保全対策が肝要であり、具体的に調査を実施し、存続に影響のある判断を行う場合などは当然のこと、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、管轄する市とも相互に緊密な連携を図りながら協力すべきである。

## 第5 子どもに関する補助金の評価の視点

### 1 子どもに関する補助金の範囲

補助金については、多くの補助金が存在するが、そのうち、本監査においては、近年の子どもに関する施策の動向を踏まえて、子どもに関する岐阜県における各計画に位置付けられた補助金を中心に監査を行っている。

その際、直接には18歳以上の成人に対する直接の給付を予定する補助金や大学、専修学校を対象から外したが、子どもに関する補助金の中心としては、子どもを産み育てる親を意識した成人に対する補助金が多数存在する。このような補助金を外すことは、子ども施策の中でも重要な少子化対策に関する監査が行えないと判断したことから、年齢に関係なく監査対象として維持した。

また、貧困対策に関する補助金も重要と判断したところ、貧困対策の補助金は他の施策と比較して少数であったため、貧困対策を意識したと考えられる、児童養護施設に関する退所者補助金も敢えて監査対象とすることとした。

その結果、当初、計画に位置付けられた補助金や子どもに関する補助金として対象となり得る補助金のうち、下記の補助金は、監査対象から除外している。

航空宇宙産業生産技術人材育成事業費補助金（交付金）	437,173千円
私立専修学校等教育振興費補助金	127,753千円
高等教育修学支援事業費	90,645千円
私立大学地方創生推進事業費補助金	24,070千円
緑の青年就業準備給付金事業費	9,726千円
私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金	8,976千円
海外連携等推進事業費補助金	351千円

また、令和4年度においては、幼稚園バスへの園児の置き去り事件をきっかけに、バスの安全装置のための臨時予算が組まれた関係で、年度の終わりかけに補正予算が組まれた結果、複数の補助金が執行されないまま、翌年度に再度予算化されている。この他、一旦は、令和4年度の途中で予算化してはいるが、制度の準備が間に合わず、翌年度に予算を繰り越した補助金も存在した。

そのため、下記の補助金については、執行が存在しておらず、監査対象となる実績が過去の年度も含めて存在しなかったことから、監査の対象とはしたが本報告の対象からは除外している。

障害児通所支援事業所安全対策支援事業費補助金	154,640 千円
出産・子育て応援事業費補助金（R 5 上半期分）	127,968 千円
子供の安全対策強化支援事業費補助金	22,160 千円
こどもの安心・安全対策支援事業費補助金（認可外保育施設）	19,360 千円
スクールバス等安全装置設置事業費補助金	13,800 千円
認可外保育施設送迎用バス安全装置整備事業費補助金	8,000 千円

## 2 本監査における評価方法

本監査においては、上記の概観した補助金の内容について、岐阜県の過去の監査や岐阜市や他県の包括外部監査を参考に基本的な監査項目を整理し、評価を行っている。

その際、特に注目したのは、子どもに関する補助金としての有効性であり、それぞれが子どもに関する計画に位置付けられている観点から有効な補助事業となっているかどうかを検討している。



## 第2章 各部局における補助金の監査結果

本章においては、監査を行った全214項目の補助金について、担当部局ごとに整理しその概要を紹介している。記載内容は、補助金名の後に、補助金の内容、令和4年度の最終予算と決算額であり、その後にナンバリングを行っているのが、各補助金に記載した指摘・意見の概要である。

### 第2章の1 環境生活部

#### 第1 私学振興・青少年課

##### 1 私立高等学校等教育振興費

私立学校における教育の振興と保護者の教育費負担軽減を図るため、私立学校高等学校、中学校、小学校に対し、人件費等を補助するもの（最終予算額4,949,048千円、決算額4,949,048千円）。

(1) 要綱を見直し、経営上の健全性を高める目的も含めた要綱に改めるべきである。

(2) 教育改革特別補助事業については、予算策定の段階において、総額を確認することや各補助金の配分基準を明確にするなど、補助事業者にとって一定の予測可能性を持った配分方法を検討すべきである。

(3) 実施状況報告書のうち、何が補助対象事業として認められたかどうかは、申請した学校に通知するか、実績を公表するなどして、各学校の予測可能性を確保すべきである。

(4) 特定校の優遇のような措置については、要綱などに具体的に基準を定める等し、優遇措置がどのような場合に終了となるのかなどを事前に検討し、客観的な指標に基づいて運用すべきである。

(5) 人件費は、それぞれの役職等に応じて平均的給与水準などもあることから、補助上限額の設定を見直すだけではなく、当該基準が、毎年の担当課の判断で変更されないように、要綱等に具体的に定めるべきである。

(6) 経済性の観点からは、上限を設けることが望ましく、現在の規定どおり、生徒1人当たりを補助の限度額とすべきである。

(7) 補助行政の中で各学校の人件費の支出などに大きな偏りが生じることは、妥当ではなく、上限を設定するなどして、合理的な補助となるように制度を見直すのが望ましい。

(8) 当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい【改善報告】。

##### 2 私立幼稚園教育振興費

私立学校における教育の振興と保護者の教育費負担軽減を図るため私立学校が行う教育に要する経常的経費等に対し、予算の範囲内において交付するもの（【一般分】最終予算額2,665,260千円 決算額2,663,212千円 【特別分】最終予算額483,125千円 決算額457,588千円）。

(1) 補助金額を適正にするために、請負契約や物品購入について、相見積もりを取るべき基準、入札とすべき基準について、県で統一的な会計規則を設けることが望ましい。

(2) 当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい【改善報告】。

### 3 私立学校耐震整備事業費補助金

私立学校施設整備費補助金の文部科学省の補助制度のうち耐震改築事業等に対する上乗せ補助を行うもの（最終予算額0円、決算額0円）。

（1）耐震化は、南海トラフ地震等の自然災害が予測される中、生徒の生命を守る上で重要な取り組みである。後述の耐震対策の一環としても、一日でも早く耐震化が実現できるよう、補助制度の利用を積極的に促すべきである。

（2）建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する行政指導を所管する建築指導課とも連携し、指示の対象となる特定既存耐震不適格建物については必要な指示を行い、本補助金の活用も積極的に行いながら、耐震対策を推進すべきである。

（3）事務処理を誤ることなく予算編成過程の公表を行うべきである。

### 4 私立高等学校等就学支援補助金

県内の私立高等学校等に在籍する生徒の授業料を補助するもの（最終予算額2,880,308千円、決算額2,853,192千円）。

### 5 授業料軽減補助金

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等の設置者が授業料の軽減を行う場合に補助するもの（最終予算額255,183千円、決算額223,848千円）。

### 6 私立高等学校等入学金軽減補助金

世帯年収約590万円未満の世帯に対して、私立高等学校等の入学金の一部に補助をするもの（最終予算額65,000千円、決算額63,660千円）。

### 7 私立学校等給食費緊急支援補助金

原油価格・物価高騰によって給食費の上昇分を保護者の経済的負担増加を回避するために学校法人が負担した場合や価格を据え置きする場合に経費を補助するもの（最終予算額33,284千円、決算額23,638千円）。

（1）予算要求の細々事業名と要綱については、どの補助金に対する要綱かを一読して判別できる程度に、名称を統一するのが望ましい。

（2）添付書類の内容に誤りがないか確認すべきである。

### 8 私立学校等スクールバス利用料支援補助金

昨今の燃料価格の高騰により、私立学校におけるスクールバスの運行に要する燃料費が増加しているため、スクールバス利用料の引上げ相当額を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図るもの（最終予算額20,513千円 決算額3,793千円）。

（1）予算の検討が不十分であり、より正確な予算策定を行うことが望ましい。

### 9 授業料減免事業臨時特別経費

学校法人が、自己の責めによらない失業、倒産、破産、死亡、罹災、長期療養、減収等の事由により家計が急変し授業料の納付が困難となった児童生徒の授業料を軽減した場合に補助するもの（最終予算額17,000千円、決算額4,205千円）。

### 10 授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫）

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、私立高等

学校等の設置者が家計急変した世帯の生徒の授業料を減免した場合に補助するもの（最終予算額 4,190 千円、決算額 0 円）。

（１）家計急変拡充分として予算措置を講じたことは評価すべきことであるが、実際に執行されなかったことに鑑み、今後の同種事例においては予算措置を講じる必要性についても一層吟味することが望ましい。

#### 11 私立学校授業料軽減補助金（被災児童生徒支援関連）（国補）

東日本大震災等及び大規模災害により被災した児童生徒の授業料等の軽減に係る事業に補助するもの（最終予算額 1,511 千円、決算額 0 円）。

#### 12 岐阜県私学教職員退職金社団補助金

一般社団法人岐阜県私学教職員退職金社団が行う私立学校教職員の退職金の積立てに要する経費を補助するもの（最終予算額 207,934 千円、決算額 203,720 千円）。

（１）算定の基礎となる数字については、申請者の報告だけに基づくのではなく、定期的にサンプリング調査を行うなど、実数把握のための確認作業を実施すべきである。

#### 13 子どもの安全対策支援事業費補助金

私立の幼稚園、小中学校等に対し、送迎バス安全装置の設置費用や登園管理システム、子どもの見守り支援設置費用を助成するもの（最終予算額 97,352 千円、決算額 5,958 千円）。

- （１）交付申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。
- （２）交付申請書には、客観的な根拠資料を添付させるのが望ましい。

#### 14 日本私立学校振興・共済事業団補助金

私立学校教職員に対する福利厚生事業を補助するもの（最終予算額 95,906 千円、決算額 87,295 千円）。

#### 15 幼児教育環境整備事業費補助金

幼児教育の質の向上のための各種の環境整備事業（遊具等環境整備、新型コロナウイルス感染症対策用のものを含む保健衛生用品等の購入及びかかり増し経費への対応、認定こども園等における研修支援、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援、認定こども園等への円滑な移行のための準備支援、園務改善のための ICT 化支援）を補助するもの（最終予算額 82,735 千円、決算額 68,083 千円）。

（１）補助金の予算執行における公平性（公正性）の観点から、補助対象経費に該当するか否かについて、申請時の基準や取扱いをできる限り明確化し、その内容を具体的に周知しておくことが望ましい。

（２）要綱の趣旨に合致することから軽微な変更にあたるものとして変更交付申請を不要としているが、本来明確な基準が存在しない以上、変更交付申請によるべきである。

（３）新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品であるのか、当該物品の性質上、一見して用途の関連性（補助金交付の目的との適合性）が明らかでないものについては、現地調査や具体的な関連性を確認する方法等を検討し、認定の基準を設けることが望ましい。

（４）ICT 化関連機器については、当該機器自体の写真のみでなく、QR コードの利用や初期設定完了画面を示すなど機器の初期設定が完了していることを具体的に確認することが可能な報告を求めるのが望ましい。

## 16 地域子ども・子育て支援事業費補助金（未移行幼稚園分）

未移行幼稚園の実費徴収（副食材料費（施設等利用給付認定保護者））に係る補足給付を行うもの（最終予算額 39,539 千円、決算額 24,924 千円）。

（１）所要額調査の時点で、直ちに 0 円回答を行った 4 市町に対して、事実誤認の有無等を確認した上で、適切に補正予算の要求を行い、予算流用を回避すべきである。

## 17 認定こども園施設整備事業費補助金（公共）

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助するもの（最終予算額 33,050 千円、決算額 28,533 千円）。

## 18 私学団体等補助金（補助金）

私学団体等が実施する研修事業や広報事業等に対する補助を行うもの（最終予算額 4,810 千円、決算額 4,620 千円）。

（１）補助金の必要性とその根拠を見直し、必要性が判断できない場合は、減額等も含めた予算措置を再検討することが望ましい。

## 19 青少年育成県民会議運営費県単補助金

青少年育成県民運動を主体的に実施する岐阜県青少年育成県民会議に対し補助を行うもの（最終予算額 4,433 千円、決算額 4,425 千円）。

（１）対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。

（２）担当課は、実績報告書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

（３）事業完了確認調書を作成し、年度内に事業が完了したことを記録に残している【参考報告】。

（４）事業評価調書について、コロナ禍など社会情勢を踏まえての評価であるのであれば、情勢の変化を踏まえ、事業の有効性を正しく評価するのが望ましい。

## 20 岐阜県青少年育成事業補助金

県下唯一の青年団体の連合組織である「県青年のつどい協議会」の運営及び各種事業に対する定額補助を行うもの（最終予算額 1,507 千円、決算額 1,507 千円）。

（１）一団体に対して、長期にわたり固定額の補助金を支出し続けている以上、同団体の活動の有効性等につき、より積極的に広報・周知に努めることが望ましく、また、仮に、時代の変化・変遷とともに、当該補助事業の有効性につき、広く県民の理解を得る程度に明示することが難しい状況に至っているのであれば、廃止の議論も含めて協議・検討することが望ましい。

（２）要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。

（３）一団体に対して、長期間にわたり固定額が支給されているものについては、既得権とならないよう、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。

（４）５年終期到来時において、有効性等の観点から過去の事業を詳細に検証・評価する機会を設けるとともに、その内容の記録化を図ることが望ましい。

## 21 地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金

「ぎふ親子ほのぼの推進ネットワーク」が実施する広域的な子どもに関わる支援活動や、支援活動に携わる人材の育成及び支援活動の連携の強化に係る事業に対して補助す

るもの（最終予算額 1,000 千円、決算額 783 千円）。

（１）自主的運営を目指すのであれば自主的運営が可能となるよう補助団体を指導すべきである。仮に、自主的運営そのものが困難であれば、補助金の交付をやめるか、交付の目標を見直すことが必要である。

## 第２ 文化創造課

### １ 芸術文化振興事業費補助金

公益財団法人岐阜県教育文化財団の文化振興事業を補助するもの（最終予算額 43,482 千円、決算額 34,964 千円）。

（１）対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。

（２）補助金の算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。

### ２ 清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（アート体験 国補）

県民の美術に対する関心を高め、美術に関する知識や技術を向上させるため、清流の国ぎふ芸術祭アート体験プログラムの開催に要する経費を補助するもの（最終予算 16,365 千円、決算額 15,994 千円）。

（１）対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。

（２）補助金の算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。

（３）状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。

### ３ ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金

ぎふ清流文化プラザの利便性を確保するための環境整備に要する経費を補助するもの（最終予算額 12,341 千円、決算額 12,493 千円）。

（１）補助金を交付するか否か、補助金の交付額については、財団から委託を受けている事業者の収支等を把握して、毎年の補助の必要性を慎重に検討し判断すべきである。

（２）補助金の公益性の判断をするために、カフェ事業については、その収支を毎年把握すべきである。

（３）対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまい、経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化すべきである。

（４）算定基準が不明確であり、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要領等で具体的に定めるのが望ましい。

## 第３ 文化伝承課

### １ 県立高等学校文化部活動振興費補助金

岐阜県立高等学校文化部活動の一層の強化・推進を図るため、全国大会出場等の高い実績を有する部に対して、旅費や運搬費等の経費の一部を補助するもの（最終予算額 4,300 千円、決算額 4,300 千円）。

（１）部活動後援会に対して支出が行われ、補助金予算の配分は部活動単位でなされ、配分金額は一定の計算式に基づいて決定されていることから、恣意性が介在する余地が少なく、望ましい運用がなされている【参考報告】。

(2) 多額の対象経費が発生している部活動については、ある程度の費用が発生した段階で実績報告させることにより、県と学校双方の事務負担を軽減することが望ましい。

## 2 全国高等学校総合文化祭派遣費

県代表生徒の派遣にかかる経費負担を軽減し、全国の優れた活動成果に触れる機会を創出することで相互啓発及び資質・技能の向上を図るため全国高等学校総合文化祭への県代表生徒の派遣事業を補助するもの（最終予算額 1,000 千円、決算額 1,000 千円）。

(1) 補助対象経費の性質や発生額を考慮すると、書類の粒度等手続きを簡略化し事務負担を軽減することを検討するのが望ましい。

## 第4 環境生活政策課

### 1 地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金

市町村が行う地域学校協働活動推進員等の配置やコミュニティ・スクールの導入に向けた活動等に対し事業費を補助するもの（最終予算額 52,800 千円、決算額 35,388 千円）。

### 2 家庭教育支援推進事業費補助金

家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの設置により、各家庭の状況に応じたきめ細かな家庭教育支援を実施する体制整備に取り組む市町村を支援するため市町村が行う家庭教育支援推進事業を補助するもの（最終予算額 5,511 千円、決算額 3,843 千円）。

### 3 県子ども会育成事業費補助金

子ども会の活動の活性化を図ることにより、地域の教育力向上につなげるため岐阜県子ども会育成連合会の活動に要する経費を補助するもの（最終予算額 777 千円、決算額 777 千円）。

### 4 第18回日本スカウトジャンボリー派遣事業費補助金

ボーイスカウトの活動の活性化を図ることにより、地域の教育力向上につなげるため第18回日本スカウトジャンボリー派遣に係る経費を補助するもの（最終予算額 500 千円、決算額 500 千円）。

(1) 補助事業確認カードは補助金の実績調査をする上で有用である【参考報告】。

### 5 岐阜県ボーイスカウト・ガールスカウト事業費補助金

ボーイスカウト・ガールスカウト活動の活性化を図ることにより、地域の教育力向上につなげるためスカウト活動に要する経費を補助するもの（最終予算額 414 千円、決算額 414 千円）。

## 第2章の2 健康福祉部

### 第1 子育て支援課

#### 1 子育て世帯負担軽減事業費補助金

コロナ禍における原油価格高騰等の影響を受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童手当受給者、高校生等のみを養育する主たる養育者、高校生等の里親に対し対象者1人あたり15,000円支給するもの（最終予算額2,819,121千円、決算額2,472,845千円）。

(1) 事業評価調書の記載と実際の補助金の内容との整合性を図るべきである。

#### 2 地域子ども・子育て支援事業費補助金

市町村が計画に基づき、子育て関係施設の利用者支援事業等13事業を実施できるよう県が補助するもの（最終予算額1,559,330千円、決算額1,373,732千円）。

(1) 要綱の基準を満たす手段・方法（職員配置の見直し等）を協議・調整する等して、全県下において補助金が公正かつ効率的に使用されるよう積極的に支援することが望ましい。

(2) 補助金交付決定通知書における交付条件は、規則・要綱と整合する内容で正確に記載すべきである。

(3) 対象経費の支出予定額は審査において重要な表示のため、正しく表示された申請書を提出させるべきである【改善報告】。

(4) 正しい年度が記載された申請書を提出させるべきである【改善報告】。

(5) 各申請書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。

(6) 訂正箇所多数を理由とする後日の書類送付及び全差替え処理は、実質的に提出期限徒過と同視できるため、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。

(7) 国と県との書式の統一を図る等、短期間で漏れなく報告書の作成業務を完遂できるよう、手続の簡略化・合理化を図ることが望ましい。

(8) 複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。

(9) 長期的・継続的な補助金については、定期的の有効性等の観点から過去の事業を検証・評価する機会を設けるとともに、その内容の記録化を図ることが望ましい。

(10) 交付決定通知書に記載する書類の保存期間は、要綱に従い5年間と表記すべきである。

#### 3 地域子ども・子育て支援事業費補助金（新型コロナ分）

市町村において子ども・子育て支援事業を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じるために要する費用を補助するもの（最終予算額48,336千円、決算額33,504千円）。

(1) 交付決定通知書に記載する書類の保存期間は、要綱に従い5年間と表記すべきである。

#### 4 地域子ども・子育て支援事業費補助金（重層支援事業分）

介護・障がい・子ども・生活困窮に関する補助金を一本化して市町村へ交付し、課題や属性を問わずワンストップで支援できる体制整備を支援するもの（最終予算額25,729千円、決算額25,676千円）。

(1) 要綱に、実際の運用補助率を規定すべきである【改善報告】。

## 5 岐阜県施設型給付費等補助金

保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整え、質の高い教育・保育を提供するため、1号認定こどもに係る施設型給付費等の支給に要する費用の一部を補助するもの（最終予算額 412,571 千円、決算額 382,262 千円）。

## 6 出産・子育て応援事業費補助金

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境の整備を図るため、市町村が実施する伴走型相談支援や出産・子育て応援ギフトの支給を補助するもの（最終予算額 261,072 千円、決算額 214,306 千円）。

(1) 決算見込抄本は支出額の決算見込みであり実績報告額算出表の金額の根拠となる書類であるから、確認すべきである。

(2) 決算見込抄本について、正確な内容のものを作成するよう指導すべきである【改善報告】。

## 7 保育補助者雇上強化事業費補助金

保育士不足の解消による保育現場の労働環境の改善のため、保育士の労働環境改善等に積極的に取り組んでいる保育所等に対し、将来保育士資格の取得を目指す者を保育補助者として雇い上げるために必要な経費や、保育所等内の清掃及び業務や給食の配膳など保育周辺業務を行う保育支援者の雇い上げに必要な経費を助成するもの（最終予算額 115,387 千円、決算額 97,712 千円）。

## 8 私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金

コロナ禍において原油価格及び物価が高騰している状況で私立保育所等が質及び量を保った給食を提供する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するもの（最終予算額 101,225 千円、決算額 69,226 千円）。

(1) 実績報告書に、要綱別表第6号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」を添付させるべきである。

(2) 要綱別表第6号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」として外国語資料が出された場合の対応方針を定めることが望ましい。

## 9 地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金

地域における少子化対策の強化を図るため、結婚・妊娠・出産・育児の「きれめのない支援」のために市町村が行う取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの（最終予算額 87,265 千円、決算額 50,711 千円）。

(1) 補助事業者には、要綱に規定されている内容が確認できる委託契約書などの資料を添付させるべきである。

(2) 事業評価調書には指標を記載すべきである【改善報告】。

## 10 療育支援体制強化事業費補助金

保育所等において入所児童及び地域住民等の子どもに対する療育支援体制を強化することにより、保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図るため、主任保育士を補助する療育支援補助者として保育士資格等を有する者を常勤配置して療育支援体制の充実に取り組む場合に、その雇用に必要な経費を補助するもの（最終



予算額 58,097 千円、46,881 千円)。

(1) 市の申請内容に間違いがないよう、正確な確認作業をするよう指導を徹底することが望ましい。

#### 11 低年齢児保育促進事業費補助金

年度途中における0歳児を中心とした低年齢児の受入体制の確保や、保育士の負担軽減による離職防止を図るため、保育士を加配した保育所等に対し、市町村と協調して補助するもの(最終予算額 44,968 千円、決算額 44,067 千円)。

(1) 補助対象の要件・運用については、その根拠を要綱等に明示し、同要綱等に基づき、公平・適正に処理すべきである。

(2) 定期的に意見交換会を開催する等して、補助事業者の実情や悩みを聴取・分析した上で、適宜見直しを図られている【参考報告】。

#### 12 第3子以降保育料等無償化事業費補助金

第3子以降の子どもを持ちたいと思う保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、3人以上の子どもを現に扶養する多子世帯に対し、市町村が保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に係る3号認定子どもの保育料及び2号認定子どもの副食費を無償化する費用について補助するもの(最終予算額 42,937 千円、決算額 36,721 千円)。

(1) 多子世帯へ当該補助金の周知を徹底させるために、保育施設等市町村以外に対しての周知もしていくことが望ましい。

#### 13 岐阜県特定不妊治療助成費補助金

高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、その経済的負担の軽減を図る特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を行った夫婦に対し、治療費を補助するもの(最終予算額 39,027 千円、決算額 28,737 千円)。

#### 14 保育環境改善等事業費補助金

保育環境の向上等を図るため、保育所等の老朽化した備品等の設備の購入、更新、改修等を行う費用について補助するもの(最終予算額 36,768 千円、決算額 31,324 千円)。

(1) 補助金の名称を決定する際は、他の補助金と混同する可能性がないか、検証すべきである。

(2) 申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

(3) 間接補助事業等が完了したときが完了とする県の取扱いどおりに扱うべきである。それと異なる取扱いをする場合は、その旨要綱に定めるべきである。

#### 15 医療的ケア児支援事業費補助金

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が、保育所等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう、医療的ケア児を受け入れるために必要な改修や整備の経費、医療的ケア児の受入れ体制の整備に係る経費を補助するもの(最終予算額 25,905 千円、決算額 20,213 千円)。

(1) 歳出事項別明細調査には、適切な補助割合を記載すべきである。

#### 16 保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業

を継続的に提供していくために、認可外保育施設における、衛生用品等の購入や施設の消毒等に必要となる経費、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助するもの（最終予算額 24,693 千円、決算額 23,194 千円）。

（１）対象経費（かかり増し経費）の具体的内容について、他県の運用を参考にするなどして、最低限の客観的資料の提出は要求すべきである。

（２）実績報告書の提出期限について、要綱の定め違反しない運用とするか、実態に即した規範を整えるべきである。

## 17 一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金

不妊治療のうち、医療保険各法に基づく給付の対象とならない一般不妊治療に係る費用の一部の助成を行うことにより、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図るため、岐阜県内に住所を有する夫婦が、産婦人科等において、一般不妊治療に要する経費を補助するもの（最終予算額 19,975 千円、決算額 514 千円）。

（１）補助が存在しながらも活用されないことの原因やそもそもの補助が必要な件数などを検討することが、少子化対策につながることから、何故活用されなかったかの検証が望ましい。

（２）各市町村の要件が、重複申請を認めない点において、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。

（３）各市町村の要件が、暴力団排除条項の点において、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないように、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。

## 18 放課後児童クラブ施設整備費補助金

市町村が行う事業に要する費用に対し、放課後児童クラブ施設整備費補助金を交付するもの（最終予算額 15,835 千円、決算額 9,981 千円）。

（１）実績報告において、建物平面図及び立面図、建物内外主要部分の写真を添付すべきである【改善報告】。

## 19 児童館等整備費補助金（単建）

次世代育成支援対策を推進するために市町村が策定する整備計画に基づいて児童館等を整備（新設・修理等）する市町村に対して補助するもの（最終予算額 12,128 千円、決算額 11,873 千円）。

（１）要綱の記載の誤りについて訂正すべきである【改善報告】。

（２）交付決定通知書における保存期限を５年間と表記訂正すべきである【改善報告】。

## 20 私立保育所等送迎バス利用料支援事業費補助金

原油価格の高騰により、児童の送迎バスの燃料費に係る負担増が懸念されるが、これにより送迎を利用する保護者に負担が転嫁されることがないように自治体の直接的な支援が届きにくい私立保育所等に対し、送迎バス利用料上昇分の支援を行うもの（最終予算額 11,778 千円、決算額 1,685 千円）。

（１）ガソリン代の上昇分の計算であるので、個別の実績を報告させる必要性はなく、県の価格調査結果の金額を使うなど、より使いやすいものとするため、申請要件に工夫を行うのが望ましい【改善報告】。

## 21 子ども・子育て支援事業費市町村補助金

令和元年10月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに対象となった認可外保育施設の無償化に係る事務費等が市町村において発生するため、円滑な実施のために、市町村において発生する認可外保育施設の無償化に係る事務費等を補助するもの（最終予算額11,230千円、決算額10,592千円）。

## 22 保育士修学資金貸付事業費

指定保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付けることにより、保育人材の確保を図るため、国要綱に基づき社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付等事業を補助するもの（最終予算額8,430千円、決算額2,819千円）。

## 23 産休等代替職員設置事業費補助金

児童福祉等の増進及び児童福祉施設の整備を図るため私立の児童福祉施設等の直接処遇職員が産休、病休を取得した場合に、代替職員に要する経費を補助するもの（最終予算額7,599千円、4,670千円）。

（1）事業評価調書は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、正確に記載すべきである。

## 24 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助金

分娩前のウイルス検査により、妊婦が安心して分娩できるようにするため、分娩予定日より2週間前から出産までに1回、不安を抱えかつ希望のある妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症の検査実施の費用を補助するもの（最終予算額7,587千円、決算額3,200千円）。

## 25 第2子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金

県内の子育て世帯の経済的負担の軽減に資するため、放課後児童クラブに2人以上児童を通わせる世帯に対し利用料減免を実施する市町村に、減免額の2分の1を補助するもの（最終予算額4,496千円、決算額3,465千円）。

## 26 多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金

子どもが病気の際に、保護者が就労している等、自宅での保育が困難な場合において、病児・病後児や体調不良となった児童を安心して預けることができるよう、多子世帯（3人以上の児童を現に扶養する世帯）の児童に係る病児・病後児保育の利用料を無償化する市町村に対し補助するもの（最終予算額4,459千円、決算額2,204千円）。

## 27 保育所ふれあい活動推進事業費補助金<sup>7</sup>

民間保育所等の連携強化及び活性化、勤務する保育士の質の向上等を図るため、民保連が行う事業に対して助成するもの（県単補助金額：最終予算額2,850千円、決算額2,166千円。国庫補助金額：最終予算額900千円、決算額900千円）。

（1）産婦人科等に紙媒体を置くことによる有効性については、実際に未就園前の子育て家庭が手に取り読んでいるかも調べたうえで、有効性が認められるのか検討すべきで

<sup>7</sup> 県の予算上は細々事業として「保育所ふれあい活動推進事業費補助金」、「保育所ふれあい活動推進事業費補助金（国補）」に分けて把握されている。

ある。

(2) 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。

(3) 事業評価調書に、既に達成した指標をかかげ続けるのは妥当ではなく、見直すのが望ましい。

## 28 小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金

市町村等が実施する小規模児童クラブ・季節児童クラブの運営経費等を補助するもの（最終予算額 2,822 千円、決算額 981 千円）。

(1) 補助金交付先等に対しては、実績報告書の日付を正確に記載させるとともに、訂正版の提出に際し、過去日付ではなく、現に受領した日の受領印としてこれを正確に処理させるべきである。

## 29 地域子育て支援拠点環境改善事業費補助金

地域における子育て支援施設の一層の推進を図るために、子育て支援施設の改修や備品の購入を支援するためのもの（最終予算額 2,705 千円、決算額 2,063 千円）。

## 30 保育所等緊急整備事業費補助金

子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、待機児童解消のための保育所の創設や老朽化等による保育環境整備などを実施する市町村を補助するもの（最終予算額 2,562 千円、決算額 2,562 千円）。

## 31 ファミリー・サポート・センター事業費補助金

ファミリー・サポート・センターに関する、新規設立に関する経費、広域実施に関する経費、病児・緊急預かりに係る経費を補助するもの（最終予算額 1,000 千円、決算額 0 円）。

(1) ファミリー・サポート・センターの設置にあたり、より効果的な予算の利用ができるよう、市町村のニーズも踏まえた予算の活用を検討すべきである。

(2) 事業評価において、予算が使われていないのに、効率性を評価することは困難であることから、評価の方法を見直し、予算の有効活用を検討すべきである。

## 32 子育て体験活動活性化促進補助金

子育て体験活動の横展開を進め、子育て体験活動の促進及び活性化を図るため、民間等の自主的な子育て体験活動のうち、地域のモデルとなり得る事業に係る運営費の一部を補助するもの（最終予算額 1,000 千円、決算額 0 円）。

(1) 補助金が有効に使用されるよう周知の徹底又は制度設計の見直し（廃止を含む。）等を図ることが望ましい。

## 33 保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費

保育士試験の受験申請及び保育士登録の申請等のオンライン手続化に係るシステムの構築又は改修に係る事業に対して補助するもの（最終予算額 415 千円、決算額 415 千円）。

(1) 事実上国の判断に依拠するところとなっている実情があるにしても、実際の参加にあたる以上は、最低限の資料としての価格の検証資料を取得すべきである。

(2) システムが構築出来ていることと同時に、補助金が適切に使用されているかを確

認すべきである。

#### **34 岐阜県保育研究協議会運営費補助金**

児童福祉等の推進を図るため、福祉関係団体の運営に要する経費又は福祉関係団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で当該福祉関係団体に補助金を交付するもの（最終予算額 324 千円、決算額 324 千円）。

（１）交付先団体の収支状況を踏まえると、補助金の廃止を検討すべきである。

#### **35 保育対策等促進事業費**

保育需要の受け皿である認可外保育施設の衛生対策の向上を図るため、市町村が認めた認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員、利用する児童に対する健康診断等にかかる費用について補助を行うもの（最終予算額 206 千円、決算額 30 千円）。

（１）執行率から考えると、継続する必要があるのか疑問である。国の補助金を活用するのであれば、積極的な活用を促すのが望ましい。

#### **36 乳幼児保育特別対策事業費補助金**

全ての保護者が安心して児童を預けることができる施設を充実させ、育児と就労の両立支援の推進を図るため、認可保育所の補完的な役割を担っている認可外保育施設に委託等をする乳幼児保育事業（０・１・２歳児の保育に限る。）又は延長保育事業に要する経費を補助するもの（最終予算額 162 千円、決算額 146 千円）。

#### **37 保育士資格取得支援事業費補助金**

子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、保育所等保育士資格取得の支援及び幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得の支援をするもの（最終予算額 150 千円、決算額 150 千円）。

（１）県内全域への補助金の周知を図ることが望ましい。

（２）実態に合った実績報告書の提出期限を要綱で定めるべきである。

## **第２ 子ども家庭課**

### **１ 児童家庭支援センター運営費補助金**

児童福祉等の増進及び児童福祉施設の整備を図るため社会福祉法人が設置・運営する児童家庭支援センターの運営事業又は事業に要する経費を補助するもの（最終予算額 101,139 千円、決算額 99,251 千円）。

### **２ 児童養護施設等施設整備費補助金**

児童養護施設等施設整備補助金は、社会福祉法人が設置する児童養護施設等の施設整備事業に補助するものであり、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金は児童養護施設等が実施する入所児童等の生活向上を図るための改修等を行う事業を補助するものである（最終予算額 83,517 千円、決算額 82,090 千円）。

（１）実績報告書は提出期限内に提出すべきである。本件は、事業完了後に補助金の交付申請を受け付けているが、このような場合に備えた実績報告書の提出期限を要綱に定めるなどの対応を検討すべきである。

（２）検査調書は全ての工事において作成するのが望ましい。

### 3 母子家庭等援護事業費

#### 【自立支援教育訓練給付金事業】

母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とするもの。

#### 【高等職業訓練給付金等事業】

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するためのもの。

#### 【高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が効果的に学び直しをすることを支援するためのもの。

#### 【ひとり親家庭等生活支援事業】

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定やその子どもの生活・学習支援を図るためのもの。

(最終予算額 75,198 千円 (48,771 千円)、決算額 65,130 千円 (41,018 千円))<sup>8</sup>

(1) 補助の対象者となる者に、本補助金の存在自体が知られていない可能性もあることから、対象となり得る家庭等に事業の存在を周知し、必要とする家庭により利用を促す事が望ましい。

(2) 当該補助金のように、複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を行うのが望ましい。

### 4 児童養護施設等従事者処遇改善事業費補助金

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護を担う施設及び事業所に従事する者の処遇の改善のためのもの(最終予算額 59,420 千円、決算額 32,916 千円)。

(1) 当該補助金については、補助対象が令和4年4～9月発生分と申請時点で実績が出ているため、実績報告書に添付の処遇改善内訳も含めて全ての書類を申請時に作成させるなどで県と事業者双方の事務負担を軽減するのが望ましい。

### 5 児童養護施設等感染症拡大防止対策事業費補助金

児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るための事業の実施に要する経費を補助するもの(最終予算額 34,146 千円、決算額 31,297 千円)。

(1) 実績報告をチェックする際に使用している「検査調書」という名称の独自のフォーマットは、他の補助金の実績報告をチェックする際にも活用が見込まれるため、参考報告とする【参考報告】。

### 6 児童養護施設等体制強化事業費補助金

家庭的養護を推進し、社会的養護の拡充を図るため児童養護施設等において児童指導員等の補助を行う者の雇用経費(給与、諸手当及び法定福利費)を補助するもの(最終予算額 28,560 千円、22,256 千円)。

(1) 補助金交付要綱に軽微な変更について、基準を定めている【参考報告】。

### 7 児童福祉施設退所者等アフターケア事業費

措置解除者の地域社会における社会的自立の促進を図るため、措置解除者等を養護す

---

<sup>8</sup> ( ) 内は、対象補助金に関する金額。

る施設に対し、生活費や就職支度費等の必要な経費を補助するもの（最終予算額 11,490 千円（1,290 千円）、決算額 10,492 千円（392 千円））。<sup>9</sup>

（1）補助金の支出の条件である資料については、補助金の資料として写しを綴るのが望ましい。

（2）事業評価調書における事業の有効性の評価の際には、目標とする指標の変動を踏まえた評価を行うことが望ましい。

## 8 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費

ひとり親の自立の促進を図るため、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対し経費を補助するもの（最終予算額 10,246 千円、決算額 8,193 千円）。

## 9 子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金

生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子ども等が利用する子ども食堂又は子ども宅食を運営し、その運営を委託し、又はその運営に要する経費を補助する（最終予算額 8,172 千円、決算額 4,985 千円）。

（1）補助金の申請において、傷害保険（ボランティア行事用保険）の加入は、必須とされる重要な要件であることから、その取扱いを統一化し、全ての市町村において保険加入の事実を証する資料の確認を行うことが望ましい。

## 10 児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金

空調・換気設備等の設備投資に係る経費を補助するもの（当初予算額 8,000 千円、決算額 2,800 千円）。

（1）一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。

## 11 育児指導機能強化事業費補助金

乳児院において、入所児童やその家族はもとより、地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じ、子育て方法を一緒に実践しながら伝えること等により、子育てで不安を解消するために、育児指導を行う職員を配置するための経費を補助するもの（最終予算額 4,987 千円、決算額 4,987 千円）。

（1）交付申請の添付資料については、正確なものを保存すべきである。

## 12 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費

児童養護施設や自立援助ホーム等の退所者のうち、安定した生活基盤確保が困難な者に対し、貸付を行うもの（最終予算額 3,838 千円、決算額 1,663 千円）。

## 13 里親への委託前養育支援事業費補助金

里親への委託のための調整期間における子どもとの面会、里親宅における交流等及び各種研修への受講に要した経費を補助するもの（最終予算額 3,000 千円、決算額 880 千円）。

---

<sup>9</sup> （）内は、対象補助金に関する金額。

#### 14 児童養護施設等におけるICT機器導入支援事業費補助金

社会福祉法人等に対し、パソコンや児童記録管理システム等のICT化推進に資する機器等の整備費用を補助するもの（最終予算額2,619千円、決算額2,592千円）。

#### 15 医療機関等連携強化事業費補助金

乳児院等において、病気や障がいを持った入所児童に対応するため、医療機関との連携調整を担う職員（看護師）を配置するための経費（医療機関等連絡調整員の雇用経費（給与、諸手当及び法定福利費））を補助する（最終予算額2,129千円、決算額2,129千円）。

#### 16 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金（ひとり親世帯）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領に基づき町村が行う事務に必要な経費を補助する（最終予算額1,700千円、決算額1,645千円）。

#### 17 民間シェルター確保等事業費補助金

DV被害者等の保護・支援体制の充実及びDV被害者等の早期自立を図るため、民間支援団体による民間シェルターの確保等の活動に要する経費の助成をするもの（最終予算額1,508千円、決算額1,508千円）。

（1）事業評価調書の目標達成指数について、民間団体を増やす目標値を設定するか、何件の相談に対応したか等の内容の実数を評価するなどして、目標達成を確認できる数値目標とするのが望ましい。

（2）公表されている予算要求資料について、正確な表記に改めるべきである。

#### 18 児童養護施設等職員資質向上事業費

各児童養護施設等の職員が施設外に出向いて受講する研修に要する経費を助成するもの（最終予算額1,312千円（700千円）、決算額802千円（190千円））<sup>10</sup>。

（1）補助金の予算と決算額の乖離が大きい。予算をより活用するのが望ましい。

#### 19 県母子寡婦福祉連合会補助金

一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会の運営（ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業やひとり親家庭等健全育成事業等の実施を事業内容とする。）に要する経費を補助する（最終予算額1,250千円、決算額1,250千円）。

（1）連合会の運営機能に現状課題があることから、今後も継続的に運営費を補助していく上では、現在の母子寡婦からのニーズや会員・利用者の年齢構成等を把握し、「県内のひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与する」という目的の達成が可能か、団体の補助適格性について検証すべきである。

#### 20 児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金

児童福祉等の増進を図るため、退所後5年目までの児童の状況把握及び生活・就労支援のための活動費等を補助するもの（最終予算額1,200千円、決算額693千円）。

（1）現在の要領に従い、退所児童支援計画の添付が必要であるならば、交付申請書については、年度の初めにおいて計画を提出するようにし、計画的な退所者支援を行うべ

---

<sup>10</sup> （）内は、対象補助金に関する金額。



きである。また、担当課が説明するように、流動的な支援に対する支出を対象とするのであれば、実際の運用に沿った要領に見直すべきである。

(2) システムの関係上、実際の起案日とは異なる文書が作成されたのであれば、その旨を別に記録するなどして、支出負担行為額の変更について、適切な日付で決裁文書进行处理するのが望ましい。

(3) 財務会計システムにおいて、一定の作業を行った場合に、実際の日付とは異なる日付でしか文書処理が行えず、本来作成すべき文書が作成できないという状況は、適切な財務会計システムとは評価し難い。現在のシステム改修も含めて、正確な文書処理を行う方法を検討すべきである。

(4) 会計年度区分について疑いが生じる状況やシステム上の異なる日付の文書が作成される事態を招かぬよう、期日にゆとりが持てるよう申請案内等の全体的な事務手続を見直すことが望ましい。

## 21 児童養護施設等職員人材確保事業費補助金

児童養護施設等に就職を希望する実習生に対する指導や就職促進のための事業等に要する経費を補助する（最終予算額 1,086 千円、決算額 513 千円）。

(1) 交付申請書の提出期限を早めるか、交付要綱における実績報告書の提出期限を修正すべきである。

## 22 身元保証人確保対策事業費

施設等の利用又は退所した子ども等の社会的自立の促進に寄与するため、保証人を施設長等が引き受ける場合に、全国社会福祉協議会が契約者として締結した損害保険契約の保険料を補助するもの（最終予算額 903 千円 (123 千円)、決算額 243 千円 (41 千円)）<sup>11</sup>。

(1) 積極的に活用されるよう、制度の周知を図ることが望ましい。

## 23 県里親連合会補助金

岐阜県里親連合会の活動を通して里親の認知度を向上させ、里親同士の横のつながりを築き、里親が安心して里子を養育できるよう支援するため、岐阜県里親連合会が行う諸活動に対して補助するもの（最終予算額 454 千円、決算額 387 千円）。

## 24 DV被害者支援者資質向上事業費補助金

相談支援体制の充実とDV被害者支援者の資質向上を図るため、支援団体が実施するDV被害者支援に関する研修事業や他団体の開催する研修等に参加する費用について補助するもの（最終予算額 270 千円、決算額 43 千円）。

## 25 中部地区母子寡婦福祉研修会大会開催費補助金

岐阜県母子寡婦福祉連合会が当番となっている中部地区母子寡婦福祉研修大会の開催費を補助するもの（最終予算額 240 千円、決算額 240 千円）。

(1) 実績報告書の提出期限を守らせるべきである。

## 26 困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金

高等学校を卒業していない生活困窮世帯の親子が高卒認定試験の合格を目指す場合

---

<sup>11</sup> () 内は、対象補助金に関する金額。

において対象講座の受講費用の軽減を図るもの（最終予算額 150 千円、決算額 0 円）。

(1) 当該補助金の認知・利用促進のため、より積極的な広報に努めるべきである。

## 27 生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金

各自治体において実施されている貧困の連鎖を防止するための子どもの居場所事業への参加促進をするため、子どもの居場所事業を実施する市が、その事業に参加する支援の必要な子どもに交通費を支給する場合に、その費用を県が補助するもの（最終予算額 60 千円、決算額 0 円）。

(1) 支援が必要な子どもに、より活用され、目的が達成されるような仕組みに見直すとともに、市町村等の関係団体への周知も十分に行うべきである。

(2) 評価調書は正確に作成するべきである【改善報告】。

## 第3 国民健康保険課

### 1 乳幼児医療費負担金助成費

対象となる乳幼児に対して直接的な経済的支援を行い、心身の健康を保持し、健康で文化的な生活の確保を図るため、小学校就学前の乳幼児医療費の自己負担額に係る助成を実施する市町村に対し、その助成額の2分の1について、補助するもの（最終予算額 1,478,385 千円、決算額 1,478,385 千円）。

(1) 照会時等に、変更申請をしない市町村については、県の担当課にあらかじめ変更申請をしない旨をメールで連絡するか、書面の提出をする旨を明示して連絡することが望ましい。

### 2 父母子家庭等医療費負担金助成費

対象となる母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び父母のない子に対して直接的な経済的支援を行い、心身の健康を保持し、健康で文化的な生活の確保を図るため、母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、父母のない子の医療費自己負担額に係る助成を実施する市町村に対し、その助成額の2分の1について、補助するもの（最終予算額 605,897 千円、決算額 605,897 千円）。

(1) 補助金変更交付申請書についても、県への到着日を明確にするため收受印を押すべきである。

## 第4 医療整備課

### 1 小児救急医療拠点病院運営費補助金（基金）

休日及び夜間の入院治療を必要とする小児の重症患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院の運営に必要な給与費、材料費、経費等を補助するもの（最終予算額 105,532 千円（105,532 千円）、決算額 105,532 千円（105,532 千円）<sup>12</sup>）。

### 2 地域周産期母子医療センター運営事業費補助金

地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図るため、地域周産期母子医療センターのMFICU（母体胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）、GCU（新生児回復室）の運営費を補助するもの（最終予算額 45,330 千円、決算額 45,330 千円）

<sup>12</sup> () 内は補助金に関するもの。

- (1) 交付申請時にも職員名簿の添付を徹底すべきである。
- (2) 実績報告書は、手書きでの修正ではなく、提出者に修正させ再提出させたものを保管することが望ましい。

### 3 小児医療施設・周産期医療施設設備整備事業費補助金

小児医及び周産期医療施設として必要な医療機器等の購入を補助するもの（最終予算額 27,752 千円、決算額 27,252 千円）。

### 4 産科医療機関確保事業費補助金

分娩を取り扱う病院及び診療所が減少している現状を鑑み、身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、地域における唯一の分娩取扱い機関に対し、産科医療機関としての体制を維持、確保するために必要な経費の財政的支援を行うため補助するもの（最終予算額 21,332 千円、決算額 21,332 千円）。

### 5 総合周産期母子医療センター運営事業費補助金

リスクの高い妊産婦や新生児を受け入れ、適切な治療を行う体制を維持するために医師や看護師を配置するための必要な財政的援助を行うもの（最終予算額 16,373 千円（16,373 千円）、決算額 16,372 千円（16,372 千円））<sup>13</sup>。

### 6 地域周産期医療体制強化事業費

周産期医療従事者に対して新生児蘇生法技術の取得を普及するために、地域に必要なインストラクターを養成するため、県内の医療従事者に対して、日本周産期・新生児医学会が開催するインストラクター養成講習会の受講料を補助するもの（最終予算額 10 千円、決算額 0 千円）。

(1) 当該補助金の活用を促すため、周知の徹底を図ったうえで活用を促すべきである。そのうえ、利用実績がない場合には、利用されない原因を確認し、廃止も含めた補助金のあり方を検討すべきである。

(2) 補助金については、県単独補助金事業評価調書を作成すべきである。

### 7 小児集中治療室設備整備事業費補助金

重篤な小児救急患者に対して「急性期」の集中治療・専門的治療を行う病床を備えた小児集中治療室を整備し、小児重症患者の適切な医療を確保する事業に補助するもの（最終予算額 2,350 千円、決算額 2,350 千円）。

## 第 5 医療福祉連携推進課

### 1 地域医療確保事業費補助金

県内における医師確保、とりわけ医師不足地域における医師確保を図るため、地域医療に関する寄附講座への補助や修学資金貸与、広報・研修事業の企画実施等に対する補助を行うもの（最終予算額 90,958 千円、決算額 85,915 千円）。

(1) 寄附講座に対する補助理由、補助割合 10 分の 10 を再考することが望ましい。

(2) 間接補助金の完了が年度内に終了するように市町村に指導すべきである。

(3) 給与費が補助対象経費となるものか否かを事業実施報告書の記載から判別できるよう、記載させるべきである。

<sup>13</sup> ( ) 内は補助金に関するもの。

## 2 病院内保育所運営費補助金（基金）

医療従事者の離職防止、再就業促進等を目的として、病院内保育所運営事業に必要な保育士その他の職員の人件費、委託料を補助するもの（最終予算額 68,837 千円、決算額 62,503 千円）。

（1）履行確認について、電話等で確認した記録が一切残っていないため、その記録を書面にして残すべきである。

## 3 病院内保育所運営費補助金（自治体立分）

病院及び診療所に従事する看護職員をはじめとした医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、当該職員の児童及び医療機関による入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある等のため、病院内保育所運営事業に必要な保育士その他の職員の人件費、委託料を補助するもの（最終予算額 13,727 千円、決算額 11,375 千円）。

## 4 病院内保育所運営費補助金（公的施設分）

病院及び診療所に従事する看護職員をはじめとした医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、当該職員の児童及び医療機関による入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある等のため、病院内保育所運営事業に必要な保育士その他の職員の人件費、委託料を補助するもの（最終予算額 10,298 千円、決算額 6,088 千円）。

## 5 病院内保育所夜間運営費補助金

病院及び診療所に従事する看護職員をはじめとした医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、当該職員の児童及び医療機関による入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある等のため、夜間保育事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費を補助するもの（最終予算額 709 千円、決算額 79 千円）。

（1）執行率が低いことから、その原因を確認し、より活用を促す取り組みを行うか、実態を反映した予算組みを行うことが望ましい。

## 6 女性医師等就労環境改善事業費補助金（基金）

仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図り、医師確保に繋げるため、働きやすい職場環境の整備を行う病院に対し、復職研修や就労環境改善に取り組むために必要な経費を補助するもの（最終予算額 36,632 千円、決算額 34,713 千円）。

（1）交付申請期限を遵守させるべきである。

（2）状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。

（3）資料が適切に整理、保存されており、非常に見やすい【参考報告】。

## 7 医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金）

医師不足を解消するために、県内での勤務でキャリアアップできる体制を整備するため、初期臨床研修医の教育研修事業、専攻医等のキャリアアップ及び医師派遣事業、事業実施の管理運営費用を補助するもの（最終予算額 33,265 千円、決算額 27,024 千円）。

（1）要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するの望ましい。

（2）交付決定に関する基準額について、具体的な金額を明示することが望ましい。

（3）交付申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

## 8 産科医等育成・確保支援事業費補助金

産科医等の処遇改善や将来の産科医療を担う医師の育成を図る取り組みを通じて、分娩取扱医療機関及び産科医等の確保を図るため、分娩手当、産婦人科専門医取得を目指す医師への研修医手当、新生児取扱手当を支給する医療機関への支援、他分娩施設の帝王切開立会体制を整備する分娩施設への支援を行うもの（最終予算額 31,797 千円、決算額 28,210 千円）。

- (1) 交付申請期限を遵守させるべきである。
- (2) 状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。
- (3) 資料が適切に整理、保存されており、非常に見やすい【参考報告】。

## 9 小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金

在宅で生活する重度障がい児者の家族の負担・不安の軽減のために、レスパイトサービスの受け入れを促進するための支援をするためのもの（最終予算額 27,700 千円、決算額 26,091 千円）。

- (1) 交付申請書に添付される資料については補助金の交付の適否に係るものであることから、適切に管理・保存すべきである。
- (2) 医療的ケアの判定書の計算やチェックについては、補助金の交付の適否に係る項目であることから、正確に審査すべきである。

## 10 三次周産期医療機関分娩体制整備臨時支援事業費補助金

県内の安全・安心な周産期医療体制の確保を図るため、三次周産期医療機関が県内外の医療機関から常勤産婦人科指導医師を招へいする場合に必要な手当や他の医療機関から医師の派遣を受けて宿日直を行わせた場合に必要の手当を補助するもの（最終予算額 12,409 千円、決算額 12,330 千円）。

- (1) 交付申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

## 11 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金

災害時に要電源重度障がい児者が日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等の整備を図るために市町村外行う事業を支援するもの（最終予算額 5,150 千円、決算 839 千円）。

- (1) 積極的に周知等を行うことで事業の有効性を創出しており、事業の運営として非常に望ましい。【参考報告】

## 12 病院内保育所施設整備事業費補助金（基金）

病院及び診療所に従事する職員のために病院内保育所の新築、増改築及び改修に要する工事費、請負費を補助するもの（最終予算額 3,450 千円、決算額 867 千円）。

- (1) 進捗度に応じた交付申請を行うにしても、補助事業者においては、工事着手前に年度内に完成する工事の交付申請を行い、交付決定の内容にしたがった工事を行うよう指導すべきである。

## 13 小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費補助金

継続的に医療的ケアが必要な障がい児者が増加している中、それらに対応すべき医師・看護師といった医療人材が慢性的に不足しているため、喀痰吸引等研修に要する経費及び福祉事業所等の職員の介護力向上に要する経費を補助するもの（最終予算額

3,000千円、決算額1,745千円)。

(1) 福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金について、交付申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

(2) 福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金について、補助実施事業者が第三者への業務委託をする際には、その契約において業務委託内容を明確にするように指導すべきである。

#### 14 医師派遣支援事業費補助金（基金）

医師確保が困難な地域の医療機関へ医師を派遣することにより、医師の地域偏在を緩和し、地域医療を確保していくため、県が決定する医師派遣について、派遣元医療機関に対して派遣による逸失利益相当額を補助するもの（最終予算額3,000千円、決算額0円）。

### 第6 高齢福祉課

#### 1 介護人材育成事業者認定制度実施事業費

介護人材の参入、育成及び定着の促進を図るため、介護事業者が認定取得に要する福祉サービス第三者評価の受審に要する経費を補助するもの（最終予算額500千円、決算額400千円）。

(1) 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

(2) 評価結果表内の記載の確認を行い、疑義がある場合には、指導監督を行い、適切な評価がなされるように指導すべきである。

#### 2 介護事業所内保育施設運営費補助金

介護従事者の離職防止及び再就業の促進を図るため、介護事業所内保育施設運営事業を行うために必要な保育士等の人件費及び委託料を補助するもの（最終予算額10,646千円、決算額8,360千円）。

(1) 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

### 第7 保健医療課

#### 1 地域自殺対策強化事業費（新型コロナ分）

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等への支援体制の強化に向けて、取り組みを包括的に支援し、多様な支援ニーズへの対応を図るため、心のケアに関する対面、電話SNS相談窓口の体制強化と、普及啓発事業を支援するもの（最終予算額1,247千円、決算額1,194千円）。

(1) 補助金の交付決定について（通知）の対象事業の条文記載が間違っているため、通知書には正しい参照条文を記載すべきである。

(2) 状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。

## 2 地域自殺対策強化事業費

地域の特性に応じた効率的な自殺対策を後押しし、地域における自殺対策強化を図るため、心のケアに関する対面、電話SNS相談窓口の体制強化と、普及啓発事業を支援するもの（最終予算額 14,756 千円、決算額 11,126 千円）。

(1) 決裁において、必要事項が記載された書類が揃っていることを確認して手続きを行うべきである。

(2) 状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。

## 3 小児がん患者ワクチン再接種費用補助金

被接種者(保護者)の経済的負担の軽減のため、造血幹細胞移植によって予防接種の再接種が必要となった場合の費用を市町村が助成する事業に対して補助を行うもの（最終予算額 1,068 千円、決算額 82 千円）。

(1) 交付決定額が必要以上に認められているとも考えられる市町村があるため、実態に見合った交付申請がなされるよう指導するのが望ましい。

(2) 過去の実績を見ても予算額が過大であると思われるため、執行率が低い状況について原因を確認し、より利用を促すか、必要性が乏しいのであれば、実態に見合った予算要求をするのが望ましい。

## 第8 感染症対策推進課

### 1 私立学校等結核予防費補助金

感染症法第 53 条の 2 で規定されている学校又は施設の長が実施する結核の健康診断に係る費用を助成する事業を補助するもの（最終予算額 13,678 千円、決算額 10,165 千円）。

(1) 特定法人のみに実績報告書の提出期限を延長することは不相当であり、取消しの対応を含めた適切な対応を検討すべきである。

### 2 リアルタイム感染症サーベイランスシステム運営事業費

県内の感染症発生状況の迅速かつ的確な把握、感染症の流行状況について県民・医療関係者に注意喚起を促すシステムを運営することで、感染症対策に資するため、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」の運用に対し補助をするもの（最終予算額 3,032 千円、決算額 3,032 千円）。

## 第9 生活衛生課

### 1 公衆浴場活性化対策事業費補助金

公衆浴場の確保充実を図るため、岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合が行う入浴マナー等公衆衛生の基礎を学ぶ事業に対し補助するもの（最終予算額 882 千円、決算額 388 千円）。

(1) 特定団体への補助ではなく、県下の一般公衆浴場全てを対象とした補助金とするのが望ましい。なお、令和 5 年度から本補助金は廃止されている。

## 第2章の3 教育委員会

### 第1 教職員課

#### 1 スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金（コロナ分）

市町村が児童生徒の健康観察のとりまとめ作業や教室内の換気や消毒などの感染症対策を行うスクール・サポート・スタッフを配置する場合に補助するもの（最終予算額 71,878 千円、決算額 64,189 千円）。

#### 2 スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金

市町村が学習プリント等の印刷・配布の準備や授業準備・採点業務の補助を行うスクール・サポート・スタッフを配置する場合に補助するもの（最終予算額 35,940 千円、決算額 32,095 千円）。

#### 3 学習指導員配置事業費補助金（コロナ分）

市町村が放課後や土曜日における学習、補充学習、教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取り組みについて、多様な地域人材を活用できる人的支援体制を整備する場合に補助するもの（最終予算額 27,675 千円、決算額 25,366 千円）。

#### 4 特別支援学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分）

市町村が特別支援学校における放課後や土曜日における学習、補充学習、教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取り組みについて、多様な地域人材を活用できる人的支援体制を整備する場合に補助するもの（最終予算額 383 千円、決算額 374 千円）。

#### 5 高等学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分）

市町村が高等学校における放課後や土曜日における学習、補充学習、教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取り組みについて、多様な地域人材を活用できる人的支援体制を整備する場合に補助するもの（最終予算額 123 千円、決算額 123 千円）。

### 第2 学校安全課

#### 1 子供の安全対策強化支援事業費補助金

市町村が実施する通学・通園時等における幼児・児童等の安全確保の取組強化事業を補助するもの（最終予算額 22,160 千円、決算額 0 円）。

### 第3 体育健康課

#### 1 部活動指導員配置促進事業費補助金

市町村が実施する部活動指導員の配置事業（部活動指針の策定・運用、部活動指導員に係る規則の整備、部活動指導員の雇用・研修会の実施、顧問の休養日の設定等）を補助する（最終予算額 20,009 千円、決算額 17,027 千円）。

#### 2 全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金

岐阜県高等学校体育連盟に対し、全国高校総合体育大会に出場する選手・監督の派遣費を補助するもの（最終予算額 14,779 千円、決算額 9,913 千円）。

（1）事業そのものが事実上完了したときをもって事業完了とする県の取扱いどおりに扱うべきである。異なる取り扱いをする場合は、その旨要綱に定めるべきである。



### 3 県立高等学校運動部活動振興費補助金

岐阜・西濃地区で行われる県高体連等が主催する県内大会の選手の派遣と運動部活動用消耗機材の購入（特別支援学校高等部に限る）に関する費用を補助するもの（最終予算額 7,260 千円、決算額 7,205 千円）。

（1）現状の実績報告では、補助が得られている部活動だけが、振興が図られる状況とも考えられ、運動部全体にとって有効であるか疑問であった。分配方法が適切であるかを確認し、必要であれば運動部全体の振興を図る分配を検討するのが望ましい。

（2）要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。

（3）学校とPTAや後援会は別団体であり、補助を受け取っている団体が支出を行っている資料を、実績報告書の添付書類として提出させるべきである。

（4）補助の目的である、運動部全体の補助が行われているかどうかを確認するため、各学校の部活動後援会等の収支の実績を確認すべきである。

（5）本来の支出先は、権利能力なき社団である学校の後援会等であり、支出先を県立高校としている事業評価調書を訂正すべきである。

### 4 県立特別支援学校・定時制高等学校給食費緊急支援事業費

県立特別支援学校及び定時制高等学校の学校給食費を負担している保護者等を対象に、令和3年度の給食費と比較して令和4年度に増額した学校に対し、増額分を全額補助するもの（最終予算額 3,000 千円、決算額 544 千円）。

（1）物価高騰対策として事業を継続する以上、終期を設定するにあたっては、賃金や為替の変動と物価を組み合わせた実質的な数値を参考に設定すべきである。

### 5 部活動地域移行推進事業費補助金

県立学校の部活動の地域への移行を推進するため、地域で高校生が活動できる場を提供する団体が行う事業を補助するもの（最終予算額 3,000 千円、決算額 2,778 千円）。

### 6 県高等学校体育大会補助金

岐阜県高等学校体育連盟に対し、県高等学校の体育大会開催を支援するために補助するもの（最終予算額 2,000 千円、決算額 2,000 千円）。

（1）事業そのものが事実上完了したときをもって事業完了とする県の取扱いどおりに扱うべきである。異なる取り扱いをする場合は、その旨要綱に定めるべきである。

### 7 夜間定時制高等学校給食費補助金

県内の高等学校定時制又は通信制課程に在学する生徒に対して、夜間給食費を補助するもの（最終予算額 1,815 千円、決算額 1,010 千円）。

### 8 中学校体育大会補助金

毎年開催される岐阜県中学校総合体育大会の円滑な運営を図るため、大会に要する経費の一部を補助するもの（最終予算額 1,320 千円、決算額 1,320 千円）。

### 9 特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金

岐阜県立特別支援学校体育連盟に対し、特別支援学校ふれあいスポーツ事業に要する経費の一部を補助するもの（最終予算額 750 千円、決算額 750 千円）。

（1）事業そのものが事実上完了したときをもって事業完了とする県の取扱いどおりに扱うべきである。異なる取り扱いをする場合は、その旨要綱に定めるべきである。

## 第4 学校支援課

### 1 外国人児童生徒支援体制整備事業費補助金

市町村が外国人児童生徒数等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制整備のモデル化等の取り組みを支援する事業に補助するもの（最終予算額 20,000 千円、決算額 20,000 千円）。

### 2 エネルギー教育支援事業費補助金

市町村（学校組合を含む）が小学校、中学校、義務教育学校で行うエネルギー教育に関する教育支援事業に補助するもの（最終予算額 9,719 千円、決算額 9,680 千円）。

（1）令和5年度も1市町村での利用が予定されているということであるが、多くの市町村の利用が行われるよう、補助金についての周知を行うのが望ましい。

### 3 教育支援体制整備事業費（認定こども園設置促進事業）補助金

市町村が実施する岐阜県内に設置された公立の幼稚園及び幼稚園型認定こども園における幼児教育の質の向上を図るための事業に補助するもの。（最終予算額 7,695 千円、決算額 6,199 千円）。

### 4 海外交流支援事業費補助金

高校生等の留学に係る費用の一部を支援金として補助するもの（最終予算額 5,100 千円、決算額 4,800 千円）。

（1）要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。

（2）補助金交付者（留学修了者）に対して、要領が予定している卒業後の進路先等（県内在住率等を含む。）に関する調査を実施することが望ましい。

（3）帳簿等保存期間につき、5年間と要綱を改正すべきである。

### 5 外国人児童生徒キャリア支援事業費（補助金）

市町村が多様な関係者と連携して行う児童生徒等の公立学校への受入促進、保護者を含めた支援体制整備のモデル化等に係る意欲的な取り組みを実施する場合に補助するもの（最終予算額 3,000 千円、決算額 3,000 千円）。

### 6 人権教育推進事業費補助金

市町村が実施する人権教育推進・啓発に関する事業、教職員の指導力向上に関する事業、人権教育の実践に関する事業、人権教育の相談活動に関する事業を補助するもの（最終予算額 1,290 千円、決算額 1,174 千円）。

（1）他の市町村に補助金の存在を周知し、補助金が多く自治体で活用されるよう工夫することが望ましい。

（2）要綱に則り対象事業への支出が行われているか十分に確認すべきである。

### 7 県PTA連合会事業費補助金

県PTA連合会に対し、機関誌「わが子の歩み」「岐阜県PTA」の刊行にかかる費用の一部を支援するために補助するもの（最終予算額 1,209 千円、決算額 1,209 千円）。

（1）機関誌という紙媒体を継続する必要があるかどうかは、需要者であるPTAの意見の聞き取りを行うなどして、より効果的な補助金の使用となるよう検討を行うこと

が望ましい。

## 8 岐阜県産業教育振興会補助金

岐阜県産業教育振興会に対し、学校教育の振興を図るため、学校教育関係団体の事業に要する経費に対し補助するもの（最終予算額 1,120 千円、決算額 1,120 千円）。

(1) 岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、岐阜県産業教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。

(2) 目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。

(3) 補助金の担当課の課長が補助金受領団体の事務局長を兼任することは避けることが望ましい。

(4) 事業評価調書の指標の一部について見直しを検討すべきである。

## 9 岐阜県定時制通信制教育振興会補助金

岐阜県高等学校定時制通信制教育振興会の事業（研究調査費、普及奨励費）運営に要する経費を補助するもの（最終予算額 1,000 千円、決算額 1,000 千円）。

## 10 高等学校PTA連合会事業費補助金

岐阜県高等学校PTA連合会に対し、PTフォーラム大会の開催や機関誌等の刊行に係る費用の一部を補助するもの（最終予算額 874 千円、決算額 874 千円）。

(1) PTAの活動意義については、様々な意見が近時存在しており、時代に即した見直しを検討することが望ましい。

## 11 定時制通信制教科書等給与費補助金

県立高等学校の定時制及び通信制の各課程に在学する生徒が当該年度において履修するための教科書及び学習書（定時制課程に在学する生徒にあつては教科書に限る。）の購入費用の一部を補助するもの（最終予算額 800 千円、決算額 231 千円）。

(1) 成年年齢引下げに伴う交付要綱の改定において代理受領の規定を削除した上で、手引きや補助金事業の適正実施に関する通知においても、補助金の振込みについては申請者名義の口座とすることを求めていることから、要綱改定の趣旨や手引き等の定めに戻さないような運用をすべきである。

## 12 コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金

市町村が実施する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を進める事業を補助するもの（最終予算額 696 千円、決算額 496 千円）。

## 13 へき地教育振興会補助金

岐阜県へき地教育振興会に対し、同会の事業に要する経費を補助するもの（最終予算額 500 千円、決算額 500 千円）。

(1) 岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、へき地教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。

(2) 補助対象経費の範囲を具体化すべきである。

(3) へき地教育振興会の予算額が増額されたから補助金を増額するのではなく、なぜ郡市振興会への補助費の拡充が必要なのかなどを検討し、補助金を増額するかを決めるべきである。

(4) へき地教育振興会の補助金の使途や行っている請願・陳情の内容自体は、補助金の目的と整合するものであるが、振興会の事業内容（特に「請願・陳情」は、行為の性質上、政治的な意味合いを有する）と交付要綱の補助対象経費についての広範な規定ぶりからすると、補助金の使途が政治的活動にも及ぶように見受けられるおそれがあることから、補助金の使途が補助の目的の範囲内に限定されるよう規定を改めるべきである。

(5) 交付申請及び実績報告は、補助金の交付等において大変重要な書類である。間違えのないように指導するべきである。

(6) 事業評価調書の評価や目標を実態に則したものに直すべきである。

## 第5 教育研修課

### 1 自ら学ぶ教職員応援事業費補助金

教職員で構成される自主研究活動グループに対し、教職員の資質・能力を向上させる活動に対し補助するもの（最終予算額 1,400 千円、決算額 1,117 千円）。

(1) 運用の例外を認めるものであるため、客観的資料を要求することが望ましい。

## 第6 教育財務課

### 1 被災幼児児童生徒就学支援等補助金

市町村が実施する岐阜県で受け入れた東日本大震災等により被災した児童生徒又は就学予定者に対して就学支援事業に対し補助するもの（最終予算額 612 千円、決算額 87 千円）。

(1) 予算計上の根拠を確認し、実態に即した予算計上を行うのが望ましい。

(2) 事業評価調書について、目標設定をすることがなじまない補助金であるのであれば評価指標を記載しないことを検討することが望ましい。

## 第7 特別支援教育課

### 1 就学奨励費（大規模災害関連 特別支援学級分）

東日本大震災で被災した小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を助成する市町村等を補助するもの（最終予算額 36 千円、決算額 0 円）。

(1) 扶助費である就学奨励費との関連性を把握し、今後必要性が発生した場合に有効活用できるように、具体的な事例を想定することが望ましい【改善報告】。

## 第2章の4 商工労働部

### 第1 企業誘致課

#### 1 企業立地促進事業補助金

製造業・研究開発事業・物流関連産業等で事業所を新設・増設する企業に対し、事業所の設置に要する経費に対して補助をするもの（最終予算額 2,898,697 千円、決算額 2,487,271 千円）。

（1）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい【改善報告】。

#### 2 大規模空き工場企業誘致補助金

閉鎖した大規模工場の土地、建物等を閉鎖後5年以内を取得し、新たに新規地元常用雇用者が100人以上である事業所を設置する企業に対し、事業所設置の際の固定資産の取得に要する経費を補助するもの（最終予算額 200,000 千円、決算額 200,000 千円）。

（1）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

#### 3 本社機能移転促進事業補助金

県外から県内に本社機能を有する事業所の全部又は一部を移転する場合の当該本社機能を有する事業所の設置に要する経費に対して補助をするもの（最終予算額 33,183 千円、決算額 6,393 千円）。

（1）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

### 第2 商工・エネルギー政策課

#### 1 商工会及び商工会議所補助金（人件費等）

商工会等が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に対する補助金のうち、商工会等が実施する事業承継対策事業に対し補助するもの（最終予算額 144,588 千円（4,000 千円）、決算額 127,184 千円（4,644 千円）<sup>14</sup>）。

（1）岐阜県少子化対策総合プログラムにおける若者の定着率の向上に位置付けている以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

### 第3 商業・金融課

#### 1 中小企業振興支援資金信用保証料補給金（旧年度保証分）

岐阜県信用保証協会が、県融資制度資金を借り受ける中小企業者等に対して、信用保証を付する場合に生じる信用保証料を補助するもの。旧年度保証分は、下記新年度保証分の結果を受け、補助期間である残りの5年間の補助内容となっている（最終予算額 199,172 千円、決算額 146,479 千円）。

（1）岐阜県少子化対策総合プログラムに位置付けている以上、同観点から当該補助金

<sup>14</sup>（）内が、監査対象となった補助金の金額、なお、補助金のメニュー間での流用を行った結果、対象補助金の予算を超える決算となっている。

の有効性を検証することが望ましい。

## 2 中小企業振興支援資金信用保証料補給金（新年度保証分）

岐阜県信用保証協会が、県融資制度資金を借り受ける中小企業者等に対して、信用保証を付する場合に生じる信用保証料を補助するもの（最終予算額 105,985 千円、決算額 53,811 千円）。

## 3 地域課題解決型創業支援事業費補助金

地域の課題解決に資する事業分野において県内で創業する者を対象とする起業支援金の給付及び「女性創業アドバイザー」の設置費用を補助するもの（最終予算額 12,338 千円、決算額 2,376 千円）。このうち、「女性創業アドバイザー」の設置費用のみが、子どもに関する補助金である。

（1）少子化対策関係事業については、各課の判断で関係事業を位置付けているところ、同じ補助金内で関係事業を区別する理由が、乏しいものとする。少子化対策関係事業との区分けを整理し、少子化対策として位置付けられるのであれば、関係事業から外れている事業も少子化対策関係事業と位置付けることが望ましい。

（2）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上及び女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

## 第4 産業デジタル推進課

### 1 公益財団法人ソフトピアジャパン事業運営補助金

情報産業の高度化、産業の情報化及び地域の情報化を推進するために、公益財団法人ソフトピアジャパンが行う事業に補助するもの（最終予算額 51,937 千円、決算額 47,480 千円）。

（1）当該要綱の定めでは、対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうこと、また、客観的に対象経費とすべきか否かを検証することが困難であることから、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。

## 第5 労働雇用課

### 1 認定職業訓練校運営費補助金

認定職業訓練の円滑な実施と労働者の職業能力の開発及び向上を促進するために中小企業事業主等が雇用する従業員等に対して行う認定職業訓練事業を補助するもの（最終予算額 9,655 千円、決算額 9,325 千円）。

## 第6 航空宇宙産業課

### 1 ぎふ宇宙プロジェクト研究会推進事業費補助金

高度宇宙技術者の育成を目的として、宇宙分野に関心を持つ人材の確保及び実践的なプログラムの受講によるスキルアップを図るために補助するもの（最終予算額 9,087 千円、決算額 9,087 千円）。

## 第2章の5 農政部

### 第1 農業経営課

#### 1 新規就農者育成総合対策事業費補助金

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る新規就農者育成総合対策事業を実施するため、市町村等が実施する新規就農者育成総合対策事業を補助するもの（最終予算額 152,519 千円、決算額 133,765 千円）。

（1）補助事業確認調書は、記入漏れや誤記、添付資料漏れが無いよう、正確に記入・処理すべきである。

（2）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

#### 2 就農・就業相談窓口事業費補助金

一般社団法人岐阜県農畜産公社が実施する新規就農や法人等への就業や農業参入を希望する企業等のワンストップ総合相談窓口の設置等を助成するもの（最終予算額 32,387 千円、決算額 32,387 千円）。

（1）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

#### 3 新規就農サポート事業費補助金

市町村等が実施する「地域就農支援協議会」等の運営及び長期実践研修に必要な経費等を助成するもの（最終予算額 26,000 千円、決算額 23,730 千円）。

（1）補助事業者の契約に関し、一定額以上の契約については、入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。

（2）実績報告書に関し、印刷やファイリングの漏れにより、事後的な確認・検証に支障が生じないように、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。

（3）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、結婚の希望をかなえるための支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

#### 4 中山間地域等担い手育成支援事業費補助金

中山間地域等における集落営農等の担い手に対して、生産体制づくりや経営力の強化に資する機械・施設整備及びそれと一体的に実施する環境衛生施設整備に係る経費を助成するもの（最終予算額 21,000 千円、決算額 11,338 千円）。

（1）補助対象事業である農機具の購入に関する契約方法に関し、要領において、相見積りとする等の契約方法について規定している【参考報告】。

（2）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

#### 5 ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金

県が推進する施策に取り組む担い手の育成強化のため、目標に向かって知識や能力等を習得することを支援するもの（最終予算額 20,000 千円、決算額 15,959 千円）。

(1) 事業実績報告に関し、ファイリング漏れにより、事後的な確認・検証に支障が生じないように、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。

(2) 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の自立支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

## **6 女性が変わる未来の農業整備事業費補助金**

女性を雇用する農業法人の事務所や子育て世代の女性農業者がいる地域での託児スペースの設置、保育者等による託児及び地域の女性農業者に対する農作業サポート体制構築等を支援するもの（最終予算額 1,000 千円、決算額 1,000 千円）。

(1) 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

## **第2 農産物流通課**

### **1 学校給食地産地消推進事業費補助金**

岐阜県農業協同組合中央会が行う事業（県内産の食材を対象に、①岐阜県学校給食会による購入経費の一部を助成する事業、②学校給食センター等による購入経費の一部を、同給食会を經由して助成する事業）に要する経費を補助する（最終予算額 15,458 千円、決算額 13,350 千円）。

### **2 地域の魅力再発見食育推進事業費補助金**

地域での食育の推進事業を支援するもの（最終予算額 1,151 千円、決算額 714 千円）。

(1) 計画された事業の実施、事業に対するアンケート調査、同調査結果及び第三者（学識経験者等）の意見聴取結果を踏まえた効果検証並びに検証結果に基づく改善指導等というPDCAサイクルが図られている【参考報告】。



## 第2章の6 林政部

### 第1 県産材流通課

#### 1 ぎふの木で家づくり支援事業費補助金（社会資本整備交付金）

一定の条件を充たして県産材等を使用した住宅の建築主に、建築費の一部を補助する（最終予算額 64,000 千円、決算額 56,727 千円）。

（1）要綱上、事業完了後の申請を認める場合を限定していることからしても、現在の運用は要綱に反していると考えられることから、補助金の運用を見直すか、要綱の見直しを行うべきである。

（2）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者を呼び込む施策として少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

#### 2 木の香る快適な公共施設等整備事業費補助金

公共施設のうち教育・福祉関連施設の木造化や内装木質化を進めるために県産材利用施設に整備事業費を補助するもの（最終予算額 62,100 千円、決算額 32,100 千円）。

#### 3 ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業費補助金

木を見て、触れることにより木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、公共施設のうち特に普及啓発効果の高い教育関連施設等における木製の机、椅子等の導入に対して支援をするためのもの（最終予算額 18,402 千円、決算額 12,950 千円）。

### 第2 森林活用推進課

#### 1 森と木と水の環境教育推進事業費補助金

「ぎふ木育の推進」のために自然観察等の現地調査、森林整備等の講義や森林と関わりある活動で、学校や市町村が独自に企画する事業に対し補助するもの（最終予算額 25,750 千円、決算額 18,955 千円）。

（1）事業全体の目的と当該補助金の直接の目的との関連性が明確でない場合に、個々の効果検証を行うことは、効果的な補助金の支出につながると思われ、少子化対策に関する補助金においても参考になる【参考報告】。

（2）交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。

（3）他の補助金では、軽微な変更の基準を要綱で定めていない例がある中で、要綱に軽微な変更の基準を定めている【参考報告】。

（4）実績報告書の取扱いが詳細に定められ、補助事業完了後の交付申請における提出期限についても定められている【参考報告】。

（5）「ぎふ木育の推進」とは異なる目的のために補助金が活用されていると疑われかねない面が存在する。事業内容そのものには問題がないものの、異なる目的の事業については、目的が異なるとして、補助金の支出を行うべきではないため、「ぎふ木育の推進」とは異なる目的で別事業が行われていないかなどを確認し、別目的が存在するときには、内容を分離して実施するよう指導すべきである。

（6）事業の完了は、補助事業である授業の実施日ないし実施報告書の作成日と考えられるが、実績報告の提出が期限を徒過している。補助事業者に対して期限内の提出を指導すべきである。また、事業完了日の取扱いについて、要綱等に具体的に規定すべきである。

(7) 実績報告後に、各地の農林事務所に実績報告の検査確認を求め、検査の結果、支出の裏付けとなる資料等の不足分があれば、資料を提出させることによって、瑕疵の無い実績報告となるように確認を行っている【参考報告】。

## 2 りふの木育教材導入支援事業費補助金

「りふ木育」の取り組みを進めるために県産材を使った木のおもちゃ、木製品キット等の導入に対して補助するもの（最終予算額 4,000 千円、決算額 3,694 千円）。

(1) 事業全体の目的と当該補助金の直接の目的との関連性が明確でない場合に、個々の効果検証を行っている【参考報告】。

(2) 交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。

(3) 他の補助金では、軽微な変更の基準を要綱に定めていない例がある中で、要綱に軽微な変更の基準を定めている【参考報告】。

(4) 実績報告書の取扱いが詳細に定められ、補助事業完了後の交付申請における提出期限についても定められている【参考報告】。

(5) 事業計画から実績報告が遅くなっている実績報告については、実際の事業完了日が正しいかどうかを確認し、大幅に遅れている場合には、その理由を確認するのが望ましい。

(6) 事業完了日については、原則事業実施日とされているため、支払い予定日も含める規定を設けることは実態に即した運用となる【参考報告】。

(7) 実施要領において、購入した物品について標識等による表示をし、事業実績報告において納品検査写真を添付する事を求めている【参考報告】。

(8) 担当課において、実績報告がなされた後、確認調書に従って、消費税の免税事業者であるかなどの補助金業務における誤った手続きがなされやすい点を確認している【参考報告】。

## 第3 森林経営課

### 1 林業担い手育成事業費補助金

林業の新規就業者等を対象に即戦力となる人材育成の研修等を行うために要する経費を補助する（最終予算額 15,019 千円、決算額 12,435 千円）。

(1) 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

(2) 事業評価調書における有効性評価の指標は、補助金の交付目的が新規就業者の地域への定着を目的としているのであれば、離職率など、就業後の定着率を確認できる指標を設定した上で事業の目標達成を評価するのが望ましい。

### 2 森のしごと普及啓発事業費補助金

林業の仕事に関心を持ってもらうため、公益社団法人岐阜県森林公社（岐阜県林業労働力確保支援センター）が実施する普及啓発等事業（森のしごとキャンパスプロモーション、就業相談会、森のしごとセミナー、林業体感・見学セミナー、普及啓発事業等）の実施に要する経費を補助する（最終予算額 12,511 千円、決算額 10,631 千円）。

(1) 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

### 3 林業事業体 I C T 技術等導入支援事業費補助金

林業の低コスト化、労働作業の省力化、これらを担う人材の育成のための I C T 等の新技術の導入・利用経費を補助する（最終予算額 7,000 千円、決算額 6,857 千円）。

（1）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

### 4 新規就業者等定着支援事業費補助金

林業における新規就業者の確保・定着を図るため、働きやすい環境を整えるための労働環境の改善及び新規事業体に対する経営基盤の強化（新規就業者への安全講習等受講支援、労働環境等改善支援、林業の起業支援。）に要する経費を補助する（最終予算額 6,975 千円、決算額 4,954 千円）。

（1）就業後の定着率を確認できる指標（離職率など）によって事業の目標達成を評価するのが望ましい。

### 5 岐阜県林業就業移住支援事業費補助金

県外から県内に移住する者のうち、「岐阜県東京圏からの移住支援事業」に該当しない者が林業に就業した場合に、市町村が支給する移住支援金の支給に要する経費を補助する（最終予算額 5,750 千円、決算額 4,500 千円）。

（1）市町村からの事業要望が多かったことを踏まえ予算額を増額したことは評価すべきであるが、結果的に予算執行率が低くならないように、可能な限り事業要望を正確に把握した上で予算措置を講じることが望ましい。

（2）岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の呼び込みという観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

## 第2章の7 都市建築部

### 第1 住宅課

#### 1 空家対策支援補助金

市町村が空家の利活用及び状況調査、危険な空家の除却等の空家対策を実施する場合に、市町村の財政的負担の軽減を図り、支援を行うもの（最終予算額 76,562 千円、決算額 61,691 千円）。

（1）白川町の補助金返還事案については、「町事業」であり、「市事業」ではないため、調定決議書には、正確に「町事業取消」と記載すべきである。

（2）当該補助金については、今後も同様の理由で市町村からの補助金返還申入事案が生じることが予想されるため、過年度補助金の返還につき、住宅課及び出納管理課を中心として、その法的処理に対する見解及び適正な手続方法を検討した上で、その根拠規定となるべき当該補助金交付要綱等の見直しを検討すべきである。

（3）当該補助金が、令和4年度少子化対策関係事業として位置付けられている以上、「地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり」という観点から、子育てを対象にした申請実績がないことの原因及び課題並びに今後申請実績を上げるための方策等の検証を行うことが望ましい。

#### 2 岐阜県個人住宅建設資金利子補給金、岐阜県住宅リフォームローン利子補給金

良好な住宅の建設及び流通の促進並びに既存住宅の耐震性能及び省エネ性能の向上や子育て支援等の促進を図るため、利子補給を行うもの（最終予算額 61,420 千円、決算額 60,690 千円）。

#### 3 現年度分利子補給金

所定の世帯要件を満たし、一定の省エネ性能等を有した住宅を建設等する際の住宅ローンに対する利子補助を行うもの（最終予算額 6,354 千円、決算額 5,978 千円）。

#### 4 リフォームローン利子補給金

各種メニューの工事要件を満たした住宅改修工事をする際の住宅ローンに対する利子補給を行うもの（最終予算額 347 千円、決算額 136 千円）。

### 第2 水道企業課

#### 1 児童手当補助金

岐阜県公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費を補助するもの（最終予算額 3,002 千円、決算額 2,946 千円）。

## 第2章の8 県土整備部

### 第1 技術検査課

#### 1 ぎふ建設人材育成事業費補助金

建設業に関する人材育成・確保事業を実施するために行われる建設人材育成・確保支援事業に対し補助をするもの（最終予算額 23,850 千円、決算額 20,717 千円）。

（1）対象事業の内容が広く解釈でき、事業内容が定まっていない状況と変わりがなく、適切な支出かの検証が困難である。建設業への入職促進に向けた魅力発信事業に要する経費の一定基準などを定めるのが望ましい。

（2）対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。

（3）一事業あたりの補助金の上限を定めるのが望ましい。

（4）交付要綱において、補助事業の着手時期の定めがなされ、交付決定後の着手を原則としつつ、事前の着手の場合には、やむを得ない理由がある場合を求め、事前着手理由書を添付する運用が定められている【参考報告】。

（5）岐阜県少子化対策総合プログラムの一貫としての女性の活躍推進として位置付けられている以上は、その効果を検証し、より推進するのが望ましい。

## 第2章の9 清流の国推進部

### 第1 地域スポーツ課

#### 1 岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金

県民のスポーツを始める・継続する機会の提供や、交流人口の拡大などより多くの県民が関与できるスポーツイベントを支援するために補助するもの（最終予算額 20,800 千円、決算額 8,629 千円）。

（1）少なくとも 10 件の事業について実績報告書の提出期限が守られていなかった。交付要綱第 12 条第 3 項に従い、事業完了日から 30 日を経過する日までに実績報告書を提出させるべきである。

#### 2 総合型地域スポーツクラブ支援事業費補助金

総合型地域スポーツクラブの基盤安定化・活性化のための事業に係る経費を補助するもの（最終予算額 8,000 千円、決算額 7,795 千円）。

（1）ホームページの運用費が通信運搬費に含まれるのであれば明確性及び公平性確保のため、要綱に「HP 運用費」が含まれることを明記するなどして、他のクラブも同様の補助が受けられる運用とすることが望ましい。

#### 3 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金

県民総参加・地域密着型のスポーツ大会運営を補助する（最終予算額 5,600 千円、決算額 5,600 千円）。

（1）県民総参加スポーツ大会推進という名称であるが、実質的に専らぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会のための補助金になっている実情がある。今後より多くの県民が気軽に参加でき、スポーツの習慣化につながりそうな他のスポーツイベントへの助成を検討するのが望ましい。

#### 4 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金（コロナ対策）

県民総参加・地域密着型のスポーツ大会運営を補助する（最終予算額 105 千円、決算額 105 千円）。

### 第2 競技スポーツ課

#### 1 パラアスリート育成支援費補助金

県内のパラアスリート育成のための大会等出場支援、競技用具等購入支援、競技団体育成、アスリート育成支援研修会の開催、パラアスリート育成推進員の設置等を補助する（最終予算額 16,417 千円、決算額 14,285 千円）。

（1）引き続きアスリートの育成・支援に努めるとともに、補助金の有効性について一層積極的に広報することが望ましい。

### 第3 外国人活躍・共生社会推進課

#### 1 国際交流センター事業費補助金（多文化共生）

国際交流センターが実施する多文化共生事業について補助するもの（最終予算額 5,500 千円、決算額 2,881 千円）。

#### 2 外国籍の子どもの進学支援事業費補助金

外国籍の子どもたちの高校進学等のための学習支援等を行う事業を補助するもの（最終予算額 4,661 千円、決算額 4,645 千円）。

(1) 事業の性質上、非営利活動として教育活動に取り組む団体であれば、補助事業者を公益法人やNPO法人等の非営利団体に限定する理由は特にないと思われるため、非営利活動に取り組む株式会社等の営利団体一般の法人も補助事業者を含め、補助事業者の充実を図ることが望ましい。

### 3 多文化共生推進補助金<sup>15</sup>

(単補) 市町村が行う多文化共生推進事業のうち生活ガイドブックの作成、外国人児童生徒支援員の配置や外国人防災講座の開催などのソフト事業を補助するもの(最終予算額予算 1,180 千円、決算額 1,040 千円)。

(単建) 市町村が行う多文化共生推進事業のうち自動翻訳機の購入、初期指導教室の整備・拡充、避難所案内看板の多言語化などのハード整備を支援するもの(最終予算額 500 千円、決算額 500 千円)。

(1) 補助対象が、多岐にわたるのであれば主要な課題を確認し、課題に対して目標を設定すべきである【改善報告】。

### 4 国際交流センター事業費補助金(国補)

国際交流センターが実施する多文化共生事業について補助するもの(最終予算額 350 千円、決算額 319 千円)。

(1) 金額から推測する限りほぼ全ての事業が一団体に委託されており、補助先の再検討をするのが望ましい【改善報告】。

---

<sup>15</sup> 予算管理上の細々事業名は、多文化共生推進補助金(単補)、多文化共生推進補助金(単建)の2つに分けられている。単補とは、ソフト事業に対する県単独補助金の意味。単建とは、ハード事業に対する県単独補助金の意味である。

## 終章 課題と提言

### 第1 現状の課題

本監査においては、子どもに関する補助金を監査することにより、補助金全般の手続きや補助事業の有効性、監督などについて様々な課題が発見された。その課題の詳細は、論点ごとに、本報告書に記載させていただいた。

監査人は、課題の発生原因は、主に、次の3点にあると考えている。

- ① 業務内容の意味合いが十分に理解されていないこと
- ② 監督権限の行使が不十分であること
- ③ 時代の変遷等に合わせて補助の目的が十分に見直されていないこと

以上の課題の原因を踏まえて、監査人は、岐阜県に対する提言を述べる。

### 第2 提言

#### 1 普段の業務の意味内容について見直し、情報共有を行うこと

今回の監査で、実績報告書、事業評価調書、収受印など、補助金業務に限らず、通常業務の中で繰り返し行われている業務について、そもそもの意味内容が理解されていないと思われる事柄が見ついている。このような普段から行う業務にこそ、何故当該書面が作成され、どうして必要であるかを理解する必要がある。

職員の理解度の低減は、今後も人口減少に伴う労働者数の減少と同様に起こる公務員数の減少が予測される中で重要な課題である。子どもに関する補助金は、非常に多岐にわたり、中には緻密な計算を要する面があるところ、今後、様々な補助金を取り扱う中で、職員の習熟度や人手不足から、申請が遅れるなどの問題が生じかねない。

また、同じ県庁職員同士でありながら、他課の取り組みについては、認識されていないことも確認されている。監査人が見る限り、それぞれの課の参考となる取り組みを確認し、有効な取り組みについては、全庁的な情報共有を進めることを提言する。

#### 2 監督権限を適切に行使すること

今回の監査の中で、私学に対する県の監督権限の行使の状況を確認したところ、特定の学校法人においては、長期間にわたり理事会・評議員会の議事録が作成されておらず、理事長に対する特別の利益供与が疑われる状況が確認されている。

補助金は、条件付き贈与であることからすると、定められた手続きが行われないのであれば、補助金の支出は認められないとも考えられるところであるが、行政目的達成のために、補助を行っている実態があり、このような状況が、結果的に大きな違法行為が行われる原因となりかねない。

補助金の支出そのものが行政目的達成に必要不可欠である時こそ、厳格な指導監督が必要であり、問題発生を未然に防ぐ意味では、事前に定められた運用のルールへの遵守が徹底される必要がある。違反事案については、安易に許すことなく適切な指導を行い、指導が繰り返されても違反が解消されない場合には、補助金の支出の取消しを含めた、適切な指導監督がなされることが必要である。



### 3 時代の変遷等に合わせて公益上の必要性を、繰り返し確認すること

昭和の時代から続く特定団体への補助金も数多く存在していた。昭和の時代においては、公益上の必要性については疑いがないと思われたものも、時代が移り変わり、補助を受ける団体そのものの維持が難しくなり、当初の団体に期待された役割が十分果たせなくなりつつある現状があるとも考えられる。

子どもに関する補助金の中には、本来的には別の行政目的のための補助金であるにも関わらず、少子化対策の一環として補助金を位置付けられたものが数多く存在し、そのような位置付けにも関わらず、少子化対策としての効果が検証されていないものが多かった。

長年続いてきた補助金は、当初の補助の目的との観点で見直しが必要であり、一方で、時代の変遷の中で生まれている新たな課題に対する補助金については、これまでにない対策であるが故に、補助の内容が有効であるかを常に確認する必要がある状況にあると思われる。

補助金は、公益上の必要性があって初めて認められる給付行政であることから、必要な補助であるかどうかを常に確認し続けることが求められると考える。

### 第3 最後に

子どもに関する補助金に関しては、今後も国や各地の自治体において、私学助成の拡充等、より多くの支援策を展開していく状況が生じており、岐阜県でも他県の状況に習って更なる支援策が行われ、多くの補助金の支出が予想される。

監査人と補助者は、本監査を通じて、より適切な業務運営が行われていくと同時に、今後、より支出が増えるであろう子どもの行政の分野において、目的に沿った効果的な行政運営がなされることを願い、本監査報告を終える。

## 指摘及び意見の一覧

### 第1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第2」記載のとおりである。

「指摘」は合計125個、「意見」は合計129個である。

「指摘」と「意見」の定義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	のぞましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

### 第2 指摘及び意見の一覧

本監査における指摘及び監査の意見の一覧は、以下の「指摘・意見の一覧表」のとおりである。

指摘・意見の一覧表

番号	対象(課)	指摘	意見	内 容	本編 頁
<b>第1章 岐阜県の補助金・子ども政策の概要</b>					<b>指摘9 意見14</b>
<b>第2 岐阜県の補助金</b>					<b>指摘2 意見7</b>
1	財政課		意見	【事業評価調書の誤り】 事業評価調書は、補助金の必要性や効果検証に役立てるために作成する資料であるとともに、県民への情報公開を行う意味でも重要な資料である。本来的には、作成した担当課が責任を負うべき資料ではあるが、誤字脱字が複数認められては、資料作成に対する担当課の姿勢が疑われかねない。県民への説明責任を果たす意味でも、審査を行う財政課においても、適切な記載がなされているかを確認の上、表記の誤りがないよう指導するのが望ましい。	33 頁
2	財政課		意見	【事業評価の方法】 事業評価調書が、同じような内容となる原因としては、作成を行うのが事業評価を受ける担当課であり、同じ担当課が毎年作成することに原因があると考えられる。5年に1度の事業見直しなど、定期的な点検の際に、事業評価調書を財政課が改めて見直すか、第三者評価の機会を設けるなど、担当課以外が事業評価について、確認する機会を設けるのが望ましい。	34 頁
3	財政課		意見	【県単独補助金事業評価調書】 事業評価調書の作成は、予算要求を行う担当課が責任を負うべきところではあるが、提出を受ける財政課としても、県単独予算の事業の予算要求に際しては、予算の中に補助金が混入している事がないか担当課に確認し、補助金が存在する場合は、事業評価調書を区分することを求めるのが望ましい。	34 頁

4	財政課	指摘		<p>【公表の有無】</p> <p>国の予算措置との関係でスケジュール的な問題があるにせよ、私学振興補助金を始めとする私学助成金は、補助金の中でも非常に大きな金額を占めるだけでなく、私立高校の運営の主体は県が主管として担う存在であることから、県民の関心も高く県民への公開の必要性も高い補助金である。特に、その補助単価の設定が、国からの補助金とは異なる岐阜県独自の単価計算に基づくことからしても県民に公表する必要性が高い。</p> <p>このような重要な補助金については、他の補助金や事業と同様に、その予算編成過程の公表を行うべきであり、予算要求資料及び事業評価調書の作成をし、公表を行うべきである。</p>	35 頁
5	財政課		意見	<p>【要綱の作成】</p> <p>要綱の規定の仕方については、各課での工夫が存在しており、横断的にその取組を紹介することが、より緻密な要綱の作成と誤った事務処理を防ぐことに繋がると考えられる。特に、年度末の会計処理については、会計年度区分にも影響を与えることになるため、予算編成業務担当者研修等で適切な要綱の定めと運用を周知することが望ましい。</p>	36 頁
6	財政課、出納管理課		意見	<p>【交付申請・交付決定】</p> <p>申請者が、交付申請期限を徒過した際に、補助金交付決定を行うことそのものは、行政裁量の逸脱濫用にあたらぬ限り違法とはならないと考えられるが、公平性の観点からは、妥当な判断ではなく、行政裁量の逸脱濫用と評価されないように担当課としても期限徒過の受付を控えるべきであり、財政課や出納管理課においても、注意喚起を行うことが望ましい。</p>	37 頁
7	出納管理課		意見	<p>【事業完了確認】</p> <p>補助金の支出が当該年度の支出として認められるためには、3月31日までに補助対象事業の完了が確認される必要があるところ、補助事業の完了を実績報告書で行う場合、年度末まで事業が継続されている事案では、実績報告書の不備が存在した場合、事業完了の確認が行えない場合が想定される。この点、事業完了確認は、必ずしも実績報告書により行う必要はなく、課によっては、事業完了報告書の運用などで、事業完了を、実績報告書とは別の書面で行っていることが確認された。</p> <p>補助金の運用に関しては、各課の責任において行う面があるが、完了報告書が存在せず、電話等で事業完了を確認した文書も存在せず、実績報告書と完了確認を同一にしていると考えられる課も存在している。</p> <p>このような運用を行っている課に対しては、3月31日を経過しての実績報告書の提出により、会計年度内の事業完了確認が出来ない事態にもなりかねないことから、完了報告書の運用の仕方などを紹介し、年度内の事業完了の確認についても記録化するよう指導するのが望ましい。</p>	38 頁
8	財政課、出納管理課		意見	<p>【事業完了日】</p> <p>補助金を管理する各課の中で、出納管理課の事務連絡を十分理解していないと思われる状況が確認されている。適切な補助金の運用となるべく、改めて補助金の運用について各課に周知し、誤った運用となっている場合は、要綱の訂正や運用面の訂正を行うよう指導するのが望ましい。</p>	39 頁

9	出納管理課	指摘		【報告日】 どのような理由であるにせよ、実際の作成日付と異なる文書の作成は認められない。実際の作成日に合わせた報告書の記載を徹底すべきである。	39 頁
<b>第3 岐阜県の子どもに関する施策</b>				<b>指摘1 意見2</b>	
10	子育て支援課		意見	【少子化対策との関連性】 事業承継対策をすることで、若者の定着率向上につながることは合理的であるが、このような理屈であるとする経済対策全般が、少子化対策ということにつながるものとなるが、あまり少子化対策と直接関わりが無くとも全てが関連することになりかねない。 また、補助金の効果が類似しているにも関わらず、位置付けられる事業と位置付けられない事業があるのは、何が少子化対策として位置付けられるのかの基準の設定が明確でないことも原因があると考えられる。 少子化対策に位置付ける施策と、通常の経済対策とを分ける基準を設定するのが望ましい。	45 頁
11	子育て支援課	指摘		【有効性の評価・検討】 少子化対策関係事業一覧として県民に示しながら、少子化対策としての効果を検証しないのでは単なるパフォーマンスと受け取られかねない。少子化対策については必ずしも有効な手段が見いだされているわけではないものの、関係事業として位置付ける以上は、少子化対策への有効性の評価は施策の計画的な推進には必要不可欠である。 そもそも当該関係事業というだけの位置付けのため、他課では具体的に評価をすることも行っていないため、担当課において、定期的な評価を行うなどして、少子化対策としての有効性も評価できる手法を検討すべきである。	46 頁
12	子ども家庭課		意見	【貧困対策の強化】 貧困に悩む子どもの教育の機会確保は重要であるところ、他の補助金と比較しても非常に少額で、執行率が低く活用されていない補助金が存在する。子どもの貧困は、貧困に悩む子ども自らが補助を求めることは難しく、私学助成金のように多くの意見が届くものとは異なることから、貧困に悩む子どもの実情を把握し、補助金の有効な支出がなされるように努めることが望ましい。	48 頁
<b>第4 私学助成金・就学支援制度</b>				<b>指摘6 意見5</b>	

13	教育総務課、私学振興・青少年課		意見	<p>【将来計画】</p> <p>各市町村においては、幼稚園・保育園、小学校、中学校などの管轄する学校施設の統廃合等の検討を具体的に行っている市町村が存在するが、県立高校においては、具体的な統廃合の方針や計画は存在しない。</p> <p>県が管理する高校の統廃合の是非については、地域の実情等を考慮した極めて難しい判断を迫られる問題であるが、県立・私立学校ともに生徒数は年々減少し、今後も減少することが確実でありながら、学校の統廃合等に関して方針や計画が存在しないことは、どのような時点で統廃合等を検討するかも分からず、県立高校による経費や私立学校への補助金について、有効性や効率性を検証するための指標すら存在しないこととなる。</p> <p>県が統廃合を判断するのは県立高校であるが、一方で、私学に関しても、私学助成金は県の補助行政であることから、今後の私立学校の維持のために、どのような私学助成を行うかについては、県の判断によるところが大きい。</p> <p>そのため、県立高校・私立高校いずれも、今後の社会情勢に合わせて、どのように統廃合等や私学助成を行っていくのかなどについて、今後の方針や計画を策定するのが望ましい。</p>	54 頁
14	私学振興・青少年課	指摘		<p>【私学助成の根拠】</p> <p>重点事項の根拠となる重要な資料である要望については、その根拠資料の有効性に疑念が持たれる場合は、提出代表団体に、その署名を集めた経緯を確認するなど適法な署名が行われているかどうかを確認すべきである。</p>	55 頁
15	議会事務局		意見	<p>【適切な請願の扱い】</p> <p>請願の署名についての有効性を、議会事務局側で確認する法的な義務は存在しないことではあるが、監査人が2名の補助者とともに、3名で3時間程度の確認で上記のような事例を発見したことから、受け取った時点での一定の確認を行えば、署名の問題性に気づくことは可能であった可能性があったと言える。</p> <p>現状の請願に関する規定は、提出者に関しては記名のみで請願としての有効性を認めており、署名簿の記載要件等に関する規定が存在しない。</p> <p>今回のような事例を考慮すると、現在の規定の見直しを含めた、適切な請願の扱いを検討するのが望ましい。</p>	55 頁
16	各学校法人、私学振興・青少年課	指摘		<p>【提出期限】</p> <p>各学校法人においては、提出期限を遵守し、所管課においては、提出期限が守られるよう、各学校法人に提出期限の遵守を求めるべきである。</p>	57 頁
17	私学振興・青少年課	指摘		<p>【会計資料の検討不足】</p> <p>担当課は、資料が十分に提出されているかどうかを確認し、提出された資料を十分に確認した上で、不足分があれば提出を促し、第三者の監査報告書に限定的適正意見などが認められる場合の対応方法を定め、必要と判断する場合は具体的な調査を行うべきである。</p>	57 頁

18	私学振興・青少年課		意見	<p>【指導の繰り返し】</p> <p>指導が繰り返されるばかりで改善がなされなければ指導の意味が失われかねない。補助金交付要綱には各学校法人の法令等に対する違反によって補助金の減額等は可能であることが定められていることから、最終的には、補助金減額等の権限行使も視野に入れつつ、同様の指導が繰り返されないよう、同じ違反を繰り返す場合には、学校法人に改善策を提案するなどしながら、それでも改善されない場合は、補助金の減額などの権限を行使するのが望ましい。</p>	58 頁
19	私学振興・青少年課	指摘		<p>【口頭指導と文書指導】</p> <p>文書指導は、違反が繰り返された場合などにおいて、指導の違反状況を記録する意味でも重要であり、指導を受ける学校法人においても、改善に向けての強い動機付けに結びつくものである。軽微な違反について、口頭での指導にとどめることもあり得るところであるが、同様の事例が、学校法人によって文書指導になるのか、口頭指導になるのかについて差があることは、平等な取扱いとは言い難く、可能な限り同種事案における同様の処分が行われるべきである。</p>	59 頁
20	私学振興・青少年課		意見	<p>【指導方法の基準】</p> <p>過去の指導の結果については、担当課内で事例を集積しているが、文書指導によるか口頭指導によるかの一定の判断基準を用意するのが望ましい。</p>	60 頁
21	私学振興・青少年課		意見	<p>【結果の共有】</p> <p>複数の学校法人で同様の指摘事項が確認された場合は、監査を受けなかった他の学校法人に対しても注意喚起を行うなどして、学校法人の適正運営を図る取り組みに繋げるのが望ましい。</p>	60 頁
22	私学振興・青少年課	指摘		<p>【問題の放置】</p> <p>理事会や評議員会の議事録の有無は、適法な学校運営が行われているかどうかを確認する重要な資料であり、速やかに実際の資料を提出させるべきである。</p> <p>仮に、議事録が全く作られていない事態が確認された場合は、法令に基づいた学校運営が行われていない疑いが生じるため、事実関係を精査した上で、役員解職の勧告、補助金の減額なども含めた適切な権限を行使して、学校法人の適正運営を実現させるべきである。</p> <p>特に学校法人Kでは、多額の無利息の貸付金が、理事長に対して行われている。これまで監査人の質問等に対する具体的な回答・反論のない状況にも鑑みれば、その内容は私立学校法が禁止する特別の利益の供与にあたる可能性が極めて高く、是正の必要性が高い状況が強く推認される。</p> <p>その額は、令和4年度中に1,244万7,571円も増額するなどの状況が認められ、学校法人Kに対する適切な指導監督が急ぎ必要な状況であるにも関わらず、令和5年度中に具体的な対応がなされていないのは、問題性が高いと言わざるを得ない。</p> <p>長年の放置に加え、法令違反の可能性を排除できない状況にあり、かつ、本包括外部監査にも協力すらない学校法人の姿勢は到底看過できないものであり、速やかな対応を行うべきである。</p>	61 頁

23	私学振興・青少年課	指摘	<p>【市町村との共同】</p> <p>学校法人Kの法令違反の嫌疑及び同法人の監査・回答拒否の姿勢は、法人が運営する園の今後の存続にも関わる重大なものとも考えられる。今後、これまでの他の不適切事案のような事態とならぬよう、早期対処・予防保全対策が肝要であり、具体的に調査を実施し、存続に影響のある判断を行う場合などは当然のこと、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、管轄する市とも相互に緊密な連携を図りながら協力すべきである。</p>	62 頁
第2章 各部局における補助金の検討結果			指摘 116 意見 115	
第2章の1 環境生活部			指摘 20 意見 25	
第1 私学振興・青少年課			指摘 17 意見 17	
24	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)	指摘	<p>【要綱(交付目的)】</p> <p>要綱の定める目的は、私立学校等の教育条件の維持向上や経営上の健全性を定めることが記載されておらず、要綱のみを見ると目的の範囲外に補助金を活用していることにもなりかねないことから、要綱を見直し、経営上の健全性を高める目的も含めた要綱に改めるべきである。</p>	69 頁
25	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)	指摘	<p>【特別補助事業の配分】</p> <p>教育改革特別補助事業については、予算策定の段階において、総額を確認することや各補助金の配分基準を明確にするなど、補助事業者にとって一定の予測可能性を持った配分方法を検討すべきである。</p>	70 頁
26	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)	指摘	<p>【特別補助事業の評価】</p> <p>当該特別補助事業は、私立学校の経営の健全性を高め、私立学校の健全な発達に資することを目的としているが、自身の活動のうち何が補助対象として認められ、何が補助対象として認められないかが判断できなければ、安定した経営は困難であり、毎年の担当課の認定次第で経営が左右されかねない。</p> <p>実施状況報告書のうち、何が補助対象事業として認められたかどうかは、申請した学校に通知するか、実績を公表するなどして、各学校の予測可能性を確保すべきである。</p>	72 頁
27	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)	指摘	<p>【特定校の優遇措置】</p> <p>特定校の優遇措置そのものは、その目的から合理性はあると考えられるが、毎年の部内決裁に基づく配分概要にのみ記載されており、配分の変更等が担当課の判断のみで変更できることは、補助対象校からしても不安定な補助になりかねず、安定的な経営の妨げになりかねない。</p> <p>特定校の優遇のような措置については、要綱などに具体的に基準を定める等し、優遇措置がどのような場合に終了となるのかなどを事前に検討し、客観的な指標に基づいて運用すべきである。</p>	73 頁

28	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)	指摘	<p>【補助上限額の設定】</p> <p>補助対象経費の2分の1を基準に補助するにあたり、学校団体からの適正配分の要望がなされているように、人件費の占める割合は非常に大きく、その補助対象経費の認定にあたっては、一定の制限を設けなければ、必要な金額以上の支出をもたらしかねない。また、現在の上限額も、あらゆる人件費を学校業務における最上位の役職を基準としていては、役職に応じた妥当な人件費を大幅に超えた人件費にまで補助を出すことになりかねない。</p> <p>人件費は、それぞれの役職等に応じて平均的給与水準などもあることから、補助上限額の設定を見直すだけではなく、当該基準が、毎年の担当課の判断で変更されないように、要綱等に具体的に定めるべきである。</p>	74 頁
29	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)	指摘	<p>【要綱と異なる交付決定】</p> <p>要綱の定めは、生徒毎の補助規程であり資格の数に従って補助を行うとは読み取れない。文理上素直に読めば、過大な補助となっているとも考えられる。資格毎の補助であれば、正確に読み取りができるよう要綱の規定を修正すべきである。</p> <p>また、当該規定は資格取得の推奨を促す目的があると考えられるが、資格を取得した分だけ補助が得られるとすると、1人の生徒が複数の取得を取ることで大幅な補助額の増加をもたらすことになるが、上限なく支出することには、資格取得の推奨という観点から必要以上の支出になると考えられる。</p> <p>経済性の観点からは、上限を設けることが望ましく、現在の規定どおり、生徒1人当たりを補助の限度額とすべきである。</p>	75 頁
30	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)	意見	<p>【配分規定の見直しについて】</p> <p>現在の予算設定と配分方式を行った場合、今後少子化により生徒の全体数が減少した場合は、予算総額が減少する一方、各学校の補助対象経費に上限を設けなかった場合は、経費を多く支出する学園は、生徒数に比して多額の経費を支出することとなり、学校間の不均衡を招きかねず、財政基盤の強さのみで学校の維持が決まることになりかねない。</p> <p>これまで、交付実績を踏まえた補助金の支出となるべく予算策定の配分方法を決めてきた経緯があるが、仮に安定した経営を実現するのであれば、予算配分の方法には、予測可能性をもった規定の整備や運用が必要不可欠である。</p> <p>また、補助行政の中で各学校の人件費の支出などに大きな偏りが生じることは、妥当ではなく、各費目の上限を設定するなどして、合理的な補助となるように制度を見直すのが望ましい。</p>	75 頁
31	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)	意見	<p>【検証（事業評価調査）】</p> <p>当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調査を作成するのが望ましい。</p>	76 頁
32	私学振興・青少年課 (私立幼稚園教育振興費)	意見	<p>【交付決定（補助率・上限額）】</p> <p>補助金額を適正にするために、請負契約や物品購入について、相見積もりを取るべき基準、入札とすべき基準について、県で統一的な会計規則を設けることが望ましい。</p>	78 頁
33	私学振興・青少年課 (私立幼稚園教育振興費)	意見	<p>【検証（事業評価調査）】</p> <p>当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調査を作成するのが望ましい。</p>	78 頁



34	私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金)	指摘		【有効性】 耐震化は、南海トラフ地震等の自然災害が予測される中、生徒の生命を守る上で重要な取り組みである。後述の耐震対策の一環としても、一日でも早く耐震化が実現できるよう、補助制度の利用を積極的に促すべきである。	79 頁
35	私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金)	指摘		【事業の遂行（指導監督）】 監査人が確認するだけでも、耐震改修を行う努力義務の対象となっている特定既存耐震不適格建築物や、県が指示対象とする特定既存耐震不適格建物が存在しており、各学校の耐震対策が、急がれるべき状況にある。私学振興・青少年課は、これまで繰り返し指導を行ってきたにも関わらず、耐震診断も行われていない状況は看過しがたく、建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する行政指導を所管する建築指導課とも連携し、指示の対象となる特定既存耐震不適格建物については必要な指示を行い、本補助金の活用も積極的に進めながら、耐震対策を推進すべきである。	81 頁
36	私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金)	指摘		【公表】 事務処理を誤ることなく予算編成過程の公表を行うべきである。	82 頁
37	私学振興・青少年課 (私立学校等給食費緊急支援補助金)		意見	【補助金の名称】 予算要求の細々事業名と要綱については、どの補助金に対する要綱かを一読して判別できる程度に、名称を統一するのが望ましい。	84 頁
38	私学振興・青少年課 (私立学校等給食費緊急支援補助金)	指摘		【交付申請（添付書類）】 添付書類の内容に誤りがないか確認すべきである。	84 頁
39	私学振興・青少年課 (私立学校等スクールバス利用料支援補助金)		意見	【経済性】 予算の検討が不十分であり、より正確な予算策定を行うことが望ましい。	85 頁
40	私学振興・青少年課 (授業料軽減臨時特別経費(家計急変拡充分)(国庫))		意見	【有効性】 物価高騰により保護者の経済環境が厳しくなる中、家計が急変した世帯への支援の必要があるとして予算措置を講じたことは評価すべきことであるが、実際に執行されなかったことに鑑み、今後の同種事例においては予算措置を講じること自体の必要性についても一層吟味することが望ましい。	87 頁
41	私学振興・青少年課 (岐阜県私学教職員退職金社団補助金)	指摘		【事業実績報告（調査確認）】 約2億円規模の補助金であり、算定の基礎となる数字については、申請者の報告だけでなく、定期的にサンプリング調査を行うなど、実数把握のための確認作業を実施すべきである。	88 頁
42	私学振興・青少年課 (子どもの安全対策支援事業費補助金)	指摘		【交付申請（時期）】 担当課は、安全対策支援事業費補助金交付申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	89 頁
43	私学振興・青少年課 (子どもの安全対策支援事業費補助金)		意見	【交付申請（添付書類）】 交付申請書には、客観的な根拠資料を添付させるのが望ましい。	90 頁
44	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)		意見	【交付申請（事業目的・内容）】 補助金の予算執行における公平性（公正性）の観点から、補助対象経費に該当するか否かについて、申請時の基準や取扱いをできる限り明確化し、その内容を具体的に周知しておくことが望ましい。	92 頁

45	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)	指摘		【交付決定(算定方法・金額)】 県の要綱上、幼児教育の質の向上のための保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費への対応事業については、「20%未満の減額を軽微な変更とする」という基準が存在するが、遊具を含むその他の補助メニューについてはそのような基準は存在しない。要綱の趣旨に合致することから軽微な変更にあたるものとして変更交付申請を不要としているが、本来明確な基準が存在しない以上、変更交付申請によるべきである。	92 頁
46	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)		意見	【交付決定(補助対象経費)】 新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品であるのか、当該物品の性質上、一見して用途の関連性(補助金交付の目的との適合性)が明らかでないものについては、現地調査や具体的な関連性を確認する方法等を検討し、認定の基準を設けることが望ましい。	93 頁
47	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)		意見	【事業実績報告(調査確認)】 ICT化関連機器については、当該機器自体の写真のみでなく、QRコードの利用や初期設定完了画面を示すなど機器の初期設定が完了していることを具体的に確認することが可能な報告を求めるのが望ましい。	93 頁
48	私学振興・青少年課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金(未移行幼稚園分))	指摘		【交付決定(審査)】 当該補助金は令和元年度から継続されているものであり、令和4年度において高山市等4市町のみが交付申請を行わないという事態は想定し難い。 したがって、所要額調査の時点で、直ちに0円回答を行った高山市等4市町に対して、事実誤認の有無等を確認した上で、適切に補正予算の要求を行い、もって予算不足による他目的補助金の予算流用という処理を回避すべきである。	94 頁
49	私学振興・青少年課 (私学団体等補助金)		意見	【補助金の配分理由】 補助金額の上限設定の根拠及び合理性が不明であり、「最少の経費で最大の効果」が挙げられているのかの判断は困難である。補助金の必要性和その根拠を見直し、必要性が判断できない場合は、減額等も含めた予算措置を再検討することが望ましい。	96 頁
50	私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単独補助金)		意見	【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。	97 頁
51	私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単独補助金)	指摘		【事業実績報告(提出期限)】 担当課は、実績報告書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	97 頁
52	私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単独補助金)		意見	【検証(事業評価調査)】 3年間全く同じ事業評価は果たして評価を行っているのか疑問が持たれるところである。コロナ禍でも実績が増加していることから、目標値の変動は社会情勢だけが理由ではなく、他の要因も十分に考えられる。コロナ禍など社会情勢を踏まえての評価であるのであれば、その情勢の変化を踏まえ、成果が表れない原因などを分析し、事業の有効性を正しく評価するのが望ましい。	98 頁

53	私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金)		意見	【有効性】 一団体に對して、長期にわたり固定額の補助金を支出し続けている以上、広く県民に岐阜県青年のつどい協議会が行う活動やその活動の県民の福祉増進に対する有効性等につき、より積極的にホームページ等を用いた広報・周知に努めることが望ましく、また、仮に、時代の変化・変遷とともに、当該補助事業の有効性につき、広く県民の理解を得る程度に明示することが難しい状況に至っているのであれば、前例踏襲として漫然と補助金の交付を継続することなく、廃止の議論も含めて協議・検討することが望ましい。	99 頁
54	私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金)	指摘		【要綱(暴排条項)】 要綱(又は要領)に暴力団排除条項(欠格事由)を設けるべきである。	100 頁
55	私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金)	指摘		【検証(目的達成・既得権)】 毎年度同一内容の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。 したがって、特に当該補助金のように、一団体に對して、長期間にわたり固定額が支給されているものについては、既得権とならないよう、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。	100 頁
56	私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金)		意見	【検証過程の記録】 当該補助金のように、長期的な補助金については、5年終期到来時において、有効性等の観点から過去の事業を詳細に検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。	100 頁
57	私学振興・青少年課 (地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金)		意見	【検証(自立可能性)】 補助開始から10年が経過する中で、補助金が交付され続けており、県は、自主的運営が可能となっていないと評価している状況である。活動そのものの意義は存在するものの、自主的運営を目指すのであれば自主的運営が可能となるよう補助団体を指導すべきである。仮に、自主的運営そのものが困難であれば、補助金の交付をやめるか、交付の目標を見直すことが必要である。	101 頁
<b>第2 文化創造課</b>			<b>指摘3 意見6</b>		
58	文化創造課 (芸術文化振興事業費補助金)		意見	【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	102 頁
59	文化創造課 (芸術文化振興事業費補助金)		意見	【要綱(算定基準)】 算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。	103 頁
60	文化創造課 (清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金(アート体験 国補))		意見	【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	103 頁
61	文化創造課 (清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金(アート体験 国補))		意見	【要綱(算定基準)】 算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。	104 頁

62	文化創造課 (清流の国ぎふ芸術祭 開催事業費補助金(ア ート体験 国補))		意見	【交付(通常払)】 実績報告書の提出が4月20日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	104 頁
63	文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ 環境整備事業補助金)	指摘		【管理費の発生】 本補助金の対象事業は、財団の自主事業として位置付けられている。自主事業は、指定管理業務とは異なり、本来指定管理者が、自身の責任と負担において行う事業である。また、自主事業は、単なる施設の一利用行為に過ぎないことから、指定管理者が行う必要性はなく、他の事業者が目的外使用許可を受けて行うことができる事業でもある。更に、自主事業の収入は、指定管理者自身の収益となり、管理を委託した県の収益となるものではないことから、自主事業のために管理費を上乗せすることは行われぬが、このような自主事業に対し、県が指定管理者に対し補助金を交付すれば、指定管理料の上乗せとも評価され得るものである。 また、本要綱には、補助金対象経費及び算定基準について具体的な定めがなく、上限も設定されていない。そのため、必要な範囲を超えて、財団が委託している事業者に対し、補助金が交付されるリスクのある制度設計になっている。 特に上記Ⅰの子育て支援スペースにおいては、補助事業者より委託を受けるA社は、年間の施設利用者数の増減とは関係なく、毎年10%の管理料を利益として受け取る仕組みとなっており、経済的合理性があるとは考えがたく、このような業者に委託を続けるだけでは、子育て支援スペースの収益の増加が見込まれるはずもなく、一方的に委託先事業者の必要経費を補助するだけの結果にもなりかねない。 そこで、補助金を交付するか否か、補助金の交付額については、財団から委託を受けている事業者の収支等を把握して、毎年の補助の必要性を慎重に検討し判断すべきである。	106 頁
64	文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ 環境整備事業補助金)	指摘		【収支の把握】 上記Ⅱのカフェ事業については、過去の経緯から収益が見込めないことから、指定管理料分を補助して維持を図っているが、カフェ事業そのものはその業者の経営努力により、高い収益を獲得できる可能性があることから、一定の収益性が確保できた際には、補助の必要性は認め難いとする。そのため、今後、補助金の公益性の判断をするために、上記Ⅱのカフェ事業については、その収支を毎年把握すべきである。	107 頁
65	文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ 環境整備事業補助金)	指摘		【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができず、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するべきである。	107 頁
66	文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ 環境整備事業補助金)		意見	【要綱(算定基準)】 算定基準が不明確であり、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要領等で具体的に定めるのが望ましい。	107 頁
第3 文化伝承課				指摘0 意見2	

67	文化伝承課 (県立高等学校文化部 活動振興費補助金)		意見	【事業実績報告(完了日)】 多額の対象経費が発生している部活動については、実績報告の期間を3月とせずに、ある程度の費用が発生した段階で実績報告させることにより、県と学校双方の事務負担を軽減することが望ましい。	108 頁
68	文化伝承課 (全国高等学校総合文化祭派遣費)		意見	【交付決定(算定方法・金額)】 補助対象経費の性質や発生額を考慮すると、書類の粒度等手続きを簡略化し事務負担を軽減することを検討するのが望ましい。	109 頁
<b>第2章の2 健康福祉部</b>				<b>指摘 65 意見 43</b>	
<b>第1 子育て支援課</b>				<b>指摘 34 意見 15</b>	
69	子育て支援課 (子育て世帯負担軽減 事業費補助金)	指摘		【県単独補助金事業評価調査との整合性】 実際の補助金の内容との整合性を図るべきである。	112 頁
70	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)		意見	【有効性】 補助金対象事業と類似事業を実施している市町村(特に補助金申請のない過疎地域)については、現地機関のヒアリング等を行い、補助金申請の意向は有するが、要綱の基準を満たさない等の理由で申請に至れていないという事情が存する場合、その要綱の基準を満たす手段・方法(職員配置の見直し等)を協議・調整する等して、全県下において補助金が公正かつ効率的に使用されるよう積極的に支援することが望ましい。	114 頁
71	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)	指摘		【要綱(規則との整合性)】 補助金交付決定通知書における交付条件は、規則・要綱と整合する内容で正確に記載すべきである。	114 頁
72	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)	指摘		【交付申請(添付書類)】 対象経費の支出予定額は審査において重要な表示のため、正しく表示された申請書を提出させるべきである。	115 頁
73	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)	指摘		【交付申請(添付書類)】 正しい年度が記載された申請書を提出させるべきである。	115 頁
74	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)	指摘		【事業の遂行(変更交付申請)】 市町村に対し、各申請書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。	115 頁
75	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)	指摘		【事業実績報告(提出期限)】 事業実績報告における必要書類の添付漏れや、訂正箇所多数を理由とする後日の書類送付及び全差替え処理は、実質的に提出期限徒過と同視できる。 したがって、市町村に対しては、各報告書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。	116 頁
76	子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金)		意見	【事業実績報告(提出期限)】 市町村が提出期限を徒過(事後的な全面的差替えを含む。)する理由を聴取・分析した上で、国と県との書式の統一を図る等、短期間で漏れなく報告書の作成業務を完遂できるよう、手続の簡略化・合理化を図ることが望ましい。	116 頁

77	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)	指摘		【検証(事業評価調書)】 毎年度同一の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。 したがって、特に当該補助金のように、複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。	117 頁
78	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調書)】 当該補助金のように、長期的・継続的な補助金については、定期的に有効性等の観点から過去の事業を検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。	117 頁
79	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)	指摘		【その他(書類の保存)】 交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に5年間と表記すべきである。	117 頁
80	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金(新型コロナ分))	指摘		【その他(書類の保存)】 交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に5年間と表記すべきである。	118 頁
81	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金(重層支援事業分))	指摘		【要綱(国の要綱との整合性)】 補助率については、補助金の額の算定・交付において重要な要素であるため、従前の運用・慣行等に依拠することなく、要綱に則して処理できるよう、要綱に実際の補助率を規定すべきである。	119 頁
82	子育て支援課 (出産・子育て応援事業費補助金)	指摘		【実績報告書(内容の正確性)】 決算見込抄本は支出額の決算見込みであり実績報告額算出表の金額の根拠となる書類であるから、確認すべきである。	120 頁
83	子育て支援課 (出産・子育て応援事業費補助金)	指摘		【実績報告書(内容の正確性)】 決算見込抄本について、正確な内容のものを作成するよう指導すべきである。	120 頁
84	子育て支援課 (私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金)	指摘		【事業実績報告(添付書類)】 上記事実関係①に対しては、別表第6号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」を添付させるべきである。	122 頁
85	子育て支援課 (私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金)		意見	【事業実績報告(添付書類)】 上記事実関係②に対しては、別表第6号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」として外国語資料が出された場合の対応方針を定めることが望ましい。	122 頁
86	子育て支援課 (地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金)	指摘		【要綱(事業内容)】 実施計画書及び実施報告書の記載欄には、委託契約の有無及び契約方式のみが記載されているだけであり、要綱に規定されている内容までは確認できない。よって、補助事業者には、要綱に規定されている内容が確認できる委託契約書などの資料を添付させるべきである。	123 頁
87	子育て支援課 (地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金)	指摘		【検証(事業評価調書)】 事業評価調書には指標を記載すべきである。	124 頁
88	子育て支援課 (療育支援体制強化事業費補助金)		意見	【交付申請(事業目的・内容)】 美濃市は、加算Aの場合は手帳の写し、加算Bの場合は診断書の写しを申請時の添付書類とし、確認しているとのことであるが、添付されているのに間違えているのであれば確認しているとは言えない。今後、申請内容に間違いがないよう、正確な確認作業をするよう指導を徹底することが望ましい。	125 頁

89	子育て支援課 (低年齢児保育促進事業費補助金)	指摘		【有効性】 補助対象の要件・運用については、その根拠を要綱等に明示し、補助対象事業者の予測可能性を担保した上で、同要綱等に基づき、公平・適正に処理し、もって住民の福祉の増進に努めるべきである。	126 頁
90	子育て支援課 (第3子以降保育料等無償化事業費補助金)		意見	【有効性】 従前の広報の仕方としては、市町村を対象にしてきたとのことであるが、市町村には当該補助金に関し2分の1の負担があるため、財政上の理由から補助金を利用していない可能性もある。そこで、多子世帯へ当該補助金の周知を徹底させるために、保育施設等市町村以外に対しての周知もしていくことが望ましい。	126 頁
91	子育て支援課 (保育環境改善等事業費補助金)	指摘		【補助金の名称】 本補助金の名称が「保育環境改善等事業費補助金」であるところ、この補助金の名称と同じ名称の要綱が（岐阜県保育環境改善等事業費補助金交付要綱）が存在するが、当該要綱は、本補助金の根拠要綱ではない。 補助金の名称が非常に紛らわしく、処理の過誤を招きかねない。補助金の名称を決定する際は、他の補助金と混同する可能性がないか、検証すべきである。	128 頁
92	子育て支援課 (保育環境改善等事業費補助金)	指摘		【交付申請（時期）】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。 これについて担当課からは、「申請書については、メールでの提出も認めており、申請日と受理日が同じ場合は、收受印は押印しておりません。他の補助金も同様であり、本補助金のみ指摘とされるべきことではないため、削除願います。」との反論がなされているが、メールでの提出であっても、紙に出力した場合は、書面での提出と同様の取扱いが求められている。	129 頁
93	子育て支援課 (保育環境改善等事業費補助金)	指摘		【事業実績報告（提出期限）】 担当課によれば、補助金の支払をもって事業完了としているが、県の取扱いは、間接補助事業等が完了したときが完了としている。基本的には、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	130 頁
94	子育て支援課 (医療的ケア児支援事業費補助金)	指摘		【要綱（補助割合）】 歳出事項別明細調書には、適切な補助割合を記載すべきである。	131 頁
95	子育て支援課 (保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金)	指摘		【交付決定（審査）】 県及び国の要綱上、対象経費（かかり増し経費）の具体的内容については、職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金とされ、少なくとも感染症対策に関するものであることは必要と考えられている以上、他県の運用を参考にするなどして、最低限の客観的資料の提出は要求すべきである。	132 頁
96	子育て支援課 (保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金)	指摘		【事業実績報告（完了日）】 実績報告の期限について、そのような取扱いを認める根拠規定が存在しない以上、要綱の定め違反しない運用とするか実態に即した規範を整えるべきである。	132 頁

97	子育て支援課 (一般不妊治療(人工授精)助成事業費補助金)		意見	【有効性】 本補助金は、実際に補助金を活用し、不妊治療が行われることで初めて少子化対策の効果が発揮されるものであり、補助する自治体が増えることが目的とは評価し難い。補助が存在しながらも活用されないことの原因やそもそもの補助が必要な件数などを検討することが、少子化対策につながることから、何故活用されなかったかの検証が望ましい。	133 頁
98	子育て支援課 (一般不妊治療(人工授精)助成事業費補助金)		意見	【要綱(対象経費)】 各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないよう、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。	134 頁
99	子育て支援課 (一般不妊治療(人工授精)助成事業費補助金)		意見	【要綱(暴排条項)】 各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないよう、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。	134 頁
100	子育て支援課 (放課後児童クラブ施設整備費補助金)	指摘		【事業実績報告(添付書類)】 建物平面図及び立面図、建物内外主要部分の写真を添付すべきである。	135 頁
101	子育て支援課 (児童館等整備費補助金(単建))	指摘		【要綱(事業内容)】 要綱を訂正すべきである。	136 頁
102	子育て支援課 (児童館等整備費補助金(単建))	指摘		【書類の保存】 交付決定通知書における保存期限を5年間と表記訂正すべきである。	136 頁
103	子育て支援課 (私立保育所等送迎バス利用料支援事業費補助金)		意見	【検証(低補助率)】 ガソリン代の上昇分の計算であるので個別の実績を報告させる必要性はなく、県の価格調査結果の金額を使うなど、より使いやすいものとするため、申請要件に工夫を行うのが望ましい。	137 頁
104	子育て支援課 (産休等代替職員設置事業費補助金)	指摘		【検証(事業評価調書)】 事業評価調書は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、正確に記載すべきである。	139 頁
105	子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金)	指摘		【有効性】 そもそも未就園の子育て家族に、幼稚園・保育園を通じて配布することは、既に就園している子育て家族しか情報が渡らず、十分な事業効果があるとは考え難い。産婦人科等に紙媒体を置くことによる有効性については、実際に未就園前の子育て家庭が手に取り読んでいるかも調べたうえで、有効性が認められるのか検討すべきである。	141 頁
106	子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金)		意見	【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	142 頁
107	子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調書)】 既に達成した指標をかかげ続けるのは妥当ではなく、見直すのが望ましい。	142 頁
108	子育て支援課 (小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金)	指摘		【実績報告書(内容の正確性)】 補助金交付先(委託先事業者を含む。)に対しては、実績報告書の日付を「令和5年」と正確に記載させるとともに、訂正版の提出に際し、過去日付ではなく、現に受領した日の受領印としてこれを正確に処理させ、もって訂正の経緯等が事後的に確認・検証できるようにすべきである。	143 頁



109	子育て支援課 (ファミリー・サポート・センター事業費補助金)	指摘		【有効性】 効果の検証として、当該補助金が影響を与えた側面はあるにしても実際に数年来利用実績がない事から果たして有効と評価できるかは疑問である。ファミリー・サポート・センターの設置にあたり、より効果的な予算の利用ができるよう、市町村のニーズも踏まえた予算の活用を検討すべきである。	145 頁
110	子育て支援課 (ファミリー・サポート・センター事業費補助金)	指摘		【効率性】 予算が使われていないのに、効率性を評価することは困難であることから、評価の方法を見直し、予算の有効活用を検討すべきである。	145 頁
111	子育て支援課 (子育て体験活動活性化促進補助金)		意見	【有効性】 補助金申請がない理由を交付予定事業者等から聴取・分析した上で、補助金が有効に使用されるよう周知の徹底又は制度設計の見直し(廃止を含む。)等を図ることが望ましい。	146 頁
112	子育て支援課 (保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費)	指摘		【経済性】 事実上国の判断に依拠するところとなっている実情があるにしても、実際の参加にあたる以上は、最低限の資料としての価格の検証資料を取得すべきである。	147 頁
113	子育て支援課 (保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費)	指摘		【事業実績報告(調査確認)】 システムが構築出来ていることと同時に、補助金が適切に使用されているかを確認すべきである。	148 頁
114	子育て支援課 (岐阜県保育研究協議会運営費補助金)	指摘		【有効性】 交付先団体の収支状況を踏まえると、補助金の廃止を検討すべきである。	148 頁
115	子育て支援課 (保育対策等促進事業費)		意見	【有効性】 執行率から考えると、継続する必要があるのか疑問である。国の補助金を活用するのであれば、積極的な活用を促すのが望ましい。	149 頁
116	子育て支援課 (保育士資格取得支援事業費補助金)		意見	【有効性】 保育士資格の取得を促進することを目的としているので、県内全域への補助金の周知を図ることが望ましい。	150 頁
117	子育て支援課 (保育士資格取得支援事業費補助金)	指摘		【事業実績報告(提出期限)】 保育士として登録された日が令和4年11月14日であるが、実績報告書が令和4年12月23日に提出されている。補助事業が完了した日から20日以上経過しており、実績報告が提出期限までに回収されていない。実際に保育士証が届くまでに日数がかかることを考えると、保育士登録がなされた令和4年11月14日を事業完了日としてこの日から20日以内に実績報告書を回収することは困難である。実態に合った実績報告書の提出期限を要綱で定めるべきである。	151 頁
<b>第2 子ども家庭課</b>		<b>指摘 11 意見 13</b>			
118	子ども家庭課 (児童養護施設等施設整備費補助金)	指摘		【交付決定(審査)】 実績報告書は提出期限内に提出すべきである。本件は、事業完了後に補助金の交付申請を受け付けているが、このような場合に備えた実績報告書の提出期限を要綱に定めるなどの対応を検討すべきである。	153 頁
119	子ども家庭課 (児童養護施設等施設整備費補助金)		意見	【交付決定(現地調査)】 工事の完成を確認する記録は重要であり、検査調書は、全ての工事において作成するのが望ましい。	153 頁

120	子ども家庭課 (母子家庭等援護事業費)		意見	【有効性】 補助の対象者となる者に、本補助金の存在自体が知られていない可能性もあることから、対象となり得る家庭等に事業の存在を周知し、必要とする家庭により利用を促す事が望ましい。	156 頁
121	子ども家庭課 (母子家庭等援護事業費)		意見	【事業評価調書】 当該補助金のように、内容の異なる複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を行うのが望ましい。	157 頁
122	子ども家庭課 (児童養護施設等従事者処遇改善事業費補助金)		意見	【事業実績報告(添付書類)】 当該補助金については、補助対象が令和4年4～9月発生分と申請時点で実績が出ているため、実績報告書に添付の処遇改善内訳も含めて全ての書類を申請時に作成させるなど県と事業者双方の事務負担を軽減するのが望ましい。	158 頁
123	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等アフターケア事業費)		意見	【交付申請(添付資料)】 補助金の支出の条件である資料については、補助金の資料として写しを綴るのが望ましい。	160 頁
124	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等アフターケア事業費)		意見	【検証(事業評価調書)】 他の事情をもって事業の有効性があると評価することは否定しないが、事業の有効性の評価の際には、目標とする指標の変動を踏まえた評価を行うことが望ましい。	161 頁
125	子ども家庭課 (子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金)		意見	【交付申請(添付書類)】 補助金の申請において、保険加入は必須とされる重要な要件であることから、取扱いを統一化し、全ての市町村において保険加入の事実を証する資料の確認を行うことが望ましい。	162 頁
126	子ども家庭課 (児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金)		意見	【交付決定(経済性・効率性)】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。	163 頁
127	子ども家庭課 (育児指導機能強化事業費補助金)	指摘		【添付資料】 交付申請の添付資料については、正確なものを保存すべきである。	164 頁
128	子ども家庭課 (民間シェルター確保等事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調書)】 当初から変わらない目標数値を掲げるだけでは、補助金の目的の達成の評価ができるとは考え難い。より一層の充実が必要であるなら、支える民間団体を増やす目標値を設定するか、団体の数字以外の指標として、当該活動により何件の相談に対応したか等の内容の実数を評価するなどして、目標達成を確認できる数値目標とするのが望ましい。	167 頁
129	子ども家庭課 (民間シェルター確保等事業費補助金)	指摘		【公表】 正確な表記に改めるべきである。特に予算要求資料の中で、補助率は重要な事項であることからしても不正確な数字とならぬよう丁寧な作成が行われるべきである。	167 頁
130	子ども家庭課 (児童養護施設等職員資質向上事業費)		意見	【有効性】 補助金の予算と決算額の乖離が大きい。予算をより活用するのが望ましい。	168 頁

131	子ども家庭課 (県母子寡婦福祉連合 会補助金)	指摘		【検証(目的達成・既得権)】 連合会の運営機能に現状課題があることから、今後も継続的に運営費を補助していく上では、現在の母子寡婦からのニーズや会員・利用者の年齢構成等を把握し、「県内のひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与する」という目的の達成が可能か、団体の補助適格性について検証すべきである。	169 頁
132	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者 等自立支援事業費補助 金)	指摘		【交付申請(時期)】 現在の要領に従い、退所児童支援計画の添付が必要であるならば、交付申請書については、年度の初めにおいて計画を提出するようにし、計画的な退所者支援を行うべきである。また、担当課が説明するように、流動的な支援に対する支出を対象とするのであれば、実際の運用に沿った要領に見直すべきである。	170 頁
133	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者 等自立支援事業費補助 金)		意見	【額の確定(実績調査)】 システムの関係上、実際の起案日とは異なる文書が作成されたのであれば、その旨を別に記録するなどして、支出負担行為額の変更について、適切な日付で決裁文書进行处理するのが望ましい。 この点、担当課からは、当該処理自体は、県のシステムの関係に則り適切な対応の結果であって、監査人からの指摘を受けたとしても担当課では対応できないとのことであり、県としても、事務処理の方式が整っていないことから、担当課には意見にとどめるものとする。	171 頁
134	出納管理課 (児童福祉施設退所者 等自立支援事業費補助 金)	指摘		【額の確定(実績調査)】 財務会計システムにおいて、一定の作業を行った場合に、実際の日付とは異なる日付でしか文書処理が行えず、本来作成すべき文書が作成できないという状況は、適切な財務会計システムとは評価し難い。現在のシステム改修も含めて、正確な文書処理を行う方法を検討すべきである。	171 頁
135	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者 等自立支援事業費補助 金)		意見	【額の確定(実績調査)】 会計年度区分について疑いが生じる状況やシステム上の異なる日付の文書が作成される事態を招かぬよう、期日にゆとりが持てるよう申請案内等の全体的な事務手続を見直すことが望ましい。	172 頁
136	子ども家庭課 (児童養護施設等職員 人材確保事業費補助 金)	指摘		【交付申請(時期)】 交付申請書の提出期限を早めるか、交付要綱における実績報告書の提出期限を修正するべきである。	173 頁
137	子ども家庭課 (身元保証人確保対策 事業費)		意見	【有効性】 十分な予算を確保していることは評価される点ではあるが、社会的意義のある補助金であることから、積極的に活用されるよう、制度の周知を図ることが望ましい。	174 頁
138	子ども家庭課 (中部地区母子寡婦福 祉研修大会開催費補助 金)	指摘		【事業実績報告(提出期限)】 実績報告書が事業後 30 日後までに提出されていないことから、提出期限を守らせるべきである。	176 頁

139	子ども家庭課 (困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金)	指摘		【有効性】 毎年度市町村への説明等を行っているにもかかわらず、当該補助事業の開始以降1件も給付実績がない点については、その原因として、当該補助金の制度が県民の需要に合致していないこと及び県民が同制度の存在を認識できていないことが考えられる。 したがって、当該補助金がセーフティーネットとしての役割を担う点にも鑑みれば、県民の需要に即した制度・要件の変更を検討することや、市町村の説明に留まらず、県のホームページの活用及び高卒認定試験のための所謂受験予備校等にパンフレットを配布する等、当該補助金の認知・利用促進のため、より積極的な広報に努めるべきである。	177 頁
140	子ども家庭課 (生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金)	指摘		【有効性】 補助金の目的自体は重要であり、必要性も認められるが、支援が必要な子どもに、より活用され、目的が達成されるような仕組みに見直すとともに、市町村等の関係団体への周知も十分に行うべきである。	178 頁
141	子ども家庭課 (生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金)	指摘		【検証(事業評価調書)】 事業評価調書は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、その中でも補助効果は重要度が高い。評価調書は正確に作成するべきである。	178 頁
<b>第3 国民健康保険課</b>		<b>指摘1 意見1</b>			
142	国民健康保険課 (乳幼児医療費負担金助成費)		意見	【事業の遂行(変更交付申請)】 照会時等に、変更申請をしない市町村については県の担当課にあらかじめ変更申請をしない旨をメールで連絡するか書面の提出をする旨を明記して連絡することが望ましい。	179 頁
143	国民健康保険課 (父母子家庭等医療費負担金助成費)	指摘		【事業の遂行(変更交付申請)】 担当課は、当初申請書だけでなく、補助金変更交付申請書についても、県への到着日を明確にする必要性から収受印を押すべきである。	180 頁
<b>第4 医療整備課</b>		<b>指摘3 意見1</b>			
144	医療整備課 (地域周産期母子医療センター運営事業費補助金)	指摘		【交付申請(添付書類)】 担当課によれば、補助金額の確定及び支払いを行う際の審査には職員名簿を添付しているとのことであるが、補助金額の確定に必要な書面である以上、交付申請時にも職員名簿の添付を徹底すべきである。	182 頁
145	医療整備課 (地域周産期母子医療センター運営事業費補助金)		意見	【事業実績報告(添付書類)】 実績報告書は、手書きでの修正ではなく、提出者に修正させ再提出させたものを保管することが望ましい。	182 頁
146	医療整備課 (地域周産期医療体制強化事業費)	指摘		【有効性】 岐阜県の主催する新生児蘇生法講習会にて、講師を務めるインストラクターの育成のための補助金であることから、当該補助金の活用を促すため、周知の徹底を図ったうえで活用を促すべきである。そのうえ、利用実績がない場合には、利用されない原因を確認し、廃止も含めた補助金のあり方を検討するべきである。	185 頁
147	医療整備課 (地域周産期医療体制強化事業費)	指摘		【検証(事業評価調書)】 補助金については、県単独補助金事業評価調書を作成すべきである。	185 頁
<b>第5 医療福祉連携推進課</b>		<b>指摘12 意見6</b>			

148	医療福祉連携推進課 (地域医療確保事業費補助金)		意見	【要綱(補助割合)】 寄附講座に対する補助割合を10分の10とする根拠に乏しいと思われるため、補助理由や補助割合を再考することが望ましい。	187 頁
149	医療福祉連携推進課 (地域医療確保事業費補助金)	指摘		【事業実績報告(完了日)】 県は間接補助金の完了が年度内に終了するように市町村に指導すべきである。	187 頁
150	医療福祉連携推進課 (地域医療確保事業費補助金)	指摘		【額の確定(適合性)】 給与費が補助対象経費となるものか否かを事業実施報告書の記載から判別できるよう、記載させるべきである。	187 頁
151	医療福祉連携推進課 (病院内保育所運営費補助金(基金))	指摘		【事業実績報告(提出期限)】 保管された資料からは、実績報告書のみをもって履行確認を行ったと誤解されうる。電話等で確認した記録が一切残っていないため、その記録を書面にして残すべきである。	188 頁
152	医療福祉連携推進課 (病院内保育所夜間運営費補助金)		意見	【検証(少額補助)】 必要性が認められる補助金とは考えるが、執行率が低いことから、その原因を確認し、より活用を促す取り組みを行うか、実態を反映した予算組みを行うことが望ましい。	190 頁
153	医療福祉連携推進課 (女性医師等就労環境改善事業費補助金(基金))	指摘		【交付申請(時期)】 交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を徒過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。	191 頁
154	医療福祉連携推進課 (女性医師等就労環境改善事業費補助金(基金))		意見	【額の確定(実績調査)】 実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	192 頁
155	医療福祉連携推進課 (医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金(基金))		意見	【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するの望ましい。	193 頁
156	医療福祉連携推進課 (医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金(基金))		意見	【要綱(算定基準)】 補助金交付要綱に添付される別表において、交付決定に関する基準額について記載されるが、「予算内で知事が定めた額」とされており具体性がない。そのため、基準額について具体的な金額を明示することが望ましい。	193 頁
157	医療福祉連携推進課 (医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金(基金))	指摘		【交付申請(時期)】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	194 頁
158	医療福祉連携推進課 (産科医等育成・確保支援事業費補助金)	指摘		【交付申請(時期)】 交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を徒過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。	195 頁
159	医療福祉連携推進課 (産科医等育成・確保支援事業費補助金)		意見	【額の確定(実績調査)】 実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	195 頁
160	医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金)	指摘		【交付申請(添付書類)】 補助金の交付の適否に係る資料であることから、適切に管理・保存すべきである。	196 頁

161	医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金)	指摘		【交付決定(審査)】 補助金の交付の適否に係る項目であることから、正確に審査すべきである。	197 頁
162	医療福祉連携推進課 (三次周産期医療機関分娩体制整備臨時支援事業費補助金)	指摘		【交付申請(時期)】 担当課は、申請書を入力した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	198 頁
163	医療福祉連携推進課 (病院内保育所施設整備事業費補助金(基金))	指摘		【交付申請(事業目的・内容)】 補助事業においては、工事着手前に着手予定の工事について交付申請を行い、交付決定後に、事業に着手することとなるため、進捗度に応じた交付申請を行うにしても、補助事業者においては、工事着手前に年度内に完成する工事の交付申請を行い、交付決定の内容にしたがった工事を行うよう指導すべきである。	200 頁
164	医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費補助金)	指摘		【交付申請(時期)】 担当課は、申請書を入力した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	201 頁
165	医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費補助金)	指摘		【交付申請(事業目的・内容)】 担当課は、補助実施事業者が第三者への業務委託をする際には、その契約において業務委託内容を明確にするように指導すべきである。	201 頁

## 第6 高齢福祉課

### 指摘1 意見2

166	高齢福祉課 (介護人材育成事業者認定制度実施事業費)		意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	203 頁
167	高齢福祉課、地域福祉課 (介護人材育成事業者認定制度実施事業費)	指摘		【事業の遂行(指導監督)】 評価結果表内の「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄は、受審した事業者が、受審を通じて得られた知見や感想などを記載するものである。そのため、評価機関において作文することが予定されているものではない。 福祉サービス第三者評価は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるために実施されるものである。そのため、第三者評価結果を事業者が受け入れることが重要であり、「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」は、事業者自らが作成するのは当然である。 この点を事業者が作成していないとすれば、事業者が受審し、第三者評価結果を確認していることにも疑義が生じ、受審自体の意義を失わせかねず、当該補助を交付する意味を失うことになりかねない。 したがって、担当課において、評価結果表内の記載の確認を行い、疑義がある場合には、指導監督を行い、適切な評価がなされるように指導すべきである。	203 頁

168	高齢福祉課 (介護事業所内保育施設運営費補助金)		意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	204 頁
<b>第 7 保健医療課</b>		<b>指摘 2 意見 4</b>			
169	保健医療課 (地域自殺対策強化事業費(新型コロナ分))	指摘		【交付決定(審査)】 通知書には、正しい参照条文を記載すべきである。	205 頁
170	保健医療課 (地域自殺対策強化事業費(新型コロナ分))		意見	【額の確定(実績調査)】 実績報告書の提出が4月であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	206 頁
171	保健医療課 (地域自殺対策強化事業費)	指摘		【事業実績報告(内容の正確性)】 決裁において、必要事項が記載された書類が揃っていることを確認して手続を行うべきである。	207 頁
172	保健医療課 (地域自殺対策強化事業費)		意見	【額の確定(実績調査)】 実績報告書の提出が4月10日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	208 頁
173	保健医療課 (小児がん患者ワクチン再接種費用補助金)		意見	【交付決定(算定方法・金額)】 岐南町、笠松町、池田町、関市、七宗町、瑞浪市、垂井町の交付決定額が必要以上に認められているとも考えられる。実態に見合った交付申請がなされるよう各市町村に指導するのが望ましい。	209 頁
174	保健医療課 (小児がん患者ワクチン再接種費用補助金)		意見	【検証(少額補助)】 決算は82,000円であり、過去の実績を見ても予算額が過大であると思われる。執行率が低い状況については、原因を確認し、より利用を促すか、必要性が乏しいのであれば、実態に見合った予算要求をするのが望ましい。	209 頁
<b>第 8 感染症対策推進課</b>		<b>指摘 1 意見 0</b>			
175	感染症対策推進課 (私立学校等結核予防費補助金)	指摘		【事業実績報告(提出期限)】 他の19法人との平等性からも、特定の法人のみ延長を受け付けることは不適當であり、本来であれば交付決定を行わないことも想定される。行政裁量の範囲内として交付を認めたとしても、このような対応は行われるべきではなく、取消しの対応を含めた適切な対応を検討すべきである。	210 頁
<b>第 9 生活衛生課</b>		<b>指摘 0 意見 1</b>			
176	生活衛生課 (公衆浴場活性化対策事業費補助金)		意見	【有効性】 「公衆浴場の確保充実を図るため」(岐阜県公衆浴場活性化事業補助金交付要綱第1条)であれば、特定団体への補助ではなく、県下の一般公衆浴場全てを対象とした補助金とするのが望ましい。 なお、令和5年度から本補助金は廃止されている。	212 頁
<b>第 2 章の 3 教育委員会</b>		<b>指摘 21 意見 11</b>			

第3 体育健康課			指摘8 意見1		
177	体育健康課 (全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金)	指摘		【事業実績報告(提出期限)】 担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱いとは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	217 頁
178	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)		意見	【有効性】 現状の実績報告では、補助が得られている部活動だけが、振興が図られる状況とも考えられ、運動部全体にとって有効であるか疑問であった。また、部活動後援会等の全体の収支から、保護者の負担軽減が図られているとしても、どのような運動部にとっての補助となるかは、部活動後援会等の判断に影響されることから、分配方法が適切であることを確認し、必要であれば運動部全体の振興を図る分配を検討するのが望ましい。	218 頁
179	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)	指摘		【要綱(暴排条項)】 要綱(又は要領)に暴力団排除条項(欠格事由)を設けるべきである。	218 頁
180	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)	指摘		【事業実績報告(添付書類)】 学校とPTAや後援会は別団体であり、補助を受け取っている団体が支出を行っている資料を、実績報告書の添付書類として提出させるべきである。	219 頁
181	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)	指摘		【事業実績報告(調査確認)】 補助の目的である、運動部全体の補助が行われているかどうかを確認するため、各学校の部活動後援会等の収支の実績を確認すべきである。	219 頁
182	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)	指摘		【検証(事業評価調書)】 本来の支出先は、権能なき社団である学校の後援会等であり、事業評価調書を訂正すべきである。	220 頁
183	体育健康課 (県立特別支援学校・定時制高等学校給食費緊急支援事業費)	指摘		【検証(終了予定)】 通常の経済では、基本的に物価は上昇していくものであり、令和3年度を基準に終期を設定することは合理的でない。賃金や為替の変動と物価を組み合わせた実質的な数字を参考に終期を設定すべきである。	220 頁
184	体育健康課 (県高等学校体育大会補助金)	指摘		【事業実績報告(提出期限)】 担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱いとは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	222 頁
185	体育健康課 (特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金)	指摘		【事業実績報告(提出期限)】 担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱いとは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	223 頁
第4 学校支援課			指摘13 意見6		
186	学校支援課 (エネルギー教育支援事業費補助金)		意見	【有効性】 令和5年度も1市町村での利用が予定されているということであるが、多くの市町村の利用が行われるよう、補助金についての周知を行うのが望ましい。	225 頁



187	学校支援課 (海外交流支援事業費補助金)	指摘		【要綱(暴排条項)】 要綱(又は要領)に暴力団排除条項(欠格事由)を設けるべきである。	226 頁
188	学校支援課 (海外交流支援事業費補助金)		意見	【検証(目的達成・既得権)】 当該補助金の目的達成度、有効性を計る基礎資料の収集として、補助金交付者(留学修了者)に対して、要領が予定している卒業後の進路先等(県内在住率等を含む。)に関する調査を実施することが望ましい。	226 頁
189	学校支援課 (海外交流支援事業費補助金)	指摘		【書類の保存】 帳簿等保存期間につき、要綱で15年間と定めている現状については、県公文書規程に反するため、他の補助金要綱と同様に5年間と要綱を改正すべきである。	227 頁
190	学校支援課 (人権教育推進事業費補助金)		意見	【有効性】 人権教育は全市町村で行われているのであるから、特定の市町のみならず、他の全市町村に補助金の存在を周知し、補助金が多く自治体で活用されるよう工夫することが望ましい。	228 頁
191	学校支援課 (人権教育推進事業費補助金)	指摘		【額の確定(他目的流用)】 実績報告からは人権教育が行われているかの内容が十分確認出来ず、補助対象事業にも該当しないものに補助金が用いられているとも考えられるため、要綱に則り対象事業への支出が行われているか十分に確認すべきである。	228 頁
192	学校支援課 (県PTA連合会事業費補助金)		意見	【有効性】 PTA活動を行う世代ほど、電子データによる情報収集が一般化しつつあることから、機関誌という紙媒体を継続する必要があるかどうかは、需要者であるPTAの意見の聞き取りを行うなどして、より効果的な補助金の使用となるよう検討を行うことが望ましい。	229 頁
193	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)	指摘		【要綱(交付目的)】 現在の要綱では、学校教育関係団体の中で、特に岐阜県産業教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判別することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、岐阜県産業教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。	230 頁
194	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)	指摘		【要綱(対象経費)】 補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。	231 頁
195	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)		意見	【交付決定(審査)】 補助金を管轄する課の課長には補助金の予算編成及び予算執行について権限はないとのことであるが、外観上は双方代理になっていると見られる体裁となっているため、補助金の担当課の課長が補助金受領団体の事務局長を兼任することは避けることが望ましい。	231 頁
196	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)	指摘		【検証(事業評価調査)】 目標の達成度を示す指標とされる上記①は、補助事業者の毎年の事業活動そのものである。補助金交付要綱に補助金の具体的な目的も記載されていないこととも相まって、補助金の目的達成の検証をし難く、補助対象事業者の毎年の活動が、意味のある指標になっているとは考え難いため、見直しを検討すべきである。	232 頁
197	学校支援課 (高等学校PTA連合会事業費補助金)		意見	【有効性】 PTAの活動意義については、様々な意見が近時存在しており、時代に即した見直しを検討することが望ましい。	233 頁

198	学校支援課 (定時制通信制教科書 等給与費補助金)	指摘		【要綱 (規則との整合性)】 成年年齢引下げに伴う交付要綱の改定において代理受領の規定を削除した上で、手引きや補助金事業の適正実施に関する通知においても、補助金の振込みについては申請者名義の口座とすることを求めていることから、要綱改定の趣旨や手引き等の定めを反しないような運用をすべきである。	234 頁
199	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)	指摘		【要綱 (交付目的)】 現在の要綱では、学校教育関係団体の中で、特にへき地教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判別することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、へき地教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。	235 頁
200	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)	指摘		【要綱 (対象経費)】 補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。	236 頁
201	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)	指摘		【要綱 (算定基準)】 へき地教育振興会の予算額が増額されたから補助金を増額するのではなく、なぜへき地教育振興会への補助費の拡充が必要なのか、補助の目的とも合わせて検討し、補助金を増額するかを決めるべきである。	236 頁
202	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)	指摘		【交付決定 (目的の適合性)】 実際の補助金の使途や振興会が行っている請願・陳情の内容自体は、補助金の目的と整合するものであるが、振興会の事業内容 (特に 1 項の請願・陳情は、行為の性質上、政治的な意味合いを有する) と交付要綱の補助対象経費についての広範な規定ぶりからすると、補助金の使途が政治的活動にも及ぶように見受けられるおそれがあることから、補助金の使途が補助の目的の範囲内に限定されるよう規定を改めるべきである。	237 頁
203	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)	指摘		【事業実績報告 (添付書類)】 交付申請及び実績報告は、補助金の交付等において大変重要な書類である。間違いのないように指導すべきである。	237 頁
204	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)	指摘		【検証 (事業評価調書)】 事業評価調書の評価や目標を実態に則したのに見直すべきである。	237 頁
<b>第 5 教育研修課</b>			<b>指摘 0 意見 1</b>		
205	教育研修課 (自ら学ぶ教職員応援 事業費補助金)		意見	【交付決定 (算定方法・金額)】 運用の例外を認めるものであるため、客観的資料を要求することが望ましい。	238 頁
<b>第 6 教育財務課</b>			<b>指摘 0 意見 2</b>		
206	教育財務課 (被災幼児児童生徒就 学支援等補助金)		意見	【経済性】 予算計上の根拠を確認し、実態に即した予算計上を行うのが望ましい。	239 頁
207	教育財務課 (被災幼児児童生徒就 学支援等補助金)		意見	【検証 (事業評価調書)】 当該評価指標は、補助金を交付する上で当然のことであり、指標とはいえない。目標設定をすることがなじまない補助金であるのであれば評価指標を記載しないことを検討することが望ましい。	240 頁
<b>第 7 特別支援教育課</b>			<b>指摘 0 意見 1</b>		

208	特別支援教育課 (就学奨励費(大規模 災害関連 特別支援学 級分))		意見	【有効性】 扶助費である就学奨励費との関連性を把握し、今後必要性が発生した場合に有効活用できるように、具体的な事例を想定することが望ましい。	240 頁
<b>第2章の4 商工労働部</b>				<b>指摘0 意見8</b>	
<b>第1 企業誘致課</b>				<b>指摘0 意見3</b>	
209	企業誘致課 (企業立地促進事業補 助金)		意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	242 頁
210	企業誘致課 (大規模空き工場企業 誘致補助金)		意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	243 頁
211	企業誘致課 (本社機能移転促進事 業補助金)		意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	244 頁
<b>第2 商工・エネルギー政策課</b>				<b>指摘0 意見1</b>	
212	商工・エネルギー政策 課 (商工会及び商工会議 所補助金(人件費等))		意見	【事業評価調書】 計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける若者の定着率の向上に位置付けている以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	245 頁
<b>第3 商業・金融課</b>				<b>指摘0 意見3</b>	
213	商業・金融課 (中小企業振興支援資 金信用保証料補給金 (旧年度保証分))		意見	【検証(事業評価調書)】 計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備に位置付けている以上、SDGs推進資金が、ワーク・ライフ・バランス推進企業等に支援されているかどうかの実数を把握するなどして、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	246 頁
214	商業・金融課 (地域課題解決型創業 支援事業費補助金)		意見	【有効性】 少子化対策関係事業については、各課の判断で関係事業を位置付けているところ、同じ補助金内で関係事業を区別する理由が、乏しいものとする。少子化対策関係事業との区別を整理し、少子化対策として位置付けられるのであれば、関係事業から外れている事業も少子化対策関係事業と位置付けることが望ましい。	247 頁
215	商業・金融課 (地域課題解決型創業 支援事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上及び女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	248 頁

<b>第4 産業デジタル推進課</b>			<b>指摘0 意見1</b>		
216	産業デジタル推進課 (公益財団法人ソフ ピアジャパン事業運営 補助金)		意見	【要綱(対象経費)】 当該要綱の定めでは、対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうこと、また、客観的に対象経費とすべきか否かを検証することが困難であることから、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	249 頁
<b>第2章の5 農政部</b>			<b>指摘3 意見7</b>		
<b>第1 農業経営課</b>			<b>指摘3 意見7</b>		
217	農業経営課 (新規就農者育成総合 対策事業費補助金)	指摘		【事業実績報告(調査確認)】 補助事業確認調査は、いずれも正確に記入・処理すべきである。	251 頁
218	農業経営課 (新規就農者育成総合 対策事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調査)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	252 頁
219	農業経営課 (就農・就業相談窓口 事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調査)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	253 頁
220	農業経営課 (新規就農サポート事 業費補助金)		意見	【交付決定(経済性・効率性)】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。	254 頁
221	農業経営課 (新規就農サポート事 業費補助金)	指摘		【事業実績報告(調査確認)】 データ提出があっても、ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。	254 頁
222	農業経営課 (新規就農サポート事 業費補助金)		意見	【検証(事業評価調査)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、結婚の希望をかなえるための支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	255 頁
223	農業経営課 (中山間地域等担い手 育成支援事業費補助 金)		意見	【検証(事業評価調査)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	256 頁
224	農業経営課 (ぎふ農業経営者育成 発展支援事業費補助 金)	指摘		【事業実績報告(添付書類)】 ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。	257 頁

225	農業経営課 (ぎふ農業経営者育成 発展支援事業費補助 金)		意見	【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の自立支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	257 頁
226	農業経営課 (女性が変わる未来の 農業整備事業費補助 金)		意見	【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	258 頁
<b>第2章の6 林政部</b>				<b>指摘3 意見11</b>	
<b>第1 県産材流通課</b>				<b>指摘1 意見1</b>	
227	県産材流通課 (ぎふの木で家づくり 支援事業費補助金(社 会資本整備交付金))	指摘		【要綱】 要綱上、事業完了後の申請を認める場合を限定していることからしても、現在の運用は要綱に反していると考えられることから、補助金の運用を見直すか、要綱の見直しを行うべきである。	261 頁
228	県産材流通課 (ぎふの木で家づくり 支援事業費補助金(社 会資本整備交付金))		意見	【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者を呼び込む施策として少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	262 頁
<b>第2 森林活用推進課</b>				<b>指摘2 意見3</b>	
229	森林活用推進課 (森と木と水の環境教 育推進事業費補助金)		意見	【要綱(交付目的)】 交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。	264 頁
230	森林活用推進課 (森と木と水の環境教 育推進事業費補助金)	指摘		【交付申請(事業目的・内容)】 「ぎふ木育の推進」とは異なる目的のために補助金が活用されていると疑われかねない面が存在する。事業内容そのものには問題がないものの、異なる目的の事業については、目的が異なるとして、補助金の支出を行うべきではないため、「ぎふ木育の推進」とは異なる目的で別事業が行われていないかなどを確認し、別目的が存在するときは、内容を分離して実施するよう指導すべきである。	265 頁
231	森林活用推進課 (森と木と水の環境教 育推進事業費補助金)	指摘		【事業実績報告(完了日)】 事業の完了は、補助事業である授業の実施日ないし実施報告書の作成日と考えられるが、実績報告の提出が期限を徒過している。補助事業者である関市に対して期限内の提出を指導すべきである。 これについて担当課からは、「請負業者等に対する支払債務」の履行日をもって完了日とした場合も、「請負業者等に対する支払債務」の履行が未済であっても、事業そのものが完了し、「支払債務」の金額が確定した日をもって完了日とした場合も、いずれも完了日として認めています。」との回答がなされたため、監査人から、会計事務の取扱要領以外の根拠資料の提出を求めたが、具体的な根拠資料は存在しなかった。 事業完了日の取扱いについて、要綱等に具体的に規定すべきである。	266 頁

232	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入 支援事業費補助金)		意見	【要綱(交付目的)】 交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。	267 頁
233	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入 支援事業費補助金)		意見	【事業実績報告(完了日)】 事業計画から実績報告が遅くなっている実績報告については、実際の事業完了日が正しいかどうかを確認し、大幅に遅れている場合には、その理由を確認するのが望ましい。	268 頁
<b>第3 森林経営課</b>				<b>指摘0 意見7</b>	
234	森林経営課 (林業担い手育成事業 費補助金)		意見	【検証(事業評価調書①)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	270 頁
235	森林経営課 (林業担い手育成事業 費補助金)		意見	【検証(事業評価調書②)】 指標を「森林技術者数」としているが、新規就業者の地域への定着を目的としているのであれば、離職率など、就業後の定着率を確認できる指標を設定した上で事業の目標達成を評価するのが望ましい。	270 頁
236	森林経営課 (森のしごと普及啓発 事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	271 頁
237	森林経営課 (林業事業体ICT技 術等導入支援事業費補 助金)		意見	【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	272 頁
238	森林経営課 (新規就業者等定着支 援事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調書)】 離職率など、就業後の定着率を確認できる指標によって事業の目標達成を評価するのが望ましい。	273 頁
239	森林経営課 (岐阜県林業就業移住 支援事業費補助金)		意見	【経済性】 市町村からの事業要望が多かったことを踏まえ予算額を増額したことは評価すべきであるが、結果的に予算執行率が低くならないように、可能な限り事業要望を正確に把握した上で予算措置を講じることが望ましい。	274 頁
240	森林経営課 (岐阜県林業就業移住 支援事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の呼び込みという観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	274 頁
<b>第2章の7 都市建築部</b>				<b>指摘2 意見1</b>	
<b>第1 住宅課</b>				<b>指摘2 意見1</b>	
241	住宅課 (空家対策支援補助 金)	指摘		【記載の誤り】 白川町の補助金返還事案については、「町事業」であり、「市事業」ではないため、調定決議書には、正確に「町事業取消」と記載すべきである。	276 頁

242	住宅課、出納管理課 (空家対策支援補助金)	指摘		【過年度交付の補助金返還】 当該補助金については、今後も同様の理由で市町村からの補助金返還申入事案が生じることが予想されるため、過年度補助金の返還につき、住宅課及び出納管理課を中心として、その法的処理に対する見解及び適正な手続方法を協議した上で、その根拠規定となるべき当該補助金交付要綱等の見直しを検討すべきである。	277 頁
243	住宅課 (空家対策支援補助金)		意見	【検証】 当該補助金が、令和4年度少子化対策関係事業として位置付けられている以上、「地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり」という観点から、子育てを対象にした申請実績がないことの原因及び課題並びに今後申請実績を上げるための方策等の検証を行うことが望ましい。	279 頁
<b>第2章の8 県土整備部</b>				<b>指摘0 意見4</b>	
<b>第1 技術検査課</b>				<b>指摘0 意見4</b>	
244	技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金)		意見	【要綱(事業内容)】 対象事業の内容が広く解釈でき、事業内容が定まっていない状況と変わりがなく、適切な支出かの検証が困難である。建設業への入職促進に向けた魅力発信事業に要する経費の一定基準などを定めるのが望ましい。	282 頁
245	技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金)		意見	【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するの望ましい。	283 頁
246	技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金)		意見	【要綱(補助割合)】 一事業あたりの補助金の上限を定めるのが望ましい。	283 頁
247	技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金)		意見	【検証(事業評価調査)】 当該補助金は、岐阜県少子化対策総合プログラムの一貫としての女性の活躍推進として位置付けられているが、年に1回程度の事業で、推進として十分と評価できるかは疑問のあるところである。補助金そのものは主としてぎふ建設人材育成事業を目的としているものの、同総合プログラムに位置付ける以上は、その効果を検証し、より推進するのが望ましい。 また、女性の活躍をするための事業が、少子化対策総合プログラムと無関係とされていることからしても、果たして同プログラムと補助金との関係性が十分検討されているかが疑わしく、同プログラムに位置付ける以上は、目的と効果を検証するのが望ましい。	284 頁
<b>第2章の9 清流の国推進部</b>				<b>指摘2 意見5</b>	
<b>第1 地域スポーツ課</b>				<b>指摘1 意見2</b>	
248	地域スポーツ課 (岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金)	指摘		【事業実施報告(提出期限)】 少なくとも10件の事業について実績報告書の提出期限が守られていなかった。交付要綱第12条第3項に従い、事業完了日から30日を経過する日までに実績報告書を提出させるべきである。	285 頁

249	地域スポーツ課 (総合型地域スポーツ クラブ支援事業費補助 金)		意見	【交付決定(補助対象経費)】 ホームページの運用費が通信運搬費に含まれるのであれば 明確性及び公平性確保のため、要綱に「HP運用費」が含ま れることを明記するなどして、他のクラブも同様の補助が受 けられる運用とすることが望ましい。	286 頁
250	地域スポーツ課 (県民総参加スポーツ 大会推進事業費補助 金)		意見	【有効性】 県民総参加スポーツ大会推進という名称であるが、実質的 に専らぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会のための補助金になっ ている実情がある。県民総参加・地域密着型のスポーツ大会 を支援することで、「生涯スポーツ社会」の実現を推進するこ とが目的の補助金である以上、今後より多くの県民が気軽に 参加でき、スポーツの習慣化につながりそうな他のスポーツ イベントへの助成を検討するのが望ましい。	287 頁
<b>第2 競技スポーツ課</b>			<b>指摘0 意見1</b>		
251	競技スポーツ課 (パラアスリート育成 支援費補助金)		意見	【有効性】 引き続き国内外で活躍するアスリートの育成・支援に努め るとともに、補助を受けたアスリートたちの実績も含め補助 金の有効性について一層積極的に広報することが望ましい。	288 頁
<b>第3 外国人活躍・共生社会推進課</b>			<b>指摘1 意見2</b>		
252	外国人活躍・共生社会 推進課 (外国籍の子どもの進 学支援事業費補助金)		意見	【有効性】 事業の性質上、非営利活動として教育活動に取り組む団体で あれば、補助事業者を公益法人やNPO法人等の非営利団体 に限定する理由は特にはないと思われるため、非営利活動に取 り組む株式会社等の営利団体も補助事業者を含め、補助事業 者の充実を図ることが望ましい。	290 頁
253	外国人活躍・共生社会 推進課 (多文化共生推進補助 金)	指摘		【検証(事業評価調書)】 目標値が設定できていない理由について、担当課の回答は、 「補助対象が多文化共生に資する施設、備品、システム改修 など、多岐にわたるため、共有の目標値の設定ができないた めです。」とのことであるが、目標が設定できないのであれば どのような状態になったときに補助金の目的は達成されてい るか、効果は出ているか、終期はいつにするか、などの判断 が不可能となる。多岐にわたるのであれば主要な課題を確認 し、課題に対して目標を設定すべきである。	291 頁
254	外国人活躍・共生社会 推進課 (国際交流センター事 業費補助金)		意見	【検証(再補助)】 金額から推測する限りほぼ全ての事業がCO国際交流協会 に委託されており、補助先の再検討をするのが望ましい	292 頁



## 参考報告一覧

是正・改善を求める指摘・意見だけでなく、参考になると思われる事例についても、参考報告として、取り上げることとした。良い取組と思われる事例を参考にすることで、より良い事務が可能になると考えた。

番号	対象課	内 容	本編 頁
1	私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単 独補助金)	【事業実績報告(調査確認)】 事業完了確認調書を作成し、年度内に、事業完了を確認したことを記録に残していることは、事業完了を確認する方法として参考になる。	98 頁
2	文化伝承課 (県立高等学校文化部活動振興費 補助金)	【経済性】 支出は学校ではなく、部活動後援会に対して行われており、補助金予算の配分は、部活動単位で行われている。また、配分金額は一定の計算式に基づいて決定しており、恣意性が介在する余地が少なく、望ましい運用がなされているため参考報告とする。	108 頁
3	環境生活政策課 (第 18 回日本スカウトジャンボ リー派遣事業費補助金)	【事業実績報告(調査確認)】 「補助事業確認カード」という名称の独自フォーマットの書面で調査結果を残している。補助金の実績調査をする上で有用であり、県全体として共有するのが望ましいため、参考報告とする。	111 頁
4	子育て支援課 (低年齢児保育促進事業費補助 金)	【有効性】 定期的に意見交換会を開催する等して、補助事業者の実情や悩みを聴取・分析した上で、より有効で効率的な制度設計となるよう、適宜見直しが行われている点については、他の補助金事業においても参考となるため報告する。	126 頁
5	子ども家庭課 (児童養護施設等感染症拡大防止 対策事業費補助金)	【事業実績報告(調査確認)】 実績報告をチェックする際に使用している「検査調書」という名称の独自のフォーマットは、他の補助金の実績報告をチェックする際にも活用が見込まれるため、参考報告とする。	159 頁
6	子ども家庭課 (児童養護施設等体制強化事業費 補助金)	【要綱】 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱には別表にて、岐阜県補助金等交付規則第 6 条第 1 号及び第 2 号の定める軽微な変更について、基準を定めている。他の補助金では、軽微な変更を要綱で定めていない例がある中で参考となる。	159 頁
7	医療福祉連携推進課 (女性医師等就労環境改善事業費 補助金(基金))	【書類の保存】 保存書類の綴り方について、時系列毎に正確に整理されており、インデックスが多用されている。資料が適切に整理、保存されており、非常に見やすい。	192 頁
8	医療福祉連携推進課 (産科医等育成・確保支援事業費 補助金)	【書類の保存】 保存書類の綴り方について、時系列毎に正確に整理されており、インデックスが多用されている。資料が適切に整理、保存されており、非常に見やすい。	196 頁
9	医療福祉連携推進課 (要電源重度障がい児者災害時等 非常用電源整備事業費補助金)	【検証(目的達成・既得権)】 令和 4 年度の予算要求資料で事業の有効性評価が 0 であることを受けて、担当課において積極的に周知等を行うことによって、事業の有効性を創出しており、事業の運営として非常に望ましく、参考報告とする。	199 頁

10	農業経営課 (中山間地域等担い手育成支援事業費補助金)	【交付決定(経済性・効率性)】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点は重要であると思料するところ、要領によって契約方法を規定している点につき、他の補助事業においても参考になるため報告する。	256 頁
11	農産物流通課 (地域の魅力再発見食育推進事業費補助金)	【検証(事業評価調査)】 当該補助事業については、計画された事業の実施、事業に対するアンケート調査、同調査結果及び第三者(学識経験者等)の意見聴取結果を踏まえた効果検証並びに検証結果に基づく改善指導等というPDCAサイクルが図られており、この点は、補助金を用いた事業全般における事業評価・有効性検証の観点から参考になるため報告する。	260 頁
12	森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金)	【有効性】 事業全体の目的と当該補助金の直接の目的との関連性が明確でない場合に、個々の効果検証を行うことは、効果的な補助金の支出につながると思われ、少子化対策に関連する補助金においても参考になると考える。	264 頁
13	森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金)	【要綱】 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱には別表第2にて、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の定める軽微な変更について、基準を定めている。他の補助金では、軽微な変更を要綱で定めていない例がある中で参考となる。	264 頁
14	森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金)	【要綱】 実績報告書の取扱いが詳細に定められ、補助事業完了後の交付申請における提出期限についても、具体的に規定されており参考になる。	265 頁
15	森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金)	【事業実績報告(調査確認)】 実績報告後に、各地の農林事務所へ実績報告の検査確認を求め、検査の結果、支出の裏付けとなる資料等の不足分があれば、資料を提出させることによって、瑕疵のない実績報告となるように確認を行っている。適切な実績の確認の方法であり、各地の農林事務所との役割分担により業務負担を分けていることも参考となる。	266 頁
16	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金)	【有効性】 「ぎふ木育の推進」の効果検証は、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業 評価シート」により行っている。事業全体の「森林の保全・再生」については、当該シートを元に「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」にて、「ぎふ木育の推進」も含めた各事業の評価を踏まえて検証している。 事業全体の目的と当該補助金の直接の目的との関連性が明確でない場合に、個々の効果検証を行うことは、効果的な補助金の支出につながると思われ、少子化対策に関連する補助金においても参考になると考える。	267 頁
17	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金)	【軽微な変更の基準】 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱には別表第2にて、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の定める軽微な変更について、基準を定めている。他の補助金では、軽微な変更を要綱で定めていない例がある中で参考となる。	268 頁

18	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金)	【実績報告書の取扱い】 実績報告書の取扱いが詳細に定められ、補助事業完了後の交付申請における提出期限についても、具体的に規定されており参考になる。	268 頁
19	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金)	【事業実績報告(完了日)】 事業完了日については、原則事業実施日とされているため、支払い予定日も含める規定を設けることは実態に即した運用となるため、参考報告とする。	268 頁
20	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金)	【事業実績報告(添付書類)】 岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領において、購入した物品について標識等による表示をし、事業実績報告において納品検査写真を添付する事を求めている。補助金を利用した物品について、明確化することとなり、誤った処分等を防止する意味で参考になる。	269 頁
21	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金)	【事業実績報告(調査確認)】 担当課においては、実績報告がなされた後、確認調書に従って、消費税の免税事業者であるかなどの補助金業務における誤った手続きがなされやすい点を確認している。消費税の還付の有無などは、補助金を受け取る側においても誤った事務処理などがなされるおそれがあるが、適切な確認調書を用いることで誤った事務処理を防止することにつながることから参考報告とする。	269 頁
22	技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金)	【要綱(その他)】 交付要綱において、補助事業の着手時期の定めがなされている。交付決定後の着手を原則としつつ、事前の着手の場合には、やむを得ない理由がある場合を求め、事前着手理由書を添付する運用が定められている。着手時期が交付決定後であることを明確にし、事前着手に関する手続も具体的に定めており、参考になる。	283 頁